2026
11
No.732

# The Finance ファイナンス

特集

令和7年度の事例集から紹介

## 全国財務局の地域連携の取組

巻頭言

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士　米谷　三以

## 「政治主導」下のガバナンスを論ず



財務省 Ministry of Finance, JAPAN

2026
Nov.

# Photos



日豪財務大臣対話に関する協力覚書に署名するジム・チャルマーズ オーストラリア財務大臣と片山大臣（10月5日）



世界銀行・IMF合同開発委員会の議長に就任した片山大臣、スヴァントソン スウェーデン財務大臣（同委員会の前議長）、バンガ世界銀行グループ総裁（10月15日、於：タイ・バンコク）

The Finance
# ファイナンス

財務省広報誌　令和８年11月号　通巻 第732号
■本誌へのご意見・ご要望は
〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1「財務省広報室内ファイナンス編集部」あてにお送りください
✉e-mail：finance@mof.go.jp

2026 Nov.

## CONTENTS

今月の顔・巻頭言

01 **「政治主導」下のガバナンスを論ず**
西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士　米谷 三以

特　集

02 **令和７年度の事例集から紹介**
**全国財務局の地域連携の取組**

SPOT

10 **アジア債券市場育成イニシアティブ（ABMI）の軌跡と新たな挑戦**
**―ASEAN＋３金融協力の先に未来を拓く―**
津田 夏樹／金田一 敏幸／服部 孝洋

18 **短資会社の資金需給予想の誤差推計**　石田　良

20 **AMRO事務局長兼CEOの視点（8）**
**国境を越えるお金－ASEAN+3地域における現状と今後の道筋**
渡部 康人

24 **５次のトリセツ―FATF第５次対日相互審査で示す官民のチカラ―**
**―第７回：IO7（マネロンの捜査・訴追・制裁）―**
千田 正儀／三代 健太

ライブラリー

31 **松井 望 編著**
なぜ女性公務員の管理職は少ないのか　～大規模調査にみる自治体の課題　渡部　晶

32 **廣光 俊昭 著**
経済安全保障の経済学　泉　恒有

連　載

34 **コラム　経済トレンド149**
AIと音楽産業　相田 竜之介／川野 祥太

36 **路線価でひもとく街の歴史**
第81回　徳島県徳島市
船場銀行街、東新町の百貨店街から水辺の街へ
鈴木 文彦

40 **海外ウォッチャー**
変わるアフリカ
― 経済機会を投資につなぐ開発金融
中井 智己

48 **PRI Open Campus**
**～財務総研の研究・交流活動紹介～ 61**
座談会「カンボジア中小企業金融支援」を考える
～支援の現場から見えた成果と今後の展望～
里田 真規／中西 孝文／福原 耀介

56 **各地の話題**
歴史と自然の息づくまち
～茨城県南の伝統文化都市～　長谷川 雅之
歴史が芽吹く蔵の街とちぎ　相良 敏雄
世界遺産の輝きとトキの舞う島　佐渡　小出 勇一

65 **編集後記**







今月の表紙　秋の名鉄三河線旧三河広瀬駅〈愛知県豊田市〉

● 本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ著者の個人的見解であることをお断りしておきます。
● 記事はホームページでもご覧いただけます。 https://www.mof.go.jp/public_relations/finance/

当該ページは冊子にてご覧いただけます。



# 「政治主導」下のガバナンスを論ず

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士
**米谷　三以**

近年、民間投資の呼び水効果を狙った政府措置が顕著に増加している。「骨太の方針2026」でも、官による投資を強調しつつ、「官民双方の行動変容による国内投資の推進に資する基盤整備を総合的・一体的に推進する」として、民間投資の増加を目標に掲げている。

この流れで想起されるのは、初代内務卿大久保利通が1874（明治7）年に提出した殖産興業に関する建議である。この建議は、富国の基が「人民ノ工業ヲ勉励スルト否ザルトニ胚胎スト雖モ、其源頭ヲ尋ルニ未ダ嘗テ政府政官ノ誘導奨励ノ力ニ依ラザル無シ」とする。呼び水を差すことは今も昔も政府の役割である。

ただ重要な違いを指摘したい。大久保利通が辣腕を振るったキャッチアップの時代においては、範とする産業構造や技術が欧米に存在した故に、欧米の現状を自分の目で確かめたエリート官僚が呼び水の方向性を決めるのがもっとも合理的であったろう。これに対して先進国となった日本は正解のない問題に取り組んでおり、考える材料を国内で丁寧に収集して選択肢を実証的に評価し比較対照した上で政治判断に委ねることが求められているのでないか。先例がない以上事後の評価及び見直しの制度化も必要である。また、呼び水の政策はどこで打ち切るかの判断が難しい。明治政府の殖産興業政策のうち、官営工場は松方デフレ財政における払い下げ推進というおそらく予期せぬ形での終了となった。適時に打ち切る仕組みを予め設けておくのが賢明である。

弊事務所付属の西村高等法務研究所は、「政策形成過程におけるガバナンスに関する提言」を7月にHP上で公表した。政治主導が確立した今日において企業の公共政策活動の健全な発展を図るという観点から、あらゆる政策措置についてその必要性、手段の合理性等を実証的に説明する必要性を訴えた。また、手続面では、オープンな情報収集手続の導入、政治判断に先行する複数選択肢の政策評価の実施、さらに見直しを前提とする事後評価の強化を提言している。データと合理的思考の競争を通じて醸成される透明な信頼関係が公共政策活動の健全な成長を保証すると考えた。

この改革の効果はそこに留まらない。政策能力を実地に競う場が開放されるため、政策専門家がシンクタンクや研究機関、法律事務所、コンサルタントなど政府の外に簇生することが期待される。専門家の議論が活発に行われ、そこに行政官も参加することで政策や規制の発展方向が「見える化」されるだろう。企業は、どのような事業や製品が将来優位に立ち、また、逆に忌避されるかの予見性が高まり、事業革新や新製品開発に対する投資に積極的となろう。科学技術の研究者は、規制等の発展方向や企業の動向から社会・経済のニーズを推察して研究の方向性をより考えるだろう。企業や研究者の動きは政策分析及び提言に反映され、また、政府調達の戦略的利用を加速するだろう。このようにして文理融合及び産官学協働が促され、産業・技術はもとより政策においてもイノベーションが発生しやすい土壌が生成されると期待する。

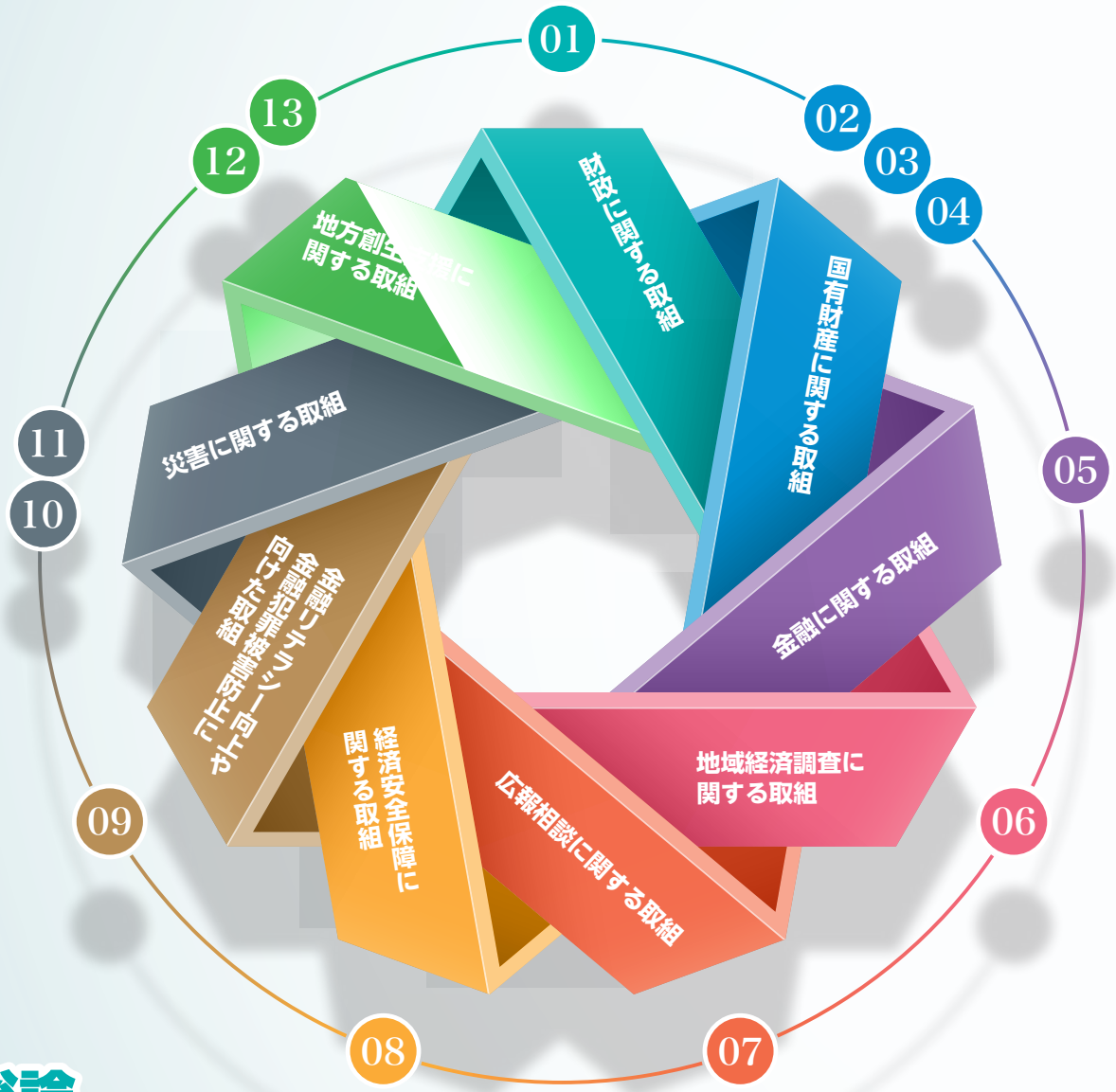
「政治主導」は私人ないし個人に受動性を求めるわけではない。むしろ逆である。政治主導確立の出発点である橋本行革の最終報告書は、その基本理念を「自律的な個人を基礎としつつ、より自由かつ公正な社会を形成するにふさわしい21世紀型行政システムへと転換すること」と記した。「私がする・私が作る」社会の実現に向かう一歩として、上記の提言を強く推す。

# 特集

## 令和7年度の事例集から紹介

# 全国財務局の地域連携の取組

財務局（沖縄総合事務局財務部を含む）は、財務省の総合出先機関として設置されている。各財務局は地域に根差し、各地域におけるニーズを踏まえながら、地域連携の取組を推進しており、毎年その内容を取りまとめ、「地域連携事例集」として公表している。本特集では、令和７年度の９分野・37事例から13事例を紹介する。　　取材・文　向山勇




## 総論

財務局は、財務省の総合出先機関として、また、金融庁から事務委任を受けた組織として、地域に根差し、財政、国有財産、金融などの業務を通じて国の施策を実施するとともに、財務省及び金融庁の施策の広報、地域の声や経済の実態把握を通じて、地域に貢献することを使命としている。こうした機能を発揮することで、財務局は、各々の時代の要請の中で地域とつながり、地域と財務省・金融庁をつなぐ結節点となり、財政健全化や地域経済活性化に向けた施策を推進している。加えて、地域の主体とのネットワークを形成し、活用することで、地域の課題解決等をサポートする「地域連携」の取組を推進するほか、地方公共団体等が行う地方創生を支援している。

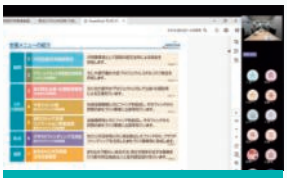
# CASE 01 財務局のネットワークを活用したまちづくり事業支援 …… 中国財務局

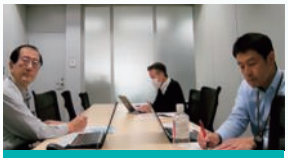
**財政に関する取組**

地方公共団体では、人口減少や空き家・空き店舗の増加など多様な問題を抱える中、地域資源を活かしたまちづくりを進めるため、資金面の調達が課題となっている。中国財務局は、これらの課題解決策として、財務局が有するネットワークを活用し、都市開発プロジェクトへの出資・融資のほか、地方公共団体とのファンド設立（助成）など、まちづくり事業を支援している一般財団法人民間都市開発推進機構（以下、民都機構）による「まちづくり支援説明会」を開催した。説明会では、民都機構の支援実績を交えた各種支援メニューを紹介し、地方公共団体（6団体）がWeb形式で参加した。

説明会後のアンケートで「検討段階の事業において参考となった」と回答のあった山口県萩市に働きかけ、令和7年10月28日に、3者（萩市、民都機構、中国財務局）によるWeb個別相談会を開催した。相談会では、検討中の事業について、民都機構の支援メニュー活用に対する可否など具体的な相談が行われるとともに、萩市と民都機構が直接連絡できる関係性の構築にも寄与した。

今後も、地域ニーズや課題を的確に把握し、財務局が有するネットワークを活用しながら、地方公共団体の課題解決を支援していく予定である。


説明会の様子


個別相談会の様子


民都機構の支援メニュー
説明用資料

# CASE 02 行政財産活用とまちづくりに向けた利用者アンケートの実践 …… 東海財務局

**国有財産に関する取組**

名古屋城の南に位置する三の丸地区（以下「三の丸地区」という。）は、国・県・市の官公庁舎が立ち並ぶ日本有数の官庁街である。近年、公的空間の利活用や滞留空間の創出など、まちづくりの機運が高まりつつあり、まちの転換期を迎えている。名古屋市では、三の丸地区におけるまちづくりの第一歩として「まちづくり構想」の策定に取り組んでおり、東海財務局においても、庁舎整備やその有効活用を図るため、連携強化を進めていた。

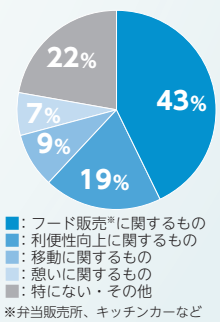
こうした中、東海財務局の中堅・若手職員によるプロジェクトチーム「スプラウト」は、三の丸地区における行政財産の活用に向け、行政側が利用者ニーズを把握できていない点に着目し、名古屋市との共催により、三の丸地区で働く職員を対象としたWebアンケートを実施した。アンケートは令和7年8月から9月にかけて、三の丸地区で働く37機関の職員を対象に、公共施設の活用ニーズや地区の課題把握等を目的として実施し、3,564件の回答を得た。

アンケート結果については、「スプラウト」から国・県・市に情報共有するとともに、意見交換等を通じて、自治体と連携したまちづくりの推進につなげている。また、東海財務局においてアンケート結果を踏まえた調整を行った結果、合同庁舎においてキッチンカー等のサービス提供が決定し、行政財産の有効活用と利用者の利便性向上を実現した。



出典：「名古屋都市計画基本図（令和2・3年）」を基に一部加工


アンケート結果についての情報共有



「三の丸地区にあると便利な機能・設備」集計結果

## CASE 03 合同庁舎を活用した地域の賑わい創出 ……四国財務局

**国有財産に関する取組**

四国財務局が入居する高松サンポート合同庁舎は、香川県及び高松市が賑わい創出に取り組んでいるサンポート高松エリアに所在しており、近年は「香川県立アリーナ」が開館し、様々なイベントが開催されるなど、周辺の環境に大きな変化が生じている。

こうした状況のなか、四国財務局は、庁舎開放による賑わい創出や国の施策広報を目的として、若手職員が中心となり、中国四国農政局香川県拠点及び消費者庁新未来創造戦略本部との共催イベント「高松サンポート合同庁舎にぎわいフェスタ」を企画・開催した。

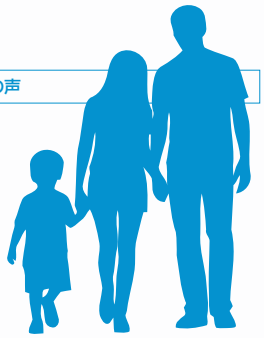
イベント当日は、合同庁舎の敷地内や施設内に多くの来場者が訪れ、地域の賑わい創出に貢献したほか、テレビや新聞などでも取り上げられた。また、財務局による国有財産、農政局による農福連携（農業と福祉の連携）、消費者庁による食品ロス削減・エシカル消費といった各機関の施策をテーマとした広報を実施した。このように、地域の既存イベントや他省庁の施策と連携することで、地域の賑わい創出と国の施策広報を同時に実現した。


イベント当日の様子（合同庁舎敷地）


イベント当日の様子（合同庁舎施設内）

**来場者の声**

・大人から子供まで沢山のことを楽しみながら学べる良い企画だった。
・国の庁舎は閉鎖的なイメージだったが、地域の人に開放することは素晴らしい。



## CASE 04 離島の課題解決に国有財産を活用 ……沖縄総合事務局

**国有財産に関する取組**

沖縄県うるま市の津堅島は、沖縄本島の東海岸、勝連半島の南東4kmに位置する島である。近年、人口減少や高齢化の進行により、地域活動やコミュニティの維持が課題となっていた。

これらの課題の解決に向け、うるま市は定住支援を目的として国有財産の取得を要望した。同市からの相談を受けた沖縄総合事務局は、売却可能な国有地の情報を提供。その後、同市に対して約3,800㎡の国有財産を売却した。うるま市では、取得した土地において、定住支援施設及び複合施設の整備を進めている。

当該施設の整備により、今後、移住者の居住施設が確保され、島の賑わいの拠点になることが期待されている。

沖縄総合事務局は、うるま市との連携・調整を通じて国有財産の有効活用を進め、人口減少等の地域課題の解決を後押しするとともに、地域活性化及びコミュニティの維持に寄与した。


島内の様子（出典：うるま市提供資料）


完成予想図（出典：うるま市提供資料）

## CASE 05 地域金融力の更なる強化へ くまもと地域支援ラウンドテーブル開催 …… 九州財務局

**金融に関する取組**

地域では人口減少等が進行し、地域企業の人手・後継者不足も深刻化している。このような課題に対応し、地域経済が発展していくため、地域金融には、資金繰り支援にとどまらず、企業のM＆A・事業承継や事業再生、人材確保等を通じて地域に貢献する力（「地域金融力」）が期待されている。

九州財務局は、地域金融力の更なる強化と金融機関・支援機関の連携強化を目的として、県内金融機関の役員クラス及び支援機関の代表者等を対象とした「くまもと地域支援ラウンドテーブル」を開催した。経営不振先の事例をもとに支援策を検討することで、金融機関と支援機関のより一層の連携強化に貢献した。

九州財務局では、今後も当該取組を継続するとともに、開催ノウハウを管内他県に共有し、宮崎県及び鹿児島県においても同様の取組を展開することで、地域金融力の向上と関係機関の連携強化を後押ししている。


ラウンドテーブルの様子

参加者の声



早期相談には、金融機関と支援機関が予兆把握と情報共有を徹底し、相談しやすい関係、統一的な連携基準を築くことが重要。

金融機関と支援機関が集う機会は少なく、意見交換やネットワークの構築が出来たことを高く評価する。

## CASE 06 岐阜県の森林を守るための取組レポートを公表 …… 東海財務局岐阜財務事務所

**地域経済調査に関する取組**

岐阜県の森林面積は県土面積の81%を占め、森林率は全国2位となっている。豊かな森という恵まれた環境資源である一方、山林管理の人材不足など森林に関する課題に直面している。こうした中、東海財務局岐阜財務事務所では、地域連携対話等のヒアリングを通じて把握した岐阜県内の森林に係る現状や課題を分析し、県内の各団体の取組事例や関連する制度等について取りまとめ、レポート形式で発表した（令和7年6月12日）。

レポートでは、担い手不足や管理不足といった課題を抱える一方で、国産材の利活用やカーボン・クレジット、観光資源化などの取組が進みつつあることを紹介した。また、経済調査、融資、金融、国有財産、地域連携といった財務局の多様な業務視点を生かして、地域の森林課題を幅広く扱ったことで、地方公共団体に加え、幅広い地域主体に対する効果的なアプローチが可能となった。さらに、ヒアリングやアンケートを通じて岐阜県内の森林に係る現状や課題への理解を深めるとともに、今後の連携や取組につながる関係構築にも寄与した。




レポートはこちら



## CASE 07 家計と町の財政をつなげる“学びのかたち”を展開 …… 東北財務局

### 広報相談に関する取組

東北財務局は、宮城県亘理町立吉田中学校からの提案・要望を受け、家計管理を学ぶ金融経済教育講座と亘理町の財政を考える地方財政教育プログラムの実施に加えて、双方を結び付ける「家計と町の財政の『違い』を考えるワーク」の授業を支援した。金融と財政を所掌する財務局の強みを生かし、金融経済教育と地方財政教育を結び付けることで、生徒の理解を深める付加価値を加えた特色ある講座を展開した。

この取組は、令和7年11月から翌年2月にかけて段階的に実施した。11月に金融経済教育講座「家計について考えよう！」、12月に「家計と町の財政の違いを考えるワーク」（進行は中学校教員、財務局はアドバイザーとして参加）、1月に地方財政教育プログラム「亘理町長となって町の予算をつくろう！」を実施し、2月には「未来の町長から現在の町長への提言」として町長への提言を行った。家計学習から財政シミュレーション、政策立案までを一連の体系として実施したことで、財政を生活実感と結びつけて考えることにより、財政に対する理解の促進につながった。自分たちが住む町の財政状況や地域課題への当事者意識が醸成され、政策への理解の深まりにより問題意識を持つことにつながっており、将来の地域人材の育成につながると期待される。





グループワークの様子


町長へ提言書を手交

## CASE 08 関係機関との連携を通じた経済安全保障に関する取組の推進 … 近畿財務局

### 経済安全保障に関する取組

近畿財務局は、管内における経済安全保障に携わる各機関との関係強化を目的として、財務局がハブとなり、大阪税関、近畿経済産業局、近畿公安調査局、大阪府警察本部のそれぞれの経済安全保障業務の担当者が一堂に会する「経済安全保障実務担当者連絡会」を主催した。連絡会では、各機関が取組状況や今後の活動方針などを共有することで、マルチの関係強化につながり、近畿管内の経済安全保障の取組の充実に寄与した。

こうした関係強化の結果、近畿財務局と近畿経済産業局、近畿公安調査局及び大阪府警察本部が連携して、合同での企業訪問を実施した。また、連携の一環として、近畿財務局主催の金融機関向け「経済安全保障セミナー」において、経済産業省の担当者が講師として登壇した。セミナーの模様は金融業界誌で報道されたほか、参加者からは「経済安全保障が求められる要因や金融機関に求めることなど、非常に参考になった」といった好意的な意見が寄せられた。これらの取組を通じて、関係機関の連携強化とともに、国の経済安全保障に係る政策の理解促進に寄与した。


経済安全保障実務担当者連絡会の模様


当局主催セミナーの模様



## CASE 09 受刑者向け「お金の勉強会」を開催 …… 福岡財務支局

### 金融リテラシー向上や金融犯罪被害防止に向けた取組

令和7年6月の改正刑法の施行により「拘禁刑」が導入され、再犯防止や円滑な社会復帰を目的として、受刑者の特性に応じた柔軟な支援が可能となった。こうした中、福岡財務支局は福岡拘置所から依頼を受け、就労・社会復帰支援の一環として「お金の勉強会」を開催した。福岡拘置所及び長崎刑務所と連携し、受刑者に対する就労支援の一環として金融経済教育に係る出前講義を実施したものであり、金融リテラシーの向上を通じて、社会復帰支援と再犯防止を後押しした。

勉強会は、お金に関する知識や判断力である金融リテラシーの向上を目的として実施したものであり、社会復帰後の生活設計や家計管理、金融トラブル防止などをテーマに2回の講義を実施した。第1回は基礎コースとして「お金の基礎と家計管理～選ぶ力を考える～」、第2回は応用コースとして「契約の基本・金融トラブル対策等」をテーマとした。

本取組は、福岡拘置所と連携して新たな矯正教育ニーズに応える金融経済教育を実施したものであり、受刑者の自立支援や再犯防止に資する福岡財務支局初の取組となった。また、福岡拘置所の取組を契機として、長崎刑務所での講義実施にもつながるなど、地域や行政機関の垣根を越えた受刑者支援に繋がった。


勉強会の様子

**参加者の声**

自分の収入に合った暮らしの重要性に気づいた。

騙されないためにも正しい知識を持つことが大切。



**職員の声**

今回の講義は参加者にとって良い刺激となり、主体的に学ぶ姿が見られた。行政連携の大切さも実感した。

## CASE 10 釧路地方合同庁舎を防災拠点として活用 …… 北海道財務局釧路財務事務所

### 災害に関する取組

釧路財務事務所が管理する釧路地方合同庁舎は、平成23年に北海道釧路市から「津波緊急一時避難施設」として指定されるなど、地域の防災のため、有効活用されている。釧路財務事務所では、毎年、地域住民や近隣の園児等を対象とした津波避難訓練を実施し、防災拠点としての浸透を図っており、冬期には園児向けの避難訓練や職員による防災紙芝居も実施している。

こうした中、令和7年7月30日にカムチャツカ半島地震が発生した。同事務所は、津波注意報発令の段階から関係機関と連携を図り、釧路市内最大規模の避難場所として地域住民を受け入れるなど、「災害から地域住民を守る」取組を実施した。具体的には、関係機関と連携して釧路地方合同庁舎内に避難所を開設するとともに、避難してきた多数の地域住民等に対し、円滑な誘導、避難者名簿の作成、備蓄品の適時配付など、避難者に寄り添った丁寧な対応を行った。

また、今回の対応を契機として、速やかに事後検証を実施し、釧路市及び釧路地方合同庁舎に入居する8官署との連携強化や備蓄品の拡充等について検討を進めるとともに、将来の災害発生に備え、避難者の受入体制について継続的な見直しと強化を図っている。


冬期園児向け避難訓練


職員による防災紙芝居


避難されている地域住民への対応

## CASE 11 震災等からの復興を後押しする連携強化・支援力向上、伝承の取組 … 北陸財務局

**災害に関する取組**

令和6年能登半島地震等からの復興を後押しするため、北陸財務局は令和7年3月、「令和6年能登半島地震等からの復興連携カルテット会議」（以下、「カルテット会議」）を発足した。被災地では、人口流出やそれに伴う消費マーケットの縮小、人材不足、後継者不足など様々な課題があることから、被災地の金融機関、政府系金融機関、石川県信用保証協会、北陸財務局が現状や課題を共有し、連携強化や金融機関等の支援力の向上を図ることで、復興を後押しすることを目的としている。また、人口減少や高齢化が急速に進んでいる地域における貴重な経験（連携支援の実践記録等）を、将来に伝承することも目的としている。カルテット会議では、能登6市町と金融機関等の連携強化に向けた意見交換や、金融機関等の支援力向上を目的とした合同勉強会を実施した。

さらに、情報発信（伝承）の取組として、他地域で災害が発生した場合の参考となるよう、金融機関等による支援事例等を取りまとめ、令和8年1月に公表した。



会議の様子

会議参加者の声



自治体と金融機関で情報連携し、創業希望者と廃業予定者をマッチングすることも可能ではないか。

マーケット環境が大きく変化している中、商工団体、金融機関、支援機関が情報共有を図りつつ、経営計画の策定支援に取り組んでいきたい。



## CASE 12 関係機関と連携した地域企業の人材課題解決に向けた取組 … 関東財務局

**地方創生支援に関する取組**

関東財務局は、埼玉県内の産学官金労の関係者が連携する「強い経済の構築に向けた埼玉県戦略会議」に参画し、人材課題の解決に向けて議論を重ねている。同財務局は、経済調査で把握した人手不足に関する企業の声や、地域金融機関向けの人材関連施策活用セミナー等の情報を提供するなど、埼玉県の取組を後押ししてきた。

こうした中、更なる連携強化を図るため、関東財務局は埼玉県、関東経済産業局及び埼玉労働局と「埼玉県内の中小企業の課題解決に向けたシニア人材活用に関する連携協定」を締結し、取組を深化させた。同協定では、社会で活躍し続ける意欲とスキル・ノウハウを持つシニア人材への支援、シニア人材により経営課題の解決を図ろうとする県内中小企業への支援、シニア人材と県内中小企業とのマッチングなどに取り組むこととしている。

その一環として、関東経済産業局の支援策である「新現役交流会」を活用し、地域企業の人材課題の解決に向けた「埼玉県版新現役交流会」を開催した。

交流会に参加した県内中小企業では、「求める人材像」と「シニア人材の強み」が一致し、採用に至るケースも見られた。



連携協定締結式の様子（令和7年9月）



個別面談の模様

# CASE 13 共創マッチングピッチOSAKA ～地域がつなぐアフター万博の未来～ …… 近畿財務局

地方創生支援に関する取組

近畿財務局は、大阪・関西万博の成果を一過性にせず、地域の活性化につなげていくことを目的として、万博のテーマに合致する分野（医療・健康と環境）で公民連携の推進を支援するピッチイベント及び名刺交換会を開催した。

イベントでは、大阪府内の地方公共団体から事前に把握した「企業と連携して解決したい地域課題（医療・健康、環境分野）」を基に、その解決策を提案できる万博出展企業等を金融機関が取引先企業の中から選定し、参加につなげた。ピッチ（ショートプレゼン）プログラムでは、イベントに参加している地方公共団体の公民連携担当者等に向けて、まず金融機関から選定した企業等の紹介を行い、その後、企業から地域課題の解決策について説明した。


ピッチ（ショートプレゼン）の様子

イベントは令和7年11月17日に開催し、地方公共団体、金融機関、スタートアップ企業等約120名が参加した。その結果、地方公共団体とスタートアップ企業等との連携のきっかけを創出し、万博で披露された新技術・サービスの実装化の一助に貢献した。また、地方公共団体と金融機関との連携をはじめ、様々なネットワーク形成を促進するなど、地域のつなぎ役としての役割を果たした。

**参加者の声**

- 金融機関から企業の推薦理由を聞くことができるピッチは初めてで、説得力が増した。
- お会いしたい企業と繋がることができた。
- 企業のピッチが、地方公共団体との連携を見据えたものが多く、今後の連携を想像できた。



## 今後の取組について

財務局はこれからも、地域の様々な主体と連携・協働し、地域課題の解決に向けて創意工夫を凝らしながら、社会の変化に伴う新たなニーズに対応していくことで、希望ある社会を次世代に引き継ぐため、地域経済の発展に貢献し、地域住民の皆様にとって役立つ組織となることができるよう、引き続き地域と積極的に連携していく。

なお、地域連携事例集は、財務省財務局のホームページで公開している。令和7年度は、9つのカテゴリー、37事例を紹介している。また、財務局ごとの地域連携事例や取組方針等も同ホームページから閲覧可能となっている。

（大臣官房地方課）

**地域連携事例集**
https://lfb.mof.go.jp/renkei/jireisyu.html

**全国財務局の取組**
https://lfb.mof.go.jp/renkei/torikumi.html



# アジア債券市場育成イニシアティブ（ABMI）の軌跡と新たな挑戦
## ―ASEAN＋3金融協力の先に未来を拓く―

国際局地域協力課長　津田　夏樹／課長補佐　金田一　敏幸
東京大学　服部　孝洋

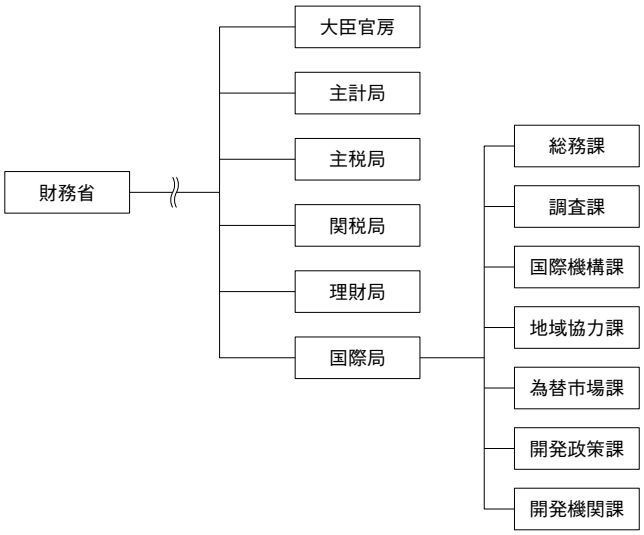
SPOT

## 1．地域協力課とアジア債券市場育成イニシアティブ（ABMI：Asian Bond Markets Initiative）

### 1．1　アジア通貨危機とは

**服部**：本日はよろしくお願いいたします。今回訪問しているのは国際局の中の「地域協力課」です。国際局にはIMFなどを所管する国際機構課や為替政策を所管する為替市場課など様々な課がありますが、地域協力課は、ASEAN＋3や太平洋島嶼国など、地域をベースに所管しているという特徴があります。神田（2020）では地域協力課の所掌として「アジア地域における金融協力（ASEAN＋3、チェンマイ・イニシアティブ（CMIM）等）と説明されています。

図表1　国際局の組織図




（出所）財務省HPより作成（https://www.mof.go.jp/about_mof/introduction/organization/index.htm）

私自身が専門としている領域に債券があるのですが、地域協力課が所管している「アジア債券市場育成イニシアティブ（ABMI：Asian Bond Markets Initiative）」には昔から関心を持っていました（日本ではABMIは「アブミ」と読むことが多いですが、各国はエー・ビー・エム・アイとそのまま呼びます）。今回、地域協力課を訪問させてもらう前にいろいろ調べてきたのですが、「ファイナンス」などで定期的に取り上げられるものの、包括的に説明されているものがないと感じていました。すでに20年以上の歴史がある試みであるため、その歴史を含め説明することで、多くの人がその概要を理解できるものを作りたいと考えています。また、専門的になる傾向がある領域ですので、学生や新人が読んでわかるようなコンテンツにしたいと思っています。

まず学生に聞きたいのですが、そもそもアジア通貨危機については聞いたことはありますか。

**学生**：聞いたことがあるくらいです。

**津田**：たぶん多くの学生にとってはそれが普通だとおもうので、そこから話した方が良いですね。財務省国際局に地域協力課ができたのは、1997年に起こったアジア通貨危機がきっかけです。最初は国際機構課の中に実質的な実働部隊が任命され、1998年の財務省の組織改正の後に、当時あった国際収支課の中にアジア通貨室が設置されました。その後、2001年の組織改正の際に独立した課として地域協力課になりました。役所は部署を増やすのが難しいのですが、アジア通貨危機をきっかけに地域協力課の必要性が認められたのです。地域協力課は現在、16人の職員が働いています。

アジア通貨危機時のアジアでは、多くの国が似た経済構造に直面していました。それは成長のための投資資金を海外から主に「ドル」で「短期間の借り入れ」をしていたことです。それを使って、「現地通貨」に換えて国内企業に「長期で貸し出し」をしていました。これを「通貨のミスマッチ」と「期間のミスマッチ」による二重のミスマッチ（ダブル・ミスマッチ）といいます。この構造が破綻の危機を招いたとされています。

このような構造を改善するために様々なイニシア

ティブが生まれました。当面の危機対応策としてCMIMが作られ、IMFに頼る前に近隣の国が助け合う仕組みができました。

**学生**：イニシアティブは日本語にすると何になりますか。協定に近いでしょうか。

**津田**：イニシアティブは取組とか構想といった意味ですが、日本語に訳さずそのまま使われることが多いです。

**服部**：今、「通貨のミスマッチ」や「期間のミスマッチ」の話がありましたが、為替が暴落する「通貨危機」に加え、借入は銀行を経由するので銀行危機を引き起こしたというのもアジアで起こった金融危機の特徴です。この二つが主要な原因であることを踏まえると、短期のドルの借り入れではなく、現地通貨でファンディングできればよいですし、中長期の借入なら、中長期債を発行して調達すればよいということになります。したがって、現地通貨建ての債券市場を育成しようという観点で始まったのが、今回議論する「アジア債券市場育成イニシアティブ」ということです。

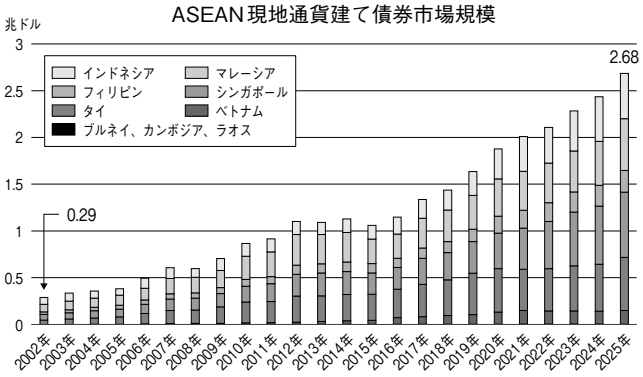
**津田**：その通りです。緊急措置であるCMIMに比べ、ABMIは体質改善のような位置づけの政策です。現地通貨建てで国債や社債を、特に中長期債で発行し、資金調達できる市場があれば、そもそも海外から短期でドルを借りる必要がなかったという問題意識から始まりました。現地通貨建ての債券市場を各国で整備していく取組が、2002年に立ち上がり、2003年にASEAN＋3の大臣間で正式に合意され、進められています。

ABMIはASEAN＋3の中でも日本が主導して進めてきています。その過程では、ABMIの事務局を務めるアジア開発銀行（ADB）などの国際機関とも連携し各国の意見を調整しながら、取組の中長期的な方向性を描くABMIロードマップを作成しています。もちろん、国によって意見が異なるため、事前に各国の担当者や財務官レベルでしっかりと調整をして、財務大臣・中央銀行総裁会議の場ではスムーズに合意できるよう調整するのが我々の重要な仕事です。

## 1.2　信用保証・投資ファシリティ（CGIF）とは

**服部**：図表2をみると、ASEANにおける現地通貨建ての債券の残高は増えており、当初の10倍弱くらいの規模まで進んでいますね。

図表2　ASEAN諸国現地通貨建て債券市場規模（2026年10月時点）

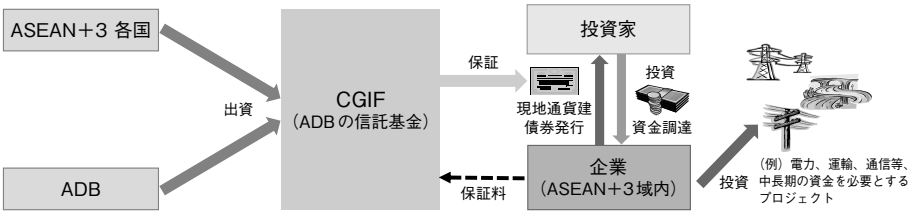



（出所）アジア開発銀行 AsianBondsOnline（https://asianbondsonline.adb.org/）

**津田**：はい。ABMIは2003年からスタートし、最初は多様な発行体が資金調達できる制度的枠組みを作ることが目的でした。債券の信用保証の仕組みである「信用保証・投資ファシリティ（CGIF：Credit Guarantee & Investment Facility）」を作るなど、様々な試みをしました。

**服部**：CGIFは、神田（2020）でも大きくハイライトされるなど、ABMIにおける重要な成果物の一つとして整理できると思います。実際、ABMIの成果を外から見ると一番わかりやすいのではないでしょうか。神田（2020）では「債券での資金調達が困難な地域の企業が発行する社債に保証を供与することで、当該企業の信用力を補完し、現地通貨建て債券の発行を支援

図表3　信用保証・投資ファシリティ（CGIF）



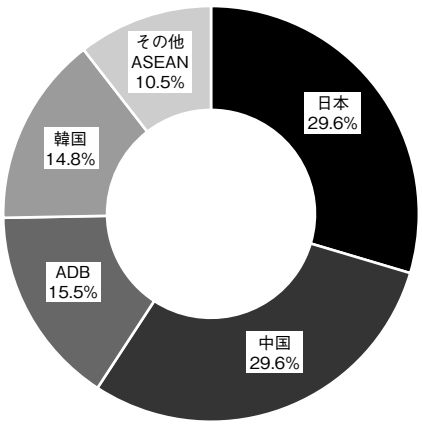

（出所）神田（2020）

するものである」と説明されています。2010年に設立されたとしていますが、私個人は意外と説明がなされている文献が少ないと感じています。

**金田一**：図表3にもありますが、CGIFは、2010年にASEAN＋3各国及びADBの出資により設立された、ADBの信託基金です。ASEAN＋3域内の企業が現地通貨建てで発行する社債に保証を付与することで、企業の長期資金調達を支援し、域内債券市場の育成を図っています。例えば、企業が電力などのプロジェクトのために資金調達をする際、現地通貨建ての債券を発行したいとします。投資家からみると、一定のリスクを感じて投資をしにくいかもしれません。そこで、CGIFが債券発行時に、社債に保証を付することにより、投資家にとっての信用リスクを軽減することで彼らは社債を買いやすくなり、ASEAN＋3域内の企業が現地通貨建ての債券の発行をしやすくするという仕組みを整えました。

**津田**：政府やADBが運営をサポートするCGIFが社債発行時に保証を付することで、「債券市場発展途上国における債券であっても安全ではないか」と投資家に思ってもらえるような仕組みを構築し、債券発行を支援しようという試みです。CGIFは保証をするうえで資金が必要ですが、日本と中国で大体3割ずつ出資しており、そこにADBや韓国、他のASEAN諸国が出資しています。日本の財務省の役割は、他国と協調しながら「このプロジェクトに対して保証を付すのは適切なのか」といった個別案件から「CGIFが保証を付す債券の幅を拡大していくことも重要なのではないか」といった将来性を見据えた運営方針まで広く、最大出資者の立場から物申す・舵取りをすることです。

図表4　CGIFの出資構成（2025年末）




（出所）CGIF 2025 Annual Reportより作成

CGIFはそうした意向を受けつつ、実際の市場の需要と供給を見ながら保証業務を行っています。

**学生**：そもそも保証とはどのような業務でしょうか。

**金田一**：CGIFは、社債を発行した企業が元本や利息の支払義務を履行できなくなった場合に、保証契約に基づいて投資家への支払いを行う機関です。CGIF自身が高い信用力を有していることから、その保証を付けることで投資家の信用リスクを軽減し、企業による社債発行を後押しすることができます。ADBの信託基金ですが、ADBの内部にある単なる資金プールではなく、独自のガバナンスと専門職員を備え、信用保証業務を継続的に行うのも特徴です。従って、保証を受けるASEAN＋3の債券発行体は保証料をCGIFに支払う仕組みになっています。保証料は一律ではなく、発行体の信用リスク、債券の年限、取引の仕組み等を踏まえて、案件ごとに定められる点も特徴です。

**服部**：各国政府等が資本を拠出し、それを基盤としてCGIFが保証を提供する一方、企業から保証料を受け取ることで運営されているのですね。

**金田一**：そのとおりです。ただし、CGIFの収益源は保証料だけではありません。拠出された資本を運用することによる収益も重要な役割を果たしています。2025年の実績を見ると保証料収入が約2,650万ドル、利息収入が約4,950万ドルとなっています。こうした収益を基盤として運営経費等を賄い、同年には約3,950万ドルの当期純利益を計上しています（CGIF, 2025）。

もちろん、CGIF自身も保証先の信用リスクを負っています。そのため、保証に当たっては、企業の財務状況、事業計画、環境・社会面のリスク等を審査し、保証実行後も信用状況を継続的に管理しています。こうした適切なリスク管理と収益の確保を両立させることで、持続的に保証業務を行う仕組みとなっています。

**津田**：そこまで高い保証料は取っていませんが、金田一さんが言うとおり、CGIFが自収自弁で運営できるように設計されています。

**服部**：CGIFの保証というと、信用力の低い企業が債券を発行できるよう支援するイメージがありますが、それだけではないのでしょうか。

**津田**：そこがCGIFの非常に重要な点です。当初、CGIFは、債券発行体が現地通貨で長期の資金調達を行えるようにするという、ABMIの問題意識を背景として設立

されました。こうした観点から、企業による現地通貨建て社債の発行を支援してきました。2025年末時点で、保証実績は、累計118件、約46億ドルに達しています。

他方で、近年は、単に企業の社債発行を支援することだけではなく、保証を通じて債券市場そのものを発展させる役割も強くなってきました。例えば、2010年代後半ごろからは、単なる社債だけでなく、グリーンボンド、ブルーボンド、ソーシャルボンドなど、ASEAN各国にとって非常にニーズの高いサステナビリティを意識した新しいタイプの債券の発行支援及び市場育成へと焦点が移ってきました。実際に、2025年にはCGIFにとって過去最多となる7件のテーマ債の発行を支援しており、2025年末時点でのテーマ債への保証実績は、累計18件、約11億ドルに達しています。

**金田一**：また、これまで社債を発行したことのない企業の市場参入を支援したり、通常では難しい長期の社債発行を実現したりしています。テーマ債に加え、インフラ事業のキャッシュフローを裏付けとするプロジェクトボンドなど、新しい金融商品の導入にも積極的に取り組んでいます。

このような市場育成の機能を象徴するのが、2025年にカンボジアで実現したSchneiTec Dynamic社のグリーン・プロジェクトボンドです。この案件は、太陽光発電と蓄電池を組み合わせた発電事業の資金調達を目的として、約4,920万ドル相当の債券を発行したものです。カンボジア初のプロジェクトボンドであり、償還期間は同国で最長となる15年間に設定されました。特に興味深いのは、債券全体にCGIFが保証を付けたわけではない点です。約3,500万ドル相当の部分にCGIFが保証を付与する一方、残りの約1,420万ドル相当については保証を付けずに発行し、投資家から資金を調達することに成功しました。

**服部**：保証のない部分にも投資家が資金を出したということですね。

**金田一**：その通りです。CGIFは単に発行体の信用力を補完しただけではなく、取引の組成や法務・技術面のデューデリジェンスにも関与しました。これにより、投資家がプロジェクトのリスクを評価し、保証のない部分にも投資できる環境を整えました。この案件には国内外の銀行や保険会社が参加しており、これまで長期のプロジェクト債が存在しなかったカンボジア市場に、新しい投資機会を生み出しました。

さらに、2026年にはタイにおいて、2つの風力発電事業を対象に合計70億バーツのプロジェクトボンドの発行を支援しています。これも、従来は銀行融資等に依存してきたインフラ事業の資金調達に対して、資本市場を活用する新しい選択肢を提供するものです。

**服部**：CGIFはどのような組織になっているのでしょうか。

**金田一**：CGIFの事務所はフィリピン・マニラのADB本部ビル内にあり、2025年末時点では約80名の職員が働いています。CEOが日常的な業務運営を統括し、各国政府やADBの代表者等から構成される理事会が重要な意思決定を担う仕組みです。

2026年3月には、国際協力銀行（JBIC）出身の那須規子氏が新たなCEOに就任しました。また、8人で構成される理事会の理事並びにCGIFの重要な人事事項の意思決定を行う人事報酬委員会議長を、地域協力課の寺田弘毅地域協力企画官が務めています（2026年10月現在）。このように、組織運営における日本のプレゼンスを高めつつ、最大出資者として重要な意思決定には日本が適切に関与する構造となっています。

**津田**：ABMIが目指してきたのは、企業が現地通貨で長期の資金を調達できる市場を発展させ、アジアの豊富な貯蓄を域内の投資に結び付けることです。CGIFによる保証は、その実現に向けた具体的な手段の一つといえます。信用保証という仕組みを活用して、一件の社債発行を成立させるだけでなく、それを契機として債券市場の厚みと多様性を高めていくことが、CGIFの大きな意義であると考えています。

## 1.3　アジア・ボンド・オンライン（ABO：AsianBondsOnline）

**服部**：ABMIの代表的な試みとして、「アジア・ボンド・オンライン（ABO：AsianBondsOnline）」というデータベースをリリースしているというイメージもあります。神田（2020）でもABOが取り上げられていますね。

**金田一**：ASEAN＋3債券市場を活性化させるうえでのネックは、債券市場に関する情報がない、もしくはあったとしてもアクセスが限られているということです。特に海外の投資家にとって、各国の債券市場に関する情報を十分に入手できなければ、投資判断を行う

ことは難しくなります。

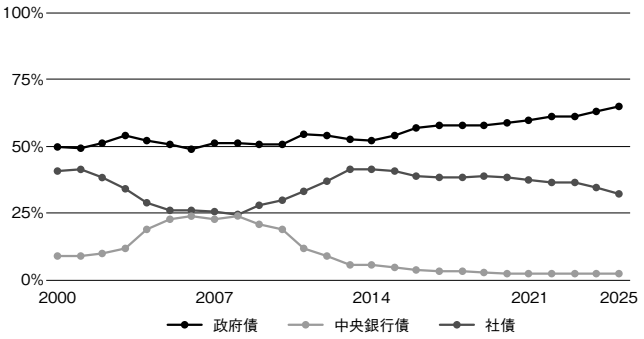
そこで、ABMI事務局であるADBが中心となって、ASEAN＋3債券市場に係るデータを集めたウェブサイトを作成して、様々なデータが取れるようにしたのがABOです。ABOでは、ASEAN＋3各国の現地通貨建て債券市場に関する様々なデータを一元的に提供しており、各国の市場を比較したり、時系列で分析したりすることができます。

例えば、さきほど発行額の推移をみましたが、図表5のように債券の内訳をみることもできます。こういうことが簡単にできるのもこのデータベースがあるからです。

**服部**：今ではAIがかなり発展しましたが、各国で定義なども異なり、データの国際比較は難しいですからね。

**金田一**：例えば、債券の売買回転率を比較することで、市場規模だけでは分からない流動性を分析することもできます。また、ADBはこれらの情報を活用してASEAN＋3の現地通貨建て債券市場の動向を分析した

図表5　ASEAN諸国9市場の現地通貨建て債券の構成比




（出所）アジア開発銀行 AsianBondsOnline

「Asia Bond Monitor」というレポートも年4回公表しています。レポートでは、ASEAN各国や中韓の債券市場の規模や外国人投資家の動向、サステナブル債券市場の発展状況などを分析しており、投資家や政策当局が域内債券市場の現状や課題を把握するための情報源となっています。

図表6　AsianBondsOnline（ABO）で取得できるデータ

**① 市場規模・構成**
- LCY債券残高（政府・中央銀行・企業）
- LCY債券残高対GDP比
- 月次LCY債券残高
- FCY債券残高

LCY＝現地通貨建て FCY＝外貨建て

**② 発行・年限構成**
- LCY債券の発行額・発行主体別内訳
- 政府債の発行年限構成
- 政府債・社債の残存年限構成
- 政府債発行の加重平均満期
- 政府債残高の加重平均年限
- G3通貨建て債券の発行額

**③ 投資家・保有構造**
- 政府債の投資家別保有構成
- 海外投資家によるLCY政府債保有

**④ 流動性・取引**
- 売買高
- 債券回転率
- マーケットメーカー調査
  - ・政府債、社債の流動性定量指標
  - ・市場構造の課題

**⑤ 利回り・スプレッド**
- LCY政府債の金利差：10年債 vs 2年債
- LCY10年債利回りのボラティリティ
- 信用スプレッド：LCY社債 vs LCY政府債

**⑥ AMBIF**
- ASEAN+3 Multi-Currency Bond Issuance Frameworkに基づく債券発行
- 発行体・通貨・市場・発行額等の案件情報

**⑦ サステナブル債**

| | | |
|---|---|---|
| グリーン債 | サステナビリティ債 | トランジション債 |
| ソーシャル債 | サステナビリティリンク債 | トランジションリンク債 |

各分類について、発行額／残高 × 政府・企業 × LCY・FCYを比較可能。個別債券リストも収録

（出所）アジア開発銀行 AsianBondsOnline

## １．４　ASEAN＋3債券共通発行フレームワーク（AMBIF：ASEAN＋3 Multi-Currency Bond Issuance Framework）

**服部**：ABMIでは、CGIFによる信用保証やABOによる情報提供のほかにも、域内の債券市場を活性化させるために様々な取組を行っていますよね。

**金田一**：はい。例えば、ASEAN＋3債券共通発行フレームワーク（AMBIF：ASEAN＋3 Multi-Currency Bond Issuance Framework）という取組があります。これは、ASEAN＋3域内におけるクロスボーダーの債券発行を促進するため、2015年に導入された枠組みです。

そもそも、ASEAN＋3各国では、債券の発行に関する法規制、手続、言語などがそれぞれ異なっています。例えば、日本企業がタイやフィリピンで現地通貨建て債券を発行しようとする場合、それぞれの国の規制や開示要件に対応する必要があり、相応の時間やコストがかかります。こうした負担が、域内でのクロスボーダーの債券発行を妨げる要因の一つとなっています。

**服部**：つまり、各国で異なる債券発行のルールを共通化しようということですね。ただ、国ごとに法律や規制が異なる中で、それを実現するのは簡単ではないように思います。

**金田一**：その通りです。AMBIFの特徴は、各国の法規制を全面的に統一するのではなく、既存の制度の共通点に着目していることです。

具体的には、専門的な金融知識等を有するプロ投資家向けの債券市場を対象としています。プロ投資家については、一般投資家と比較して開示や投資家保護に関する規制を簡素化できる場合があり、各国の制度にも一定の共通点があります。AMBIFでは、こうした共通点を活用することで、各国の規制を維持しながら、域内での債券発行を円滑化しようとしています。

その代表的な取組が、債券発行に必要な情報を共通の様式で提出できる「単一届出書様式（SSF：Single Submission Form）」の導入です。SSFでは、発行体の事業概要や財務状況に加え、債券の発行額、年限、利率、資金使途などの情報を共通の様式で記載します。これにより、一度作成した書類を他のAMBIF参加市場での債券発行にも活用できるため、各国ごとに異なる書類を一から作成する負担を軽減することが期待されます。また、原則として英語を共通の記載言語とすることで、翻訳に伴う負担の軽減も図っています。

もちろん、各国の規制がなくなるわけではありませんが、AMBIFでは各国の発行手続を整理した実施ガイドラインも整備しており債券発行体が必要な手続を把握しやすくしています。

## １．５　ASEANの債券市場の発展を支える技術支援（TACT）

**学生**：ABMIにおける個別具体的な成果がよくわかってきました。市場の発展を直接サポートする技術支援（TA）のような取組はあるのでしょうか。

**金田一**：はい。ABMIでは、ASEAN＋3域内の債券市場全体の底上げを促進するため、各国の制度整備や人材育成を支援する「技術支援調整チーム（TACT：Technical Assistance and Coordination Team）」を設置しています。日本は、ASEAN事務局に設置された日本ASEAN金融技術支援基金（JAFTA：Japan–ASEAN Financial Technical Assistance Fund）への資金拠出等を通じて、TACTによるASEAN諸国の債券市場育成を長年にわたり支援してきました。

ASEAN＋3域内では、債券市場が大きく発展してきた一方で、各国の市場の成熟度には依然として大きな差が存在しています。そこで、各国の実情やニーズに応じた技術支援を行っているのがTACTです。これまで9か国に支援を実施してきてきましたが、現在TACTによる支援の対象となっているのは、カンボジア、ベトナム、ラオスの3か国です。

**服部**：ABMIでは債券市場の発展度合いに応じた取組を行ってきたと言うことですね。こうした支援は、具体的にどのような仕組みで実施されているのでしょうか。

**金田一**：JAFTAを活用した技術支援では、日本財務省が資金面を支え、ASEAN事務局が外部の専門家等と契約して、支援対象国の財務省や証券監督当局等に対する技術支援を実施しています。また、ABMI事務局であるADBとも連携し、各国のニーズに応じた支援の調整を行っています。

支援の具体的な内容としては、現地当局との連携を通じた国債・社債市場に係る法制度、規制の整備、市場インフラの改善、ワークショップを通じた債券発行に関する実務能力の強化、サステナブル・ファイナンスの促進等、幅広い分野で支援を実施しています。一

度限りの支援ではなく、複数のフェーズにわたって継続的に実施されることも特徴です。

**学生**：実際に、技術支援が各国の債券市場の発展につながった事例はあるのでしょうか。

**金田一**：代表的な事例として、カンボジアが挙げられます（財務省，2025）。JAFTAを活用したカンボジアへの支援は、2004～2005年の第1フェーズから始まり、約20年にわたって断続的に継続されてきました。

特に象徴的なのが、国債市場の整備です。カンボジアでは、2007年に国債法が制定されたものの、国債の調達資金を政府予算とは別の基金で管理する仕組みとなっていたことなどから、国債発行に必要な制度整備が進まず、長らく国債が発行されていない状況にありました。こうした中、ABMIの技術支援では、2010年代後半から、国債の発行・償還を政府予算に組み込み、調達資金や返済原資を国庫統一口座で管理することなど、制度の抜本的な見直しを提言しました。こうした支援も経て、2020年末に新たな国債法が成立し、2021年に施行されました。そして、2022年9月には、カンボジアにおいて約16年ぶりとなる国債発行が再開されました。また、国債発行後も、入札制度の改善や決済インフラの整備に向けた支援を続けています。これはASEAN債券市場発展における非常に大きな進歩と言えるでしょう。

さらに、国債の発行・決済事務を中央銀行と証券取引所のいずれが担うべきかという検討に際しても、決済の安全性や投資家のアクセス、金融政策上の活用などの観点から助言を行い、カンボジア政府による市場インフラの整備を支援しました。

**服部**：単に法律の策定を支援するだけでなく、実際に国債が発行され、その後の市場が円滑に機能するための制度整備まで支援しているのですね。社債市場についてはいかがでしょうか。

**金田一**：社債市場についても、具体的な成果が見られます。例えば、2017年には社債発行に関する規則の策定を支援し、翌2018年にはカンボジア初の国内社債が発行されました。その後も、2020年には適格投資家向けの債券発行制度、2022年にはグリーンボンド、ソーシャルボンド等に関する指針の整備を支援しました。こうした制度整備が進む中、2022年12月には初のグリーンボンドが、2023年には初のサステナビリティボンドが発行されるなど、債券商品の多様化も進んでいます。

**学生**：こうした取組は、日本と技術支援を受けた国との間にどのような関係性をもたらしているのでしょうか。

**金田一**：技術支援は、各国の債券市場の発展に貢献するだけでなく、日本と各国の財務・金融当局との長期的な信頼関係の構築にもつながっています。その象徴的な例として、2024年5月にラオス、2025年1月にカンボジア、同年11月にベトナムにおいて、それぞれJAFTAによる技術支援の20周年を記念するレセプションが開催されました。各国の財務省や中央銀行、証券監督当局の幹部などが出席し、これまでの協力を振り返る機会となりました。例えば、カンボジアの副首相から、証券市場などなかった20年前から現在の発展を踏まえ、日本の長年の支援に対する感謝が述べられています。

## 2．ABMIロードマップ（2023～2026）

**学生**：こうした取組を進めていく、具体的な成果を出していくために、その方向性を示す指針のようなものはあるのでしょうか。

**津田**：はい。ABMIでは、中期的な取組の方向性を示すロードマップを策定しています。現行のロードマップは、2023年から2026年までを対象とした「ABMI中期ロードマップ2023～2026」です。

このロードマップは、ABMIのこれまでの成果や残された課題に関するアセスメントを踏まえて策定されたものです。アセスメントでは、過去約20年間にわたるABMIの取組によって、域内の現地通貨建て債券市場が大きく発展したことが評価される一方、国境を越えた債券投資が十分に進展していないことなどが課題として指摘されました。こうした背景から、現行ロードマップでは、「Beyond bond market development：ABMI 2.0」という副題を掲げています。

**金田一**：この副題は、デジタル化やサステナブル・ファイナンスという金融における新たな潮流を、債券市場育成の取組に明示的に入れ込んでいくことを意味します。現地通貨建て債券市場の育成というABMIの従来の取組が一定程度進展してきたことを踏まえ、ABMIが徐々にその形を変えようとする意識が見て取れます。

**服部**：現行ロードマップの始まりが2023年ですから、公式に取組が始まった2003年から約20年を経て、

ABMIの枠組みも柔軟に変化してきているのですね。現行のロードマップには具体的にどのような方針が示されているのでしょうか。

**金田一**：現行ロードマップでは、5つの柱を掲げています。第一に、サステナブル・ファイナンスの促進です。グリーンボンド、ソーシャルボンド等の発行支援に加え、開示データ整備などを進めることとしています。第二に、クロスボーダー取引活性化のための規制・市場枠組みの改善です。先ほどご説明したAMBIF等を通じて、域内の債券発行手続や市場慣行の標準化を進めることを掲げています。第三に、域内金融市場活性化のためのデジタル化の推進です。分散型台帳技術（DLT）といった新たな金融技術の活用可能性を検討するとともに、域内の金融市場の相互運用性を高めるための市場インフラのデジタル化の取組を進めることを掲げています。第四に、クロスボーダー取引リスク緩和のための現地通貨流動性供給の促進です。各国の国債を、国境を越えて担保として活用し、現地通貨の流動性を確保する仕組みなどを検討することとしています。最後に、第五の柱として、各国の状況に応じた現地通貨建て債券市場の育成支援の継続を掲げています。ASEAN＋3域内でも債券市場の発展段階には差があるため、各国固有の課題に対応した技術支援などを実施することとしています。

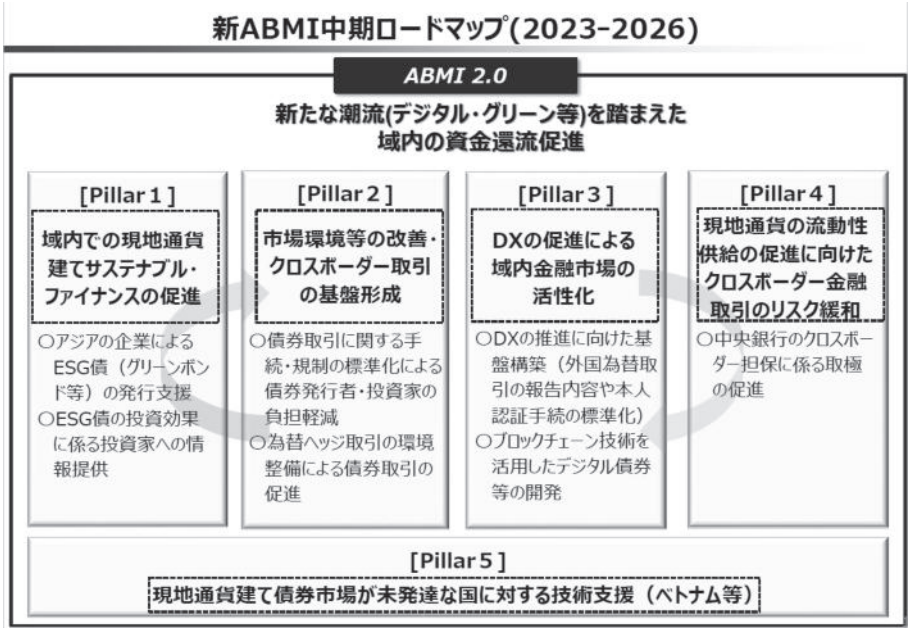
**服部**：闇雲に取組みを進めるのではなく、こうした方針に則って各国は債券市場育成に当たっているのですね。

**金田一**：はい。ロードマップでは、こうした5つの柱を掲げるだけでなく、実施する具体的な取組やその実施時期についても整理しています。例えば、CGIFによる債券保証の拡大、AMBIFの普及、サステナブル・ファイナンスに関するデータ整備、国境を越えた担保活用の仕組みに関する調査などが盛り込まれています。

**津田**：具体的な取組については、ABMIにぶら下がる各Task Forceにて検討が進められています。また、現行ロードマップは2026年までの取組方針を示すものです。従って、新たな中期ロードマップを策定する必要があります。2026年、日本はASEAN＋3財務トラックにおける共同議長をフィリピンと務めているため、共同議長として次期中期ロードマップ策定の舵取りをしています。Task Forceの発展の歴史を振り返りつつ、次期ロードマップ策定に係る現在の議論等も紹介したいと思います。

参考文献
CGIF（Credit Guarantee and Investment Facility）（2025）「2025 Annual Report」https://www.cgif-abmi.org/storage/2026/05/CGIF-Annual-Report-2025-Final-for-Webiste_reduced-size.pdf
神田眞人（2020）「図説 ポストコロナの世界経済と激動する国際金融」財経詳報社
財務省（2025）「カンボジア債券市場育成への支援」広報誌ファイナンス（令和7年9月号）https://www.mof.go.jp/public_relations/finance/202509/202509h.pdf

図表7　ABMIロードマップ（2023～2026年）の概要




（出所）財務省HP（https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/financial_cooperation_in_asia/abmi/index.html）

# 短資会社の資金需給予想の誤差推計[*1]

財務総合政策研究所客員研究員　石田　良

SPOT

## 1．序説

日銀当座預金は金融機関が日銀に有している預金ですが、日銀が世の中に直接供給しているお金（ハイパワードマネー）の一部となっており、その残高については市場参加者も関心を持っているところ、毎営業日、日銀がその増減を公表しています[*2]。

日銀当座預金の変動要因は銀行券要因と財政等要因に大別されます。銀行券要因とは個人や企業が現金を引き出したり預け入れたりする動きに伴って生ずる日銀当座預金の増減です。例えば個人が銀行からお金を引き出せば、銀行が日銀から当座預金を取り崩すため、日銀当座預金の減少要因となります。それに対して財政等要因は国庫と民間との間の税金納付や公共事業費の支払いを始めとする財政資金の受け払いによる増減です。例えば国庫から企業の預金口座にお金が支払われれば、それは日銀当座預金の増加要因となります。そして銀行券要因、財政等要因ともに日本は変動幅が大きい[*3]ことが知られているところ、上田短資、セントラル短資、東京短資といった短資会社は、この日銀当座預金の日次予想を銀行券要因と財政等要因に峻別した上で事前に公表しています。この中でも財政等要因については市場参加者から注目されることが多いです。

この短資会社による日銀当座預金予想（財政等要因）は、棚瀬（2020）や服部（2026）等によれば、良い精度ではあるものの一定の誤差[*4]があるとも指摘されており、例えば「数千億円規模で誤差が生じる可能性がある」との言及もあります（服部，2026，p.207）。もっとも、短資会社の日銀当座預金予想（財政等要因）の予測誤差を定量的に示した文献は寡聞にして見当たりません。そこで本稿は、資本金や売上高等の観点で見て日本最大の短資会社である東京短資による日銀当座預金予想（財政等要因）と実際に日銀が公表した日銀当座預金増減（財政等要因）の差を取ることにより、実際に短資会社による予想にはどのくらいの推計誤差が生じるものなのか調べ、もって日銀当座預金予想（財政等要因）に関心を持つ方々のための基礎資料として資することを目的としています。

## 2．データ

東京短資は月に2回、日銀当座預金予想を作成します。まず、月の半ばに、翌月前半[*5]の日銀当座預金予想（暫定版）を作成します[*6]。そして月初めに当月の日銀当座預金予想（改訂版）を作成します[*7]。

日銀は日銀当座預金増減要因について、前営業日に予想、当営業日に速報、翌営業日に確報を公表します。

ここでは東京短資の予想に関して月前半については暫定版、月後半については東京短資の改訂版を用いることとし、日銀の公表値としては確報を用いることとし、両者の財政等要因部分について、その差がどのような分布となるのかを示すこととします。

＊1）本稿の意見に係る部分は筆者の個人的見解であり、筆者の所属する組織の見解を表すものではありません。本稿の記述における誤りは全て筆者によるものです。また本稿は、本稿で紹介する文献の正確性について何ら保証するものではありません。服部孝洋氏、岡本全輝氏を始め、本稿にコメントをくださった多くの方々にお礼申し上げます。
＊2）日本銀行の日銀当座預金増減要因と金融調整のページをご覧ください。https://www.boj.or.jp/statistics/boj/fm/juq/index.htm
＊3）日本銀行の金融調節の枠組み（https://www.boj.or.jp/research/wps_rev/wps_2000/kwp0003b.htm）によると、「日本では、欧米に比べ、銀行券要因、財政要因ともに日々の変動幅が極めて大きいのが特徴」とされています。
＊4）海外中銀による売買など、予測不能な要因等があることなどが理由として挙げられます。
＊5）1日～15日
＊6）例えば2026/5/15に、2026/6前半の日銀当座預金予想を作成しています。
＊7）例えば2026/6/3に2026/6全体の日銀当座預金予想を作成しています。

## 3．結果

2023暦年*8の一年間*9についてその分布をヒストグラムにすると以下の通りです。平均値は168億円、標準偏差は7,850億円です。したがって、平均値は0と有意差がなく、その意味で短資会社の予想には目立ったバイアスがなく、推計の精度の良さが統計的にも裏付けられます。もっとも、標準偏差が8,000億円程度であり、委細に見ると5兆円台、4兆円台、3兆円台の乖離が1回ずつ、2兆円台の乖離が3回あった*10ことを見れば、前述服部（2026）の「数千億円規模で誤差が生じる可能性がある」との指摘も裏付けられます。




## 4．補遺

なお、日銀の公表する予想、速報、確報はどのような統計的性質を持つのかについても2023暦年分について調べました。確報と予想の差の統計的性質を見ると、平均▲353億円、標準偏差2,317億円となっており、予想と確報の間には数千億円台の前半程度、最大で1兆円程度の乖離が生じていることが分かりました。それと比較すると、速報と確報の間の乖離は極めて小さいです*11。

また、本稿では銀行券要因を扱いませんでしたが、銀行券要因について日銀公表値と東京短資の予想の乖離幅を見ると、財政等要因に比べて小さいです。

参考文献
棚瀬順哉（2020）「国際収支の基礎・理論・諸問題―政策へのインプリケーションおよび為替レートとの関係」財経詳報社
服部孝洋（2026）「マネー・マーケット入門」日本評論社

＊8）2023暦年を選んだ理由として、短資予想と日銀公表値との乖離を生じさせうるような擾乱要因が少なかったと考えられること等が挙げられます。
＊9）データ数は246件。
＊10）もっとも5兆円台の乖離（日銀－東短が▲5兆円台）と4兆円台の乖離（日銀－東短が＋4兆円台）は隣接した日で生じており、その点を移動平均して見れば推計制度は更に良くなります。
＊11）246件のうち、＋100億円と▲100億円の乖離がそれぞれ1回ずつ。

# AMRO事務局長兼CEOの視点（8）

## 国境を越えるお金－ASEAN+3地域における現状と今後の道筋

AMRO事務局長兼CEO　渡部　康人

**著者プロフィール**
東京大学卒。イエール大学修士。1992年に大蔵省に入省し、アジア開発銀行理事代理、AMRO次長、アジア開発銀行予算人事局長、財務省国際局次長等を経て、2025年5月から現職。



### はじめに

前回は、2020年に策定された「クロスボーダー決済の改善に向けたG20ロードマップ」の全体像と、コスト、スピード、アクセス、透明性について設定された具体的な目標をご紹介しました。今回は、このG20での枠組みを踏まえ、視点をASEAN+3（日中韓）地域に移し、クロスボーダー決済を改善するために、地域でどのような取組が進められているのかを見ていきます。

ASEAN+3では、域内の貿易や投資などを通じた経済的なつながりが深まる中、国境を越えて、より安く、速く、便利にお金をやり取りできる仕組みの重要性が高まっています。特に近年では、各国で普及してきた即時決済システムやQRコード決済などを国境を越えてつなぐ取組が進み、クロスボーダー決済の姿も変わり始めています。AMROが2026年5月に公表した報告書では、こうしたASEAN+3地域における決済の連結の現状を整理するとともに、CBDCやステーブルコインなどの新しい動きも含め、今後の方向性について分析しています。

そこで今回は、この報告書の内容に沿って、ASEAN+3地域におけるクロスボーダー決済の現状と今後の道筋について議論します。

### ASEAN+3地域におけるリテール決済の現状

まず、個人や企業が商品やサービスの代金を支払ったり、送金したりする際に利用するリテール決済について見ていきましょう。海外で働く人が母国の家族に生活費を送るような海外送金も、リテール決済の一つです。

前回ご紹介したG20ロードマップでは、リテール決済のコストを引き下げることが重要な目標の一つとされています。しかし、世界全体を見ると、その改善は必ずしも順調に進んでいるわけではありません。2023年から2025年にかけて、企業間の支払いや企業から個人への支払い、個人間の送金など、多くの決済形態で平均コストが上昇しています。特に、商業目的の個人間決済では平均コストが約2.5％と、他の決済形態に比べても高い水準にあります。

ASEAN+3地域を含む東アジア・太平洋地域を送金元または送金先とする個人間決済でも、他の決済形態に比べてコストが高い水準にあります。こうした中、ASEAN+3地域では、決済コストの引下げや送金時間の短縮に向けて、各国・地域の決済システムを国境を越えてつなぐ取組が進んでいます。

### 国境を越えてつながる決済システム

近年、ASEAN+3地域では、各国で普及してきた即時決済システムやQRコード決済を相互に接続する動きが進んでいます。これにより、海外でも普段使っている決済アプリを利用して支払いを行ったり、相手国の銀行口座に短時間で送金したりすることが可能になりつつあります。

例えば、日本とカンボジア、インドネシアの間でもQRコード決済の接続が進められています。カンボジアから日本を訪れた旅行者が、普段使っている決済アプリで日本の店舗のQRコードを読み取り、支払いを行うといった利用が可能になります。海外での支払いには現金への両替や国際ブランドのクレジットカード

などが一般的ですが、こうした接続によって、利用者の選択肢が広がっています。

このような取組の代表例が、2021年4月に開始されたシンガポールの「PayNow」とタイの「PromptPay」の接続です。両国の利用者は、参加銀行のサービスを通じて、携帯電話番号を使って相手国に送金することができます。

この接続によって、送金手数料と為替コストを合わせた総コストは、従来の約13%から3%未満へと大幅に低下しました。また、従来は場合によって最大3営業日を要していた送金が、数分で完了するようになりました。さらに、送金前に手数料や為替レートを確認できるようになり、透明性も向上しています。

こうした利便性の向上を背景に、利用も着実に拡大しています。2024年のシンガポール・タイ間の送金件数は約87万件と、前年から15%増加し、送金額も約58億バーツ（約280億円）に達しました。

このように、各国の既存の決済システムを接続することで、新たな決済手段を一から構築しなくても、コスト、スピード、透明性というG20の目標に沿った具体的な改善を実現できることがわかります。

## 多国間の決済ネットワーク

一方で、現在の接続は二国間の取組が中心です。国・地域の数が増えるにつれて、それぞれの組合せについて技術的な接続や制度面の調整を行う必要があり、時間と費用がかかります。ASEAN+3の14の国・地域をすべて個別に接続しようとすると、91もの二国間接続が必要になります。

そこで注目されているのが、「Project Nexus」と呼ばれる多国間の決済ネットワーク構想です。これは、各国の即時決済システムを共通の仕組みに接続することで、国ごとに個別の接続を構築することなく、参加する多くの国・地域との送金を可能にしようとするものです。

ASEAN+3地域では、これまで二国間の接続を通じて具体的な成果が生まれてきました。今後は、こうした接続をさらに広げるとともに、多国間の仕組みも活用することで、地域全体の決済をより安く、速く、便利なものにしていくことが期待されます。

## ホールセール決済に残る課題

これまで見てきたように、ASEAN+3地域では、個人や企業によるリテール決済について、各国の決済システムを接続する取組が進んでいます。一方、金融機関同士で行われる大口の資金決済、いわゆるホールセール決済については、依然として大きな課題が残っています。

ホールセール決済とは、銀行などの金融機関が、資金の移動や証券・外国為替の取引などに伴って行う決済のことです。こうした決済は、国際的な金融取引を支える重要な役割を担っていますが、国境を越える場合には、送金の完了までに時間がかかることが少なくありません。

実際に、クロスボーダー送金が完了するまでの時間を見ると、ASEAN+3地域を含むアジア太平洋地域では、1時間以内に受取人の口座に資金が入金される割合は約26%にとどまり、世界全体の約55%を大きく下回っています。また、1営業日以内に入金される割合も、アジア太平洋地域では約85%と、世界全体の約93%を下回っています。

こうした送金の遅さには、様々な要因があります。例えば、各国の決済システムの営業時間が異なるため、送金先の国では銀行の営業時間が終了している場合があります。また、国によって資本移動に関する規制や金融機関の決済システムへのアクセス条件が異なることも、円滑な送金を難しくしています。

さらに、外国為替取引を伴う場合には、必要な通貨を確保することも重要になります。特に、取引量が少ない通貨では、十分な流動性を確保することが難しく、決済のコストや時間に影響する場合があります。マネーロンダリングやテロ資金供与を防止するための確認手続きも、国境を越える決済では欠かせません。

このように、ホールセール決済の改善には、単に各国の決済システムを技術的につなぐだけでは十分ではありません。決済システムの営業時間や利用条件、資金・外貨の流動性確保、規制・監督上の要件など、幅広い課題に対応していく必要があります。

ASEAN+3地域では、現地通貨による決済を促進するための取組も進められています。今後は、こうした取組をさらに発展させながら、金融機関間の決済につ

いても、より迅速で効率的な仕組みを整えていくことが重要です。

## ステーブルコインやCBDCなどの新たな決済手段

ここまで、既存の決済システムを国境を越えて接続する取組について見てきました。一方、近年は、ステーブルコインや中央銀行デジタル通貨（CBDC）など、新たなデジタル決済手段を活用する動きも広がっています。

ステーブルコインとは、米ドルや日本円などの法定通貨と一定の交換比率（例えば1コイン＝1米ドル）を維持するように設計されたデジタル資産です。一方、CBDCは中央銀行が発行するデジタル通貨であり、民間主体が発行するステーブルコインとは異なります。また、銀行預金を共通の電子台帳上で移転できる仕組みの「トークン化預金」についても、研究や実証実験が進められており、日本やシンガポールなどでは実用化も始まっています。

こうした新たな決済手段には、国境を越える送金をより迅速かつ低コストで行える可能性があります。例えば、異なる国の金融機関が共通の仕組みを利用することで、複数の仲介銀行を経由する必要性を減らしたり、営業時間の違いによる制約を緩和したりすることが期待されます。

しかし、ASEAN+3地域では、これらの新たな決済手段に関する制度や規制の整備状況、導入に向けた取組の進捗に大きな違いがあります。

ステーブルコインについては、発行や利用に関する規制の枠組みを整備している国・地域がある一方、検討段階にある国・地域や、利用を制限または禁止している国・地域もあります。特に、米ドルなどの外貨に連動するステーブルコインが広く利用されるようになれば、各国の金融・為替市場や金融政策に影響を及ぼす可能性があります。また、発行者が十分な裏付け資産を保有しているか、利用者をどのように保護するか、マネーロンダリングなどをどう防ぐかといった課題にも対応する必要があります。

CBDCについても、研究や実証実験が進められている国・地域もありますが、実際の導入に向けた進捗は一様ではありません。特に、金融機関間の大口決済にCBDCを活用する取組は、クロスボーダー決済の効率化につながる可能性がある一方、制度面や技術面で解決すべき課題も残されています。

このように、新たなデジタル決済手段は、クロスボーダー決済を改善する有力な選択肢となり得ますが、その普及には、安全性の確保と適切な規制・監督が欠かせません。ASEAN+3地域においても、各国・地域の制度の違いを踏まえながら、情報共有や政策対話を進め、相互に利用できる仕組みを整えていくことが重要になります。

## 今後の道筋

ここまで、ASEAN+3地域におけるクロスボーダー決済の現状について、リテール決済、ホールセール決済、そしてステーブルコインやCBDCなどの新たな決済手段という3つの側面から見てきました。最後に、今後の改善に向けて重要となる4つの方向性を議論します。

第一に、**リテール決済の連携をさらに強化**することです。ASEAN+3地域では、各国の即時決済システムやQRコード決済をつなぐ取組が進み、送金コストの引下げや送金時間の短縮といった具体的な成果が生まれています。今後は、こうした接続をさらに広げるとともに、利用できる金融機関や決済サービス、対象となる取引を増やしていくことが重要です。また、Project Nexusのような多国間の仕組みを活用することで、より多くの国・地域を効率的につなぐことも期待されます。

第二に、**ホールセール決済の接続性の改善**です。金融機関間の大口決済については、送金に時間がかかるという課題が残っています。その改善には、決済システムの技術的な接続だけでなく、各国の規制や制度の違いへの対応、外貨の流動性確保など、幅広い取組が必要です。各国・地域の制度を尊重しながら、相互に利用しやすい仕組みを整えていくことが求められます。

第三に、**ステーブルコインやCBDCなどの新たな決済手段に関する協力の強化**です。これらの技術は、クロスボーダー決済の効率化につながる可能性がある一方、金融の安定性や利用者保護などの観点から、新

たな課題も生じさせます。各国・地域で規制や導入状況が異なる中、リスクに応じた適切な規制・監督を整備するとともに、情報共有や政策対話を深めていくことが重要です。

第四に、**決済システムの強靭性を高める**ことです。クロスボーダー決済には、既存の銀行間決済、即時決済システム、さらには新たなデジタル決済手段など、様々な仕組みがあります。それぞれに異なる特徴や役割があり、必ずしも一つの仕組みに集約することが望ましいわけではありません。複数の決済手段やネットワークが相互に補完し合うことで、一部の仕組みに障害が発生した場合にも、決済を継続できる体制を整えることが重要です。

ASEAN+3地域では、二国間の決済システムの接続を中心に、クロスボーダー決済の改善に向けた成果が着実に生まれています。今後は、多国間の接続も推進し、ホールセール決済や新たなデジタル決済手段も含めて地域内の連携を深めるとともに、域外の決済ネットワークとのつながりも強化していくことが重要です。AMROとしても、調査・研究や各国・地域との政策対話、技術支援などを通じて、より迅速かつ低コストで、安全性と強靭性を備えたクロスボーダー決済の実現に貢献していきます。

参考文献
・AMRO（2026），“ASEAN+3 cross-border payments, regional connectivity, and way forward”

# 5次のトリセツ
## ―FATF第5次対日相互審査で示す官民のチカラ―
## ―第7回：IO7（マネロンの捜査・訴追・制裁）―

国際局 資金移転対策室 課長補佐 / 前OECDシニアエコノミスト　千田　正儀
国際対策係長　三代　健太

【目次】
・FATFとは何か
・IO7は、国全体の対策のどこを担うか
・なぜ、口座の先にいる人物まで調べるのか
・民間の気付きを、情報分析と捜査につなぐ
・情報は、実際の捜査でどう役立ったか
・IO7は、何を確かめるのか
・各国は、どこで成果を上げ、何に苦戦したか
・捜査の件数だけでは、成果は分からない
・日本の現在地を、件数と事件の中身から見る
・民間の協力を、捜査の成果につなげる

| 掲載号 | | 内容 |
|---|---|---|
| 2026年5月号 | 第1回 | 序論 |
| 6月号 | 第2回 | IO1 |
| 7月号 | 第3回 | IO2 |
| 8月号 | 第4回 | IO3 |
| 9月号 | 第5回 | IO4 |
| 10月号 | 第6回 | IO6 |
| 11月号 | 第7回 | IO7 |
| 12月号 | 第8回 | IO8 |
| 2027年1月号 | 第9回 | IO9 |
| 2月号 | 第10回 | IO10 |
| 3月号 | 第11回 | IO11 |
| 4月号 | 第12回 | IO5 |
| 5月号 | 第13回 | 重要TC |
| 6月号 | 第14回 | まとめ |

（掲載号・内容は変更される場合があります）

例えば、詐欺で振り込まれたお金が、別の口座へ、さらに海外へ移されたとする。口座を用意したのは誰か。資金を動かしたのは誰か。追跡を難しくする手口もある中で、資金の流れと人の関係を調べることが、犯罪の全容に迫る手掛かりとなる。

## そもそも、FATFとは何か

FATF（ファトフ、金融活動作業部会）は、犯罪のお金が金融・経済に入り込むことを防ぐため、国際基準を定め、各国の取組を審査する政府間の枠組みである。1989年にG7の主導で設立され、日本も当初から参加してきた。現在は、マネー・ローンダリング（犯罪収益の出所などを隠す資金洗浄。以下「マネロン」）、テロ資金供与、拡散金融（大量破壊兵器の拡散を支える資金）を対象とする。[1]

### なぜ、日本も相互審査を受けるのか

お金は国境を越える。一国が対策を強めても、別の国に弱い部分があれば、犯罪者はそこを利用できる。このため、共通の基準に基づき、各国の専門家が互いの取組を点検するのが「相互審査」である。日本も、この仕組みに参加する国として審査を受ける。法律・制度が整っているかを40の勧告で、現実に役立っているかを11の成果分野で確認する。IO（Immediate Outcome）は、この成果分野を指す。[2]

**本稿の要点｜お金の流れから、犯罪の仕組みを追う**

**IO7とは**　マネロンを捜査し、起訴・裁判を通じて適切な処罰につなげているかを見る。

**重要性**　犯罪を抑止し、犯罪集団の活動基盤を弱め、金融・経済システムの健全性を守る。

**民間の役割**　日々の取引確認と疑わしい取引の届出が、捜査の手掛かりになる。

### なぜ財務省が、警察や法務当局と取り組むのか

金融システムへの不正資金の流入を防ぐことは、国際金融・経済システムの信頼と安定を支える。G7財務トラックでも金融犯罪対策は共通課題であり、2025年のG7声明は、金融犯罪を成長・発展・安定への障害と捉え、FATFの取組への支持を示した。[18] 米国でも、財務省が国内外の金融システムを不正利用から守る役割を担う。[19]

こうした国際金融政策と国内対策をつなぐのが財務省の役割である。FATFでは財務省が日本代表団を主

導し、金融庁、外務省を含む関係省庁が参加する。国内でも警察庁と共同議長を務める政策会議を通じ、法務省、金融庁、外務省などと連携する。個別の捜査・起訴は警察・検察等が権限に基づいて行い、裁判所は独立して判断する。[3][4][20]

以下では、リスクに応じた対策の全体像から、民間の情報、捜査・訴追、各国と日本の実績へと順に見ていく。

## IO7は、国全体の対策のどこを担うか

出発点は、IO1のリスク把握である。各国は、「どの犯罪が大きな収益を生み、どの取引やサービスが悪用されているか」を評価し、対策の優先順位を定める。金融機関等はそのリスクを踏まえて取引を確認し、疑わしい取引を届け出る。JAFICは届出情報等を分析し、その分析結果は法執行機関の捜査に活用される。IO7は、リスクに応じたマネロンの捜査・訴追と処罰の実効性を見る。[2][5][8]

### リスク評価と、捜査の重点は合っているか

例えば、多数の法人口座を使ったオンライン詐欺の収益移転が国にとって高いリスクと評価されているなら、その解明に人員や専門性を振り向けているかが問われる。口座の名義人だけでなく、犯罪や送金に関与した人物の関係を調べることも重要となる。ただし、どの犯罪が成立するかは、各人の行為と証拠に基づいて判断される。

### IO6・IO7・IO8は、情報・責任・資産をそれぞれ見る

IO6は金融情報の分析とその活用、IO7はマネロンの捜査・訴追と処罰、IO8は犯罪収益の剝奪を扱う。IO8では、資産の移転を防ぐ保全、犯罪収益の没収や追徴などが対象となる。三つの成果分野は相互に関連するが、それぞれの機関が法令上の役割に応じて対応する。[2]

## なぜ、口座の先にいる人物まで調べるのか

口座の名義人が分かっても、犯罪の全容が分かるとは限らない。資金洗浄に関与する者やそのネットワークまで捜査の対象を広げることは、マネロンの発見・処罰を通じて将来の犯罪抑止につながる。IO8では、これと併せて犯罪収益の剝奪が評価される。[2]

**実話｜約500社・約4,000口座を管理したグループ**

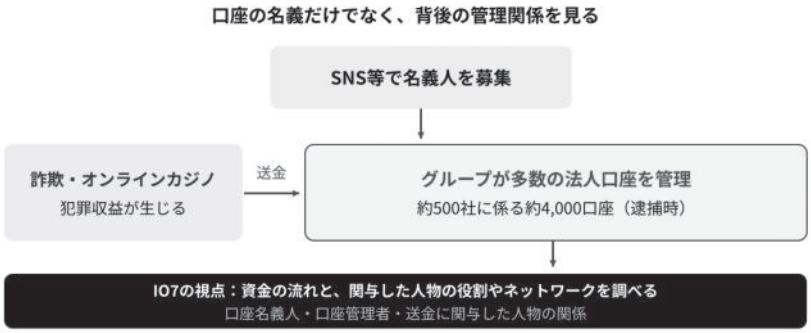
警察庁が公表した大阪の事例では、会社役員の男らがSNS等で犯罪実行者を募り、応募者らにペーパーカンパニー（架空法人）を設立させ、その法人名義の口座を開設させた上で、詐欺やオンラインカジノの犯罪収益を口座間で送金させていた。男ら6名が逮捕され、逮捕時には約500社のペーパーカンパニーに係る約4,000の法人口座を管理していた。[7]

図1　リスクを見極め、資金洗浄の責任を問い、犯罪収益を取り上げる




FATF評価方法を基に筆者作成。IO3・4は予防措置と監督、IO5は法人・信託の透明性。IO2の矢印は本稿に関係する国際協力を示す。IOの番号は事件処理の順番ではない。[2]

図2　多数の法人口座の背後にある、人と資金の関係を捉える




警察庁公表事例を基に筆者作成。多数の法人口座が犯罪収益の移転に悪用された事例を簡略化して示したもの。[7]

## オンライン詐欺と、デジタル金融の信頼

筆者の一人である千田がOECD在籍時に執筆を担当した報告書は、東南アジアの一部における大規模なオンライン詐欺と、その収益が国境を越えた決済経路や暗号資産を通じて移転され得ることを取り上げている。また、サイバー事案の影響が、共通のサービス提供者や金融機関のつながりを通じて広がる可能性も論じている。[6]

犯罪の手口や対策の役割は異なるものの、システムの安全性を高める取組と、犯罪収益の流れを解明するマネロン対策は、いずれもデジタル金融への信頼を支える。こうした共通の視点から、オンライン詐欺への対応と金融市場の健全性を併せて考えることができる。

## 民間の気付きを、情報分析と捜査につなぐ

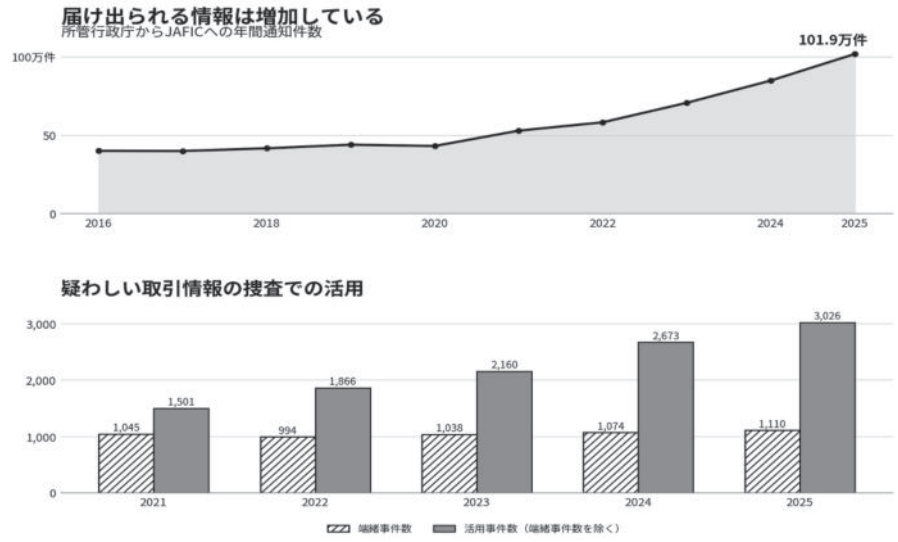
単独の事業者だけでは分からない資金の動きも、疑わしい取引の届出や関連情報を分析することで、資金や人物の関係を把握する手掛かりが得られる場合がある。

銀行などの特定事業者は、取引の状況等を踏まえ、犯罪収益である疑いなどがあると認める場合、所管行政庁に「疑わしい取引の届出」を行う。所管行政庁からJAFIC（日本の資金情報機関）に通知された情報は、JAFICが整理・分析し、その分析結果が必要に応じて法執行機関等に提供される。[8]

## 届出は、犯罪の断定を求めるものではない

届出は犯罪の断定を求めるものではない。民間事業者は、自社で確認した事実と疑わしいと判断した理由を

図3　届出情報の増加と、捜査での活用の2つの区分




出所：警察庁JAFIC「犯罪収益移転防止に関する年次報告書（令和7年）」図3-3、表3-4・3-5。[8]

具体的に記録することが重要である。JAFICは届出情報等を分析し、その分析結果は法執行機関等の捜査の端緒等に活用される。[8] 犯罪事実の認定は、捜査・公判を通じて収集・提出された証拠に基づいて行われる。

**実話｜振込人の名前を変え、取引代金に見せかける**

2025年の福岡の事例では、詐欺による犯罪収益を含む入金について、振込依頼人名を取引会社の略称に変更させ、正当な商取引による収益を装っていた。会社役員らは、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で検挙された。[8]

## 情報は、実際の捜査でどう役立ったか

2025年のSTRの年間通知件数は101万9,405件となった。これは、特定事業者からの届出を受けた所管行政庁からJAFICに通知された件数である。届け出られる情報は増加している。JAFIC年次報告書は、都道府県警察が検挙した事件について、疑わしい取引に関する情報を端緒として捜査を開始した事件と、既に着手している捜査で活用した事件を分けて示している。[8]

### 端緒事件数1,110件：情報をきっかけに捜査を開始

疑わしい取引に関する情報を端緒として捜査を開始し、検挙に至った事件は1,110件である。このうち、詐欺関連事犯は960件、86.5%を占めた。ここでいう詐欺関連事犯には、口座の不正譲渡などの犯罪収益移転防止法違反も含まれる。[8]

### 活用事件数3,026件：既に着手している捜査で活用

既に着手している捜査の過程で情報を活用し、検挙に至った事件は3,026件である。端緒事件を除いた数で、両区分の合計4,136件の73.2%に当たる。公表統計からは、新たな捜査のきっかけに加え、進行中の捜査でも情報が活用されていることが分かる。[8]

上記の合計4,136件は、届出情報を活用して都道府県警察が検挙した事件の数であり、詐欺や口座の不正譲渡なども含む。マネロン事犯だけを数えたものではない。IO7では、国のリスクに応じてマネロンを捜査し、起訴・有罪判決・適切な処罰につなげているかが評価される。[2][8]

## IO7は、何を確かめるのか

IO7では、マネロンの発見・捜査から起訴、有罪判決、刑罰の内容までを確認する。共通するのは、国のリスク評価に照らして、高いリスクに人員・専門性を向け、多様なマネロン事案に対応できているかという視点である。[2]

### まず、捜査・起訴・有罪判決を分けて考える

捜査は犯罪の事実と関与者を明らかにする活動、起訴（訴追）は検察官が裁判所に裁判を求めることである。有罪かどうかは、裁判所が提出された証拠に基づいて判断する。逮捕・検挙、起訴、有罪判決はそれぞれ異なる段階である。[17]

### 前提犯罪の捜査と、資金の捜査を並行して進める

詐欺など、犯罪収益を生む元の犯罪を「前提犯罪」という。FATFは、その捜査と併せて資金面も調べることをparallel financial investigationsと呼ぶ。前提犯罪の捜査の終了を待たず、関連するマネロンや資産も調べる進め方であり、同じ捜査の中で行う場合も含む。[16]

**用語をほどく｜自己洗浄・第三者洗浄・独立した訴追**

前提犯罪を行った本人によるマネロンが「自己洗浄」、前提犯罪に関与しなかった別の者によるものが「第三者洗浄」である。「独立したマネロン訴追」は、前提犯罪を併せて訴追せずにマネロン罪を単独で起訴することを指す。これは行為者の違いとは別の区分で、犯罪収益であること等の立証は必要となる。[2]

表1　IO7の4つの論点を、具体的な問いで読む

| 評価上の論点 | 読者が押さえたい問い | 評価材料 |
|---|---|---|
| 7.1　発見・捜査 | リスクに応じ、資金の流れと関与者を調べているか | 金融情報分析等を端緒とする捜査、前提犯罪と並行した資金の捜査 |
| 7.2　訴追・有罪 | 多様なマネロン事件を起訴し、有罪判決につなげているか | 自己・第三者洗浄、国外の犯罪収益や法人の悪用を含む複雑事件の訴追・有罪実績 |
| 7.3　制裁 | 役割や悪質性に見合い、再犯・模倣を抑える刑罰等か | 個人・法人への刑罰等の内容、執行猶予の有無と、犯罪の規模・役割・悪質性等 |
| 7.4　その他の刑事司法上の措置 | 正当な理由で有罪判決に至らない場合、適切な別の措置を取ったか | 別の犯罪での訴追等。ただし、マネロンの訴追・有罪判決を安易に代替しない |

出所：FATF評価方法（2022年採択、2026年6月更新）IO7。国ごとの法制度の基本原則も踏まえて評価する。[2]

SPOT

2021年の対日相互審査は、前提犯罪と並行した捜査で把握したマネロンを追及する日本の能力を評価した一方、比較的軽い自己洗浄への偏りを指摘した。能力の有無だけでなく、重大・複雑な事案への対応が問われるのである。[14]

本稿の「制裁」は、マネロンに対する刑罰等を指す。日本では2025年6月1日に懲役・禁錮に代わり「拘禁刑」が創設された。各国比較では、外国の刑罰や旧制度との違いにも注意する。[15]

## 各国は、どこで成果を上げ、何に苦戦したか

本稿では、第5次相互審査の先行例として、2025〜2026年に報告書が公表された5か国を取り上げる。IO7はイタリアがSE、ほかの4か国がMEである。各国の事例から、捜査件数だけでなく、重大・複雑なマネロンへの対応も評価上重要であることが分かる。[9]〜[13]

### イタリア：専門性が、事件の進め方に組み込まれている

イタリアでは、財政・経済犯罪を扱うGuardia di Finanzaなどの専門性と、検察官による捜査の指揮・調整が結び付いている。重大・複雑なマネロン事件への対応を支える体制の一例である。[9]

### ベルギーとオーストリア：能力を、継続した成果に変える

ベルギーでは重大事件等に対応する人員・技術面の課題が、オーストリアでは独立したマネロン捜査等の課題が指摘された。各国の評価は、法制度だけでなく、リスクに応じた実際の運用を重視している。[12][13]

## 捜査の件数だけでは、成果は分からない

### シンガポール：11,189件の捜査でも、IO7はME

評価対象期間に11,189件のマネロン捜査が行われた一方、82%はサイバーを利用した詐欺の被害者による申告がきっかけであった。当局には複雑事件を扱う能力もあるが、多数の比較的小規模な事件や送金の実行役への対応に人員・時間を取られ、資金洗浄を専門に担う者や犯罪組織の上位者を追う余力が圧迫され

表2　先行5か国のIO7と、日本が学べる点

| 国・IO7評価 | 報告書から見える強み・課題 | 日本への示唆 |
|---|---|---|
| イタリア<br>SE | 専門機関と検察の連携、重大・複雑事件への対応。法人の有罪判決や制裁等には改善余地。 | 専門的な捜査を担う警察と検察の、個別事件での連携を生かす。 |
| シンガポール<br>ME | 多数の捜査と複雑事件の実績。被害申告を入口とする詐欺関連事件や末端の送金役に偏る。 | 大量の事件への対応と、犯罪組織の上位者を追う捜査を両立する。 |
| マレーシア<br>ME | 1MDB等の複雑事件を扱う能力。全体では捜査から起訴・有罪判決につなげることに課題。 | 事件の類型ごとに、捜査・起訴・有罪判決の実績を捉える。 |
| ベルギー<br>ME | 複雑事件の能力はあるが、人員・専門性・情報技術などの不足が重大事件への対応を妨げる。 | 重点リスクに人員と専門性を継続して振り向ける。 |
| オーストリア<br>ME | 詐欺関連の捜査が中心。独立したマネロン訴追、国外の犯罪収益、法人への制裁等に課題。 | 前提犯罪に関与せず、他人の犯罪収益を洗浄する者にも捜査を広げる。 |

評価はHE（高い）、SE（相当程度）、ME（中程度）、LE（低い）の4段階。各国で期間・定義・集計単位が異なるため、生の件数による順位付けは行っていない。

たと評価されている。[10]

**実話｜高級住宅の購入増加から、情報をつなぐ**

2021年、シンガポール当局は高級住宅の購入増加に着目し、富裕層に関する複数のSTRを突き合わせて調べた。多額の資金流入や資産の説明資料に疑問が浮かび、複数当局と海外機関が情報を照合した。対象者に察知されないよう18か月にわたり捜査を進め、2023年8月に10人を逮捕した。届出情報を、ほかの情報と組み合わせる力を示す事例である。[10]

### マレーシア：捜査から起訴・有罪へ進める難しさ

マレーシアでは、1MDB（政府系ファンド）に関係する国際的で複雑な事件も扱った。しかし、全体の捜査は主に自己洗浄へ向き、起訴や有罪判決につなげることが課題となった。捜査の開始件数だけでなく、起訴・有罪判決までつなげられているかを確認することが重要である。[11]

### 件数だけでなく、事件の内容を見る

IO7では、件数だけでなく、重大・複雑なマネロンを含む多様な事案への対応が評価される。[2]

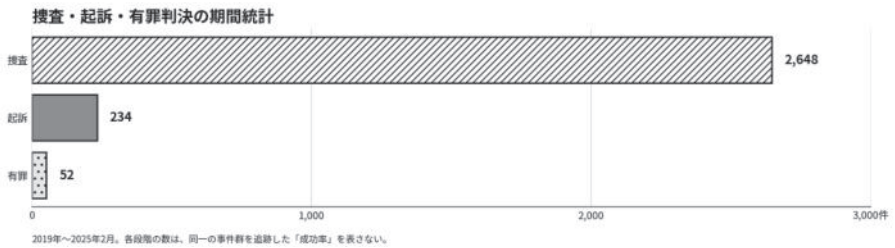
## 日本の現在地を、件数と事件の中身から見る

日本のマネロン事犯の検挙事件数は、2016年の388件から2025年の1,792件へ増えた。取締りの広がりを示す数字である。ただし、犯罪の発生件数そのものではなく、この増加だけから、犯罪が増えた程度や対策の効果を切り分けることはできない。[8]

### 第4次審査で示された課題は、重大・複雑な事件への対応

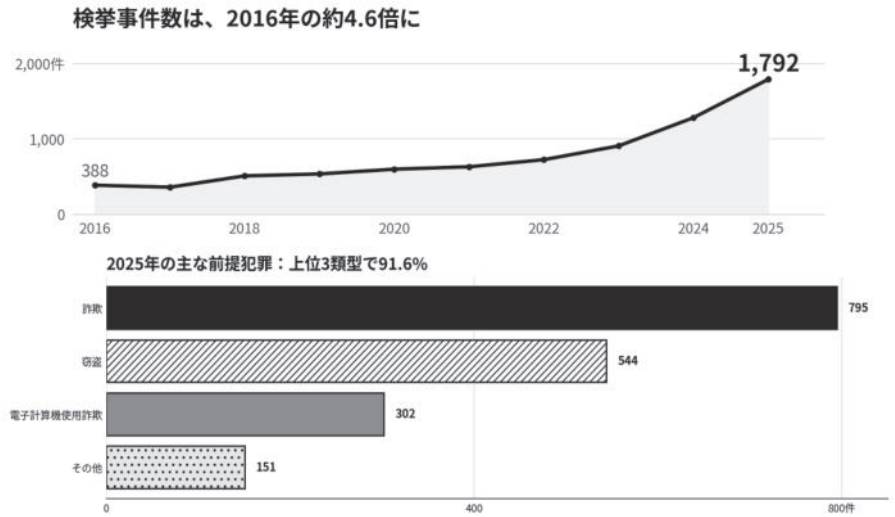
2021年の第4次対日相互審査で、日本のIO7はME

図4　捜査・起訴・有罪判決の件数を、それぞれの段階で見る




出所：FATF/APG「Mutual Evaluation Report of Malaysia」（2025）Table 7.2、para.479。期間をまたぐ事件があるため、単純な起訴率・有罪率としては扱わない。[1]

図5　増えた検挙を、どのような事件が構成しているか――詐欺が最大




出所：警察庁JAFIC「犯罪収益移転防止に関する年次報告書（令和7年）」表4-1・4-2。2025年の合計1,792件、詐欺795件、窃盗544件、電子計算機使用詐欺302件。[8]

であった。資金の流れを追う能力や一部の重大事件への対応は認められた一方、比較的軽い自己洗浄への偏り、第三者洗浄や国外で行われた犯罪の収益、法人の責任追及、制裁の抑止力などが課題となった。[14]

2025年の検挙事件では、詐欺795件、窃盗544件、電子計算機使用詐欺302件で、上位3類型が91.6%を占める。こうした前提犯罪の構成を踏まえつつ、IO7ではマネロン事犯への対応状況が評価される。[2][8]

IO7では、検挙件数だけでなく、リスクに応じたマネロンの捜査・訴追等の実効性が評価される。[2]

**制度整備から、実効性へ**

2024年の対日フォローアップ報告は技術的遵守を再評価したもので、IO7の有効性を再評価したものではない。[14] 第5次審査では、制度の整備に加え、実際の運用と成果が評価される。

## 民間の協力を、捜査の成果につなげる

民間では、自社で確認した事実と、疑わしいと判断した理由を具体的に記録することが重要である。

### 現場で残したい、3つの手掛かり

「何が起きたか」――日時、金額、入出金の動き。「何と食い違うか」――顧客の説明や普段の取引との違い。「何とつながるか」――確認できた相手先、口座、法人の関係。事実と判断を分けた記録は、届出情報の分析に資する。[8]

### 公表資料を、日々の確認に生かす

JAFICは、年次報告書などで犯罪の手口や届出情報の活用状況を公表している。[8] 民間事業者にとって、こうした公表資料は取引確認や社内研修の参考となる。

### 日々の確認が、対策の基礎になる。

日々の取引確認と適切な記録・届出は、官民のマネロン対策を支える基礎である。こうした積み重ねが、金融システムへの信頼につながる。

次回はIO8へ。犯罪収益を見つけ、動かせないようにし、取り上げる仕組みと成果を考える。

資料 / 本文・図表の確認に用いた一次資料
注・主な出典
本稿のうち意見にわたる部分は執筆者個人の見解であり、所属組織の公式見解を示すものではない。


[1] FATF, History of the FATF; Mandate of the FATF; 警察庁JAFIC「国際協力」。
[2] FATF, Methodology for Assessing Technical Compliance with the FATF Recommendations and the Effectiveness of AML/CFT/CPF Systems, adopted 2022, updated June 2026, Immediate Outcomes 1, 6, 7, 8; IO7 Core Issues 7.1–7.4.
[3] 財務省「5次のトリセツ―第1回：序論―」『ファイナンス』2026年5月号。
[4] 財務省「国内の取組を知る」。https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/amlcftcpf/3.efforts.html
[5] 財務省「5次のトリセツ―第2回：IO1―」『ファイナンス』2026年6月号。
[6] OECD（2026），“Cybersecurity and geopolitical risks in financial markets”，OECD Business and Finance Policy Papers, No.104, OECD Publishing, Paris. Foreword, p.4; Section 4.2, pp.23–24; Annex B, “ASEAN cybersecurity from an economic security perspective”，pp.40–41.
[7] 警察庁「令和6年における組織犯罪の情勢について」概要版、2頁。
[8] 警察庁JAFIC「犯罪収益移転防止に関する年次報告書（令和7年）」第3章、図3-3、表3-4・3-5；第4章、表4-1・4-2；第5章、事例3、58頁；正誤表。
[9] FATF（2026），Anti-money laundering and counter-terrorist financing measures – Italy, Mutual Evaluation Report, Immediate Outcome 7, pp.117–129.
[10] FATF/APG（2026），Anti-money laundering and counter-terrorist financing measures – Singapore, Mutual Evaluation Report, Immediate Outcome 7, pp.138–155, Table 7.1, Box 7.1.
[11] FATF/APG（2025），Anti-money laundering and counter-terrorist financing measures – Malaysia, Mutual Evaluation Report, Immediate Outcome 7, Table 7.2, paras.476–479.
[12] FATF（2025），Anti-money laundering and counter-terrorist financing measures – Belgium, Mutual Evaluation Report, Immediate Outcome 7, p.157 et seq.
[13] FATF（2026），Anti-money laundering and counter-terrorist financing measures – Austria, Mutual Evaluation Report, Immediate Outcome 7, p.138 et seq.
[14] FATF/APG（2021），Anti-money laundering and counter-terrorist financing measures – Japan, Mutual Evaluation Report, Immediate Outcome 7, para.206 et seq.; FATF（2024），Japan 3rd Enhanced Follow-up Report.
[15] 法務省「拘禁刑下の矯正処遇等について」。https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei05_00164.html
[16] FATF, The FATF Recommendations, updated October 2025, Recommendation 30, Interpretive Note, para.3.
[17] 法務省『令和7年版 犯罪白書』凡例。
[18] G7 Finance Ministers and Central Bank Governors' Communiqué, 22 May 2025, paras.19–21.
[19] U.S. Department of the Treasury, Office of Terrorist Financing and Financial Crimes, Mission Statement.
[20] FATF, Japan country profile, “Head of delegation”; “Other Ministries and Authorities”.




松井　望 編著

# なぜ女性公務員の管理職は少ないのか
## ～大規模調査にみる自治体の課題

勁草書房　2026年2月　定価 本体4,800円＋税

**評者**

日本政策投資銀行設備投資研究所上席主任研究員
政策研究大学院大学博士課程（政策プロフェッショナルプログラム）在籍

**渡部　晶**

本書は、「指導的な地位に就く女性を増やそうとする取り組みが、民間企業・行政の分野の両方で進められてきた」が、「地方自治体で管理職に昇進する女性公務員は依然として少ない」とし、「公務員への志望理由、能力育成、職場環境、社会的ネットワーク、生活環境・両立支援の5つの視点からその理由を解き明かしていく」ものである。

具体的には、愛知県、茨城県、東京都、福井県を調査対象とした自治体の女性職員や人事課へのインタビューと新規採用者・管理職者への大規模な質問紙調査の分析と考察からなる。質問紙調査で包括的な検討を可能とするために男女両方を調査対象とした。

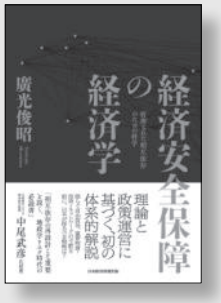
「序章　女性公務員は管理職になりにくい？―現状と課題（荒見玲子（名古屋大学大学院法学研究科教授）・大谷基道（獨協大学法学部教授）・竹内直人（京都橘大学経済学部教授・松井望（東京都立大学都市環境学部教授））」では先行研究を整理し、リサーチクエスチョンほか研究方法を説明し、実証研究の絶対量の少なさを指摘する。EBPMの推進からして制度官庁はこのようなアカデミアの研究に積極的に対応すべきであろう。その観点で、本研究に応じた4都県の対応は高い評価に値する。

続いて、第1章　安定を求める人は昇進を希望しない？―職業選択にみる女性昇進の促進・阻害要因（大谷基道）、第2章　能力って何？―日本型雇用システムにおける女性昇進の促進・阻害要因（竹内直人）、第3章　職場に同調できた女性が昇進する？―職場環境にみる女性昇進の促進・阻害要因（荒見玲子）、第4章　女性管理職が大事にする「つながり」とは―社会的ネットワークにみる女性昇進の促進・阻害要因（出雲明子（明治大学専門職大学院ガバナンス研究科専任教授））、第5章　女性管理職は忙しくなるばかり―生活環境にみる女性昇進の促進・阻害要因（松井望）、終章　なぜ自治体で女性管理職が少ないのか―3つの視点からの理由と解決策（出雲明子・松井望）と構成される。

第1章、第2章、第4章、第5章は、公務労働と民間労働の働く場としての共通性を実証研究で明らかにしている。このうち、評者が特に注目するのが、第2章である。竹内教授は、日本における「能力」の曖昧さを論じつつ、管理職調査から「生活態度としての能力」と「組織特殊能力」が問われることを指摘している。そして、「日本的雇用システムにおいては総合調整（予算等）や議会対応などの組織特殊的能力は、生活態度としての能力と混然となって現れる特徴があり、それが女性の昇進を妨げてきた」とする。日本の公務員は議会対応など政治過程に深く関わる現実がある。この点を評者は最も本質的で困難な課題であると考えており、「職員個人の生活と仕事の両立」を図れるかが日本の公務の将来にもかかわると思う。

一方、第3章で、公務労働では、個人的要因、制度的要因、組織的要因が大部屋主義を背景として相互関係を及ぼしているとする。さらに、この3つの要因が交差する構造こそが、女性職員の昇任の促進要因であると同時に阻害を生み出しているという。

本書のしめくくりに、「個人を重視した人事行政に向けて」と題した1節が置かれている。この問題には相互に関連する要因があり、丁寧に分析・対処していくことが肝要だ。首長の主導性も欠かせない。1975年10月24日、アイスランドの女性の約9割が職場での有償労働および家庭での家事・育児などの無償労働を一斉にボイコットしたことが転機となり、ジェンダーギャップ指数1位の国となった。いわゆる「女性の休日」である。日本での女性の働きづらさを社会全体で理解し着実に改善していく取組みを示す本書の一読を広くお勧めしたい。




廣光 俊昭 著

# 経済安全保障の経済学

日本経済新聞出版　2026年10月　定価 本体3,200円＋税

**評者**

内閣府 政策統括官
（経済安全保障担当）
泉 恒有

本書は、米中対立、ロシアによるウクライナ侵攻、半導体輸出管理、金融制裁、重要鉱物やエネルギーの供給不安を、「相互依存をいかに設計するか」という一つの経済学的問題として捉え直す試みである。

中心にある問いは「自由貿易か経済安全保障か」ではない。相互依存がもたらす豊かさを残しながら、危機時の脆弱性と他国からの威圧を、どの程度の費用で、どう管理するかである。

現在、半導体、金融、通信、データ、重要鉱物などが国境を越える巨大なネットワークを形成しており、その結節点が輸出管理や金融制裁の手段となる。相互依存は繁栄の基盤であると同時に、圧力の源泉にもなる現実を直視した考察である。

第1章は、自由貿易を通常時の基準線に置き、その利益と限界を確認する。

著者はアメリカでのチャイナ・ショックの研究を踏まえ、自由貿易が国全体に利益をもたらしても、損失が特定の地域や労働者に集中し、調整が不十分なら社会的な合意を失うと指摘する。また、米中貿易戦争の分析から、関税という政策手段の「粗さ」のほか、第三国への調達先の変更が依存の解消につながるとは限らないことを示す。

さらに、供給網をネットワークとして捉え、取引額自体は小さくても代替困難な結節点への依存が脆弱性を生み、そこを制御する側には威圧の力を与え得ることを示す。

その上で本書は、経済安全保障を効率性、レジリエンス、強制力、執行可能性、政治的持続性の五つの軸から評価する。

第2章では、理論的な支柱として「効率とレジリエンスのフロンティア」を提示する。

最低限必要な危機への耐性を確保しながら、経済的な豊かさを最大化する。このため、同盟国等との共同備蓄や能力分担で両立できる範囲を拡げるとともに、規制の予見可能性を高めて取引や投資の萎縮を抑えるという、経済学の二つの役割を示す。

生産能力や技術基盤の集中は、供給途絶や威圧への脆弱性を生む。企業は自社の損失を考慮しても、社会全体に及ぶ損失や国家が失う選択肢までは十分に織り込まない。他方、政府にも対象の見誤りや過剰保護という失敗がある。国の役割は、重要産業を一律に守ることではなく、市場が維持しにくい供給能力や代替可能性を、費用と効果を見極めながら支えることにある。

著者が示す「管理された相互依存」は、相互依存を断ち切るデカップリングでも、市場に委ねるだけの放任でもない。どの依存を維持し、どの依存を減らし、どの能力を国内または同盟国などの圏内に残すかを選び分ける政策思想である。

第3章は、中国を「国家資本主義」という一語で片づけず、市場、規模、学習、産業集積を通じて、国家能力を実装する巨大な製造国家として描く。中国の強みは先端知識だけではない。実例を示しつつ、技術を製造工程へ組み込み、供給企業を集積させ、巨大な需要と結びつけて短期間に大量生産へ移す「実装力」に強みがある。非効率や過剰投資を抱えながらも、量産と学習を通じて競争力を高めるという逆説を明らかにする。

第4章は、輸出管理と金融制裁を「遮断の経済学」として分析する。ロシアへの金融・エネルギー制裁、中国への半導体輸出管理、第三国を介した迂回貿易の実例をもとに、その効果は対象の選択、同盟国等の参加、執行能力、相手の適応、時間軸によって変わるとする。遮断には、相手の適応に応じた継続的な監視と制度更新が必要となる。また、ロシア産石油のプライスキャップを、売り手・買い手のインセンティブと海運・保険の結節点を

利用し、供給を維持しながら収入を抑えようとする「市場設計」として解説する。

第5章は、遮断だけでは生まれない国家能力を扱う。ここでいう「市場を通じた国家能力」とは、国家が市場を置き換える力ではなく、政府、企業、研究機関、金融機関、同盟国等の行動を一つの目的と時間軸のもとで整合させる力である。

著者は、危機時に切り替えられる能力、増産能力、修理能力、同盟国等と共同で動かせる能力を、平時から制度化すること、そして継続的に点検する仕組みが必要だとする。産業政策についても、補助額や工場数ではなく、得られる能力が費用や副作用に見合うかを検証し、成果に応じて支援を見直し、撤退できる設計を求める。

また、経済安全保障は財政制約の外側にある政策ではないとし、財政、金融、通貨への信認は、それ自体が安全保障を支える国家能力だとする。

終章が示すのは、経済安全保障の目的とは世界を二つに切り分けることではないという点である。日本の強みは世界を二つに分ける力ではなく、異なる国、企業、制度を国際ルールと信頼を通じて結び、相互依存を機能する形へ組み直す力にあるとする。

そして、経済安全保障とは、危機時の例外的措置ではなく、市場の内部に危機時の選択肢を組み込む、国家能力の活動そのものではないか、とする。

本書は、国際貿易論、産業組織論、金融論、ネットワーク分析、ゲーム理論、政治経済学を横断し、経済学者としての知見と、ワシントンで政策の現場を見た経験を結びつける。

「国家なしの市場は脆弱であり、市場なしの国家は非効率である」。この言葉に本書の立場が表れている。危機への警告にとどまらず、市場の働きを活かしながら、危機時にも選択肢を残すための制度設計を描くことが本書の狙いである。

以上が概要となるが、本書は、経済安全保障という政策領域に、経済学を通じて統一的な視座を提供しようとする点が類書にない新しい試みである。

経済安全保障に関しては、これまで特定の施策、もしくは特定の事案に着目し、それらを軸に考察を加えた類書は多々あった。また、個別の施策に関して、法制度としてのあり方を中心に、解説を交えながら法的意義や留意点を詳細に記した論稿も多い。

他方で、経済安全保障全体を正面から捉え、我が国にとっての意義・留意点・限界について、これらを経済学という視点から包括的に論じ切ろうとしている本書は新鮮であり、特筆すべき意義を感じる。

また、経済安全保障の経済学を記していくにあたり、理論を示すだけでなく、規制対象や支援条件の設定、監視手段や制度の更新、同盟国との調整など、政策を実際に機能させるための課題も随所に扱っている。著者の行政官としての経験・知見が、理論的考察に止まらない厚みを与えている。

本書は、経済安全保障を、危機時にも必要な能力と選択肢を維持する「市場を通じた国家能力」の問題として捉えている。

すなわち、個々の施策に止まらず、経済安全保障という施策全体の意味付けを提示しようとしており、行政担当者にとって、目指す方向性・指針として捉えられる価値を持った論稿である。

そして裏を返せば、様々な企業やアカデミアにとっても、行政の取組みを理解するとともに、その効果や限界を検討するための視点を与えてくれる。

経済安全保障は公的部門だけのものではなく、国と民間主体の双方が共に担い手となる。今後、情勢認識を共有するとともに、政策を共通の枠組みで検討していくことが求められる。本書はそのための土台を提供する。

現在、政府は各省庁の所管ごとに様々に施策を展開しているが、全体を俯瞰して横串を通す形での調整を通じ、我が国として、多岐にわたる施策を整合的かつ統一的に講じていくことが求められる。

「相互依存の管理」を提示する本書は、アドホックな個別対応の積み重ねにとどまらず、個々の施策の効果や費用、限界を見極めながら、経済安全保障分野での行政手法を支える全体的な視点を提供することになるだろう。

# AIと音楽産業

大臣官房総合政策課 調査員　相田　竜之介／川野　祥太

本稿では、近年急速に発展するAI技術が、音楽産業、特に楽曲制作に与える影響について考察する。

## 楽曲制作におけるAI活用の広がり

・AI技術の発展により、人間とテクノロジーが協働して楽曲を生み出す機会が増えており、AIの活用範囲は、作曲から編曲、ミキシング、マスタリングまで、楽曲制作のほぼ全工程に広がりつつある。AIによって、音楽をゼロベースから完成形まで制作することは、もはや珍しいことではなくなっている。

・生成AIの場合、楽曲のコード進行やメロディー、リズムなどの特徴を学習し、プロンプトに基づいて新たな楽曲を作成する。代表的なサービス・モデルには、Suno、Udio、Lyria（Google DeepMind）などがある。例えば、Sunoでは、簡単なイメージ指定から、歌詞・構成・曲調・楽器・演出まで細かく指定した楽曲制作へ段階的に発展させられる（図表1、2）。

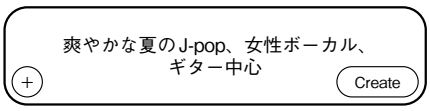
・楽曲制作（DTM）ユーザーを対象とした調査では、約8割が音楽生成AIに限らず、既に何らかのAIツールを利用している。AIは専門家だけでなく一般のクリエイターにも広く受け入れられており、楽曲制作における身近なツールとなりつつある（図表3、4）。

（図表1）Suno　各モードの特徴

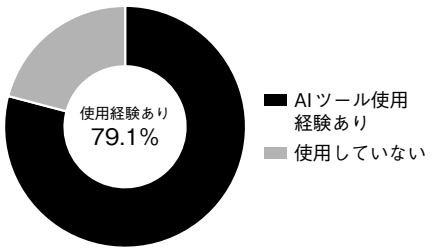
| モード | Simple | Advanced/Custom |
|---|---|---|
| 入力方法 | 一つの説明欄にまとめて入力 | Styles、Lyricsなどに分けて入力 |
| 歌詞 | 基本的にSunoに生成させる | Lyrics欄で自作・生成・編曲が可能 |
| 用途 | とにかく簡単に作る | 曲調や歌詞を細かく指定する |

（図表2）Suno　実際の入力形式の例

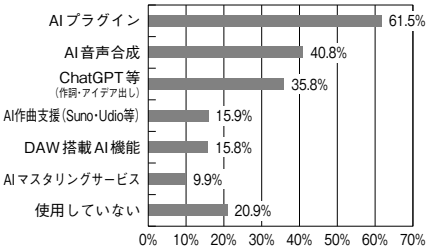
※Simple Modeのプロンプト画面をもとに簡略化して図示




（図表3）AIツール使用経験の有無




（図表4）楽曲制作（DTM）ユーザーにおけるAIツールの使用状況（複数回答あり）




（注）編曲：楽器や曲の構成を調整する工程／ミキシング：各音のバランスを調整する工程／マスタリング：曲全体を最終調整する工程／DTM：Desktop Musicの略で、PC等を用いた楽曲制作／プラグイン：楽曲制作ソフトに機能を追加するソフトウェア（音量・音質・周波数バランスの調整など）／DAW：Digital Audio Workstationの略で、録音・編集・ミキシング等を行う楽曲制作システム

（出所）Sleepfreaks「DTMユーザー2,226名に聞いた！『DTM×AI』活用の実態と意識調査 2026年版」、Suno Help Center「Make a song in Simple Mode」「Can I use my own lyrics?」、Suno「How to Make a song with Suno」

## 拡大するAI音楽と消費者・クリエイターの反応

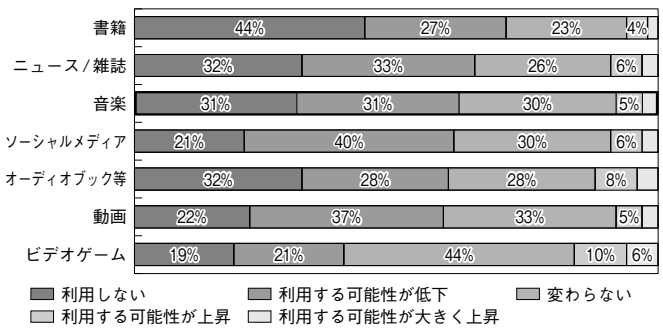
・技術による参入障壁が低下したことでクリエイターが増加することに伴い、コンテンツ供給量の増加も予想される。Deezerという音楽ストリーミングサービスにおいては、26年6月のピーク時には新規投稿の50%超をAI生成楽曲が占めたことが報告されている。

・これに対して、消費者は特徴的な反応を示しており、Deezerでも実際に再生されているのは全体の1~3%に過ぎないことが指摘されている。他にも、米国消費者のAI生成コンテンツに対する受容度調査によると、調査対象の約6割の消費者は楽曲制作にあたってAIが利用されているものだとわかった場合、視聴する可能性が低下すると回答した（図表5）。

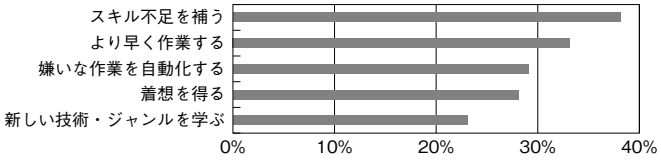
・とはいえ、クリエイターは楽曲制作におけるAI活用のメリットを様々な面から享受しており（図表6）、生成AIは楽曲制作において有効なツールであることがわかる。一方で、AIを活用することによって新たに生じる懸念もある。具体的には、楽曲の質の低下、剽窃など倫理面での問題、技術へ依存することに対する懸念などが挙げられる（図表7）。

（図表5）米国消費者のAI生成コンテンツに対する媒体別受容度

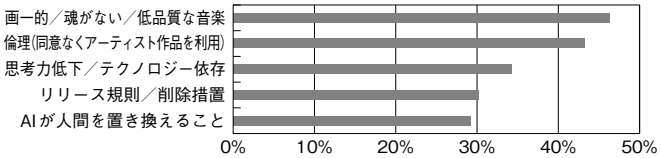
（注）下図は「[X]という媒体のコンテンツが、その全部または一部をAIで生成したものだと分かった場合、利用・視聴する可能性はどのように変わるか」という設問に対する米国消費者の回答をまとめたもの。




（図表6）アーティストにとってのAIツールの最大の利点




（図表7）アーティストにとってのAIツールの最大の懸念




（注）図表6,7については、「技術・創作・プロモーションのいずれかであれ、音楽にAIを使う最大の利点／懸念はなにか」という設問に対する回答のうち、複数選択で上位3つのうちに選ばれた割合を示したもの。本グラフには選択率の多い項目のみを掲載。

（出所）Deezer「AI music has surpassed 50% of new music uploads for the first time」、Bain & Company「In an AI Age, People Still Want the Radio Star」、LANDR「How Musicians Use AI」

## 著作権、クリエイターへの影響

・生成AIの急速な発展に伴い、著作権や知的財産権を巡る課題への関心も高まっている。特に、AIが生成した音楽の権利帰属や、著作物の学習利用に関する適法性について、活発な議論が続いている。

・2024年以降、大手レーベルによる無断学習に対する提訴が起こったが、和解・各国の判決・新たな提訴が並行している状況であり、現在は音楽のAI利用に関する許諾・収益分配といった基本的な枠組みが再設計されている過渡期であるといえる（図表8）。特に音楽生成AIサービスのSuno・Udioに対する訴訟は、生成AIの学習に著作物を利用する行為の適法性を巡る代表的な事例であり、その判決は音楽産業のみならず生成AI産業全体のビジネスモデルやコスト構造に影響を与える可能性がある。

・このような状況がある中で、音楽クリエイターの間でも生成AIに対する警戒感がみられる。フランス・ドイツの著作権管理団体がクリエイターを中心に実施した調査では、多くの調査対象者は自身の作品が生成AIで利用される場合、クレジット表示・透明性・許諾・対価を求めており、著作権保護作品の利用に際して明確なルールが敷かれることを期待している（図表9）。

（図表8）生成AIと音楽産業の訴訟に関する主な経緯

| | |
|---|---|
| 2024–<br>大手レーベルによる無断学習への提訴 | 2024年6月24日にUMG Recordings、Capitol Records、Sony Music、Warnerなどの大手レーベルが、AIによる音楽の無断学習、生成物が著作権侵害に該当するとしてSuno、Udioに対する訴状を提出。Suno、Udio側は、学習過程が公開されておらず、最終的に著作権を侵害しない新製品を作ることはフェアユースであるとして主張した。 |
| 2025–<br>いくつかの会社が和解・提携 | 2025年11月25日に、Warner Music GroupとSunoは、訴訟の和解を含むパートナーシップの締結を公表した。ほかにも、Udioを巡る訴訟では一部の大手レーベルが和解した。一方、Sonyなどが提起した請求は継続した。 |
| 2026–<br>欧州での判決、訴訟の広がり | 2026年7月31日に、ドイツのミュンヘン地方裁判所はGEMA（ドイツの著作権保護団体）のSunoに対する著作権侵害に伴う請求を認めた。<br>他にも、独立系出版社のRound Hillが提訴をしており、様々な権利主体による関心が高まっている。 |

（図表9）AIを利用した楽曲制作に対するクリエイターの考え（賛同率）

| | |
|---|---|
| 95% | AIを利用する者に対して、学習に使用したすべての著作権保護作品を開示する義務を課すべき |
| 93% | 政策立案者がAIと著作権をめぐる課題により注意を払うべき |
| 90% | 作品をAIシステムへ入力する前に著作権者から許諾を得るべき |
| 90% | 作品がAIシステムの学習に用いられる場合、著作権者が金銭的な利益を受けるべき（ライセンス等を通じて） |
| 89% | AIが生成した楽曲などの作品にはAI生成であることを表示すべき |

（注）図表9の数値（%）は、各項目の意見に賛同したクリエイターの割合を示している。フェアユース：著作物を公正に利用する場合、著作権者の許諾がなくても、著作権の侵害にあたらないとする考え方を指す。
（出所）Mishcon de Reya「Generative AI – IP cases and policy tracker」、GOLDMEDIA「AI　AND　MUSIC：KEY　FACTS」

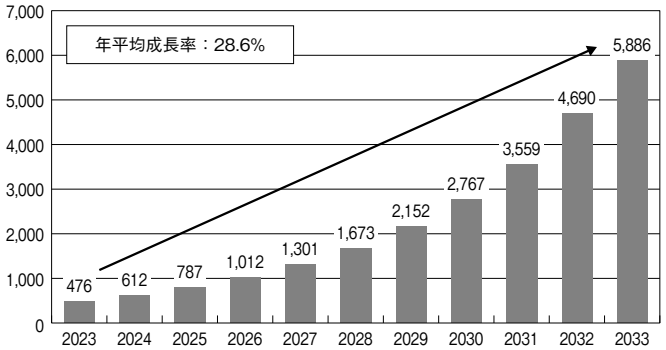
## AI音楽産業の展望

・音楽生成AIの世界市場は、2023年から2033年までの年平均成長率（CAGR）が28.6%とされており、市場規模は2023年の2億9,400万ドルから2033年には36億3,710万ドルにまで拡大すると予測されている（図表10）。これは、2025年の世界のレコード音楽市場（317億ドル）の約1割に相当し、市場全体に対して無視できない規模まで成長することが見込まれている。また、生成AIによる音楽コンテンツは、2028年までに従来型の音楽ストリーミング収益の約20%を占める可能性があり、市場への影響力は急速に高まると予想されている。

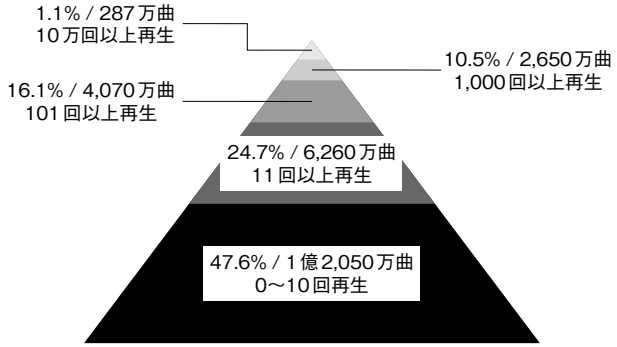
・一方、生成AIによる楽曲制作が広がる中でも、現時点では広く認知されたヒット曲は限られている。音楽市場では、制作主体を問わず、そもそもヒット作として世に出ることが難しいとされているためだ（図表11）。

・現時点では、ファンダム・ライブ等の体験価値、クリエイターの独自性・世界観、制作過程におけるクリエイターによる判断・工夫が、差別化要因であると考えられる。人と人とのつながりを基盤とする体験価値に関しては、今後、AIによって代替される可能性は低いかもしれない。しかしながら、独自性や世界観などのクリエイティブな要素については、差別化要因として同様に機能し続けるかどうかは定かではない。AIが楽曲制作のあらゆる工程に浸透する中で、音楽の価値の中心は今後どこへ移っていくのだろうか。

（図表10）音楽生成AIの世界市場規模予測（億円）

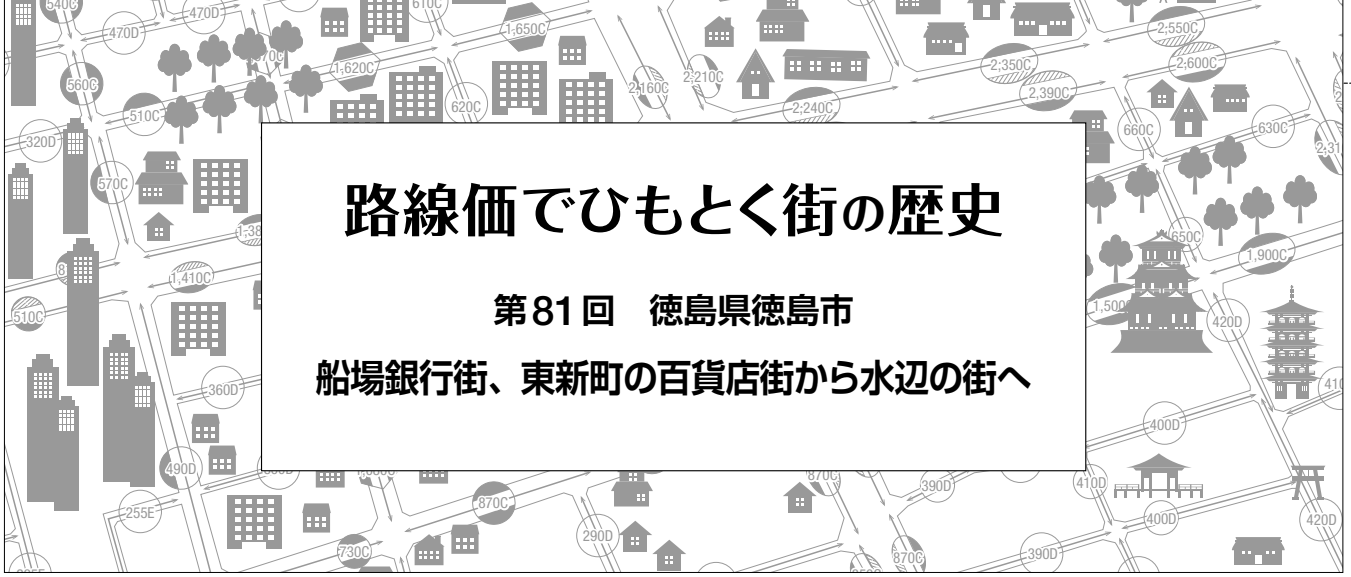



（図表11）再生数と楽曲数の関係性（2025年）




（注）為替レートは令和8年7月の税関長公示レートの平均値を採用している（161.83円/ドル）。/レコード音楽市場：ストリーミング、CD、ダウンロード等、録音された音楽の売り上げからなる市場
（出所）経済産業省「音楽産業の新たな時代に即したビジネスモデルの在り方に関する報告書」、Market.us「Generative AI in Music Market」、CISAC「PMP Strategy/CISAC study on the economic impact of AI in music and audiovisual industries」、LUMINATE「YEAR-END-REPORT2025」、MIDiA「Why have we yet to hear an AI-generated hit?」、IFPI「Global Music Report 2026」

（注）文中、意見に関る部分は全て筆者の私見である。



# 路線価でひもとく街の歴史

## 第81回　徳島県徳島市

## 船場銀行街、東新町の百貨店街から水辺の街へ



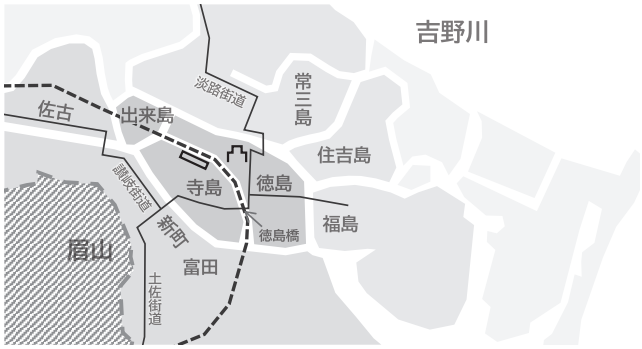
### 阿波への路

先般、徳島を訪れた。舞子駅で高速バスに乗り換え、明石海峡大橋を渡って淡路島を縦断した。高速舞子から徳島駅前までは約1時間半、片道3,300円である。このルートは、国道28号の海上区間を担った明石・岩屋間のフェリーに代わる道でもある。かつて四国への玄関口は明石だったが、いまは舞子だ。途中で通る淡路島の名は、「阿波への路」に由来するとされる。藩政期は徳島藩領で、稲田騒動が兵庫県編入の遠因とされる。都が奈良にあった時代、四国へ向かう官道・南海道は、紀伊の加太から淡路島の由良へ渡り、陸路を福良まで進み、再び海路で鳴門の撫養(むや)湊を目指した。

帰路は海路を選んだ。現在、南海フェリーが和歌山港と徳島港を結び、淡路島を経ずに直行している。大人片道2,500円。和歌山港では駅と乗船場が直結し、列車と船を乗り継げる。かつて徳島側の小松島港にも連絡駅があったが、牟岐線から分岐する盲腸線の小松島線とともに、昭和60年（1985）に廃止された。紀伊水道を渡るこの航路は、南海道の流れをくみ、鉄道連絡船の面影を残す。一方、運営する南海電鉄から令和10年（2028）3月末のフェリー事業撤退が発表された。

徳島は関西と海を隔てているが、歴史的、文化的なつながりが強い。いまも県内の民放テレビは四国放送の1局で、他系列は海を越えて届く近畿広域圏の局を直接またはケーブルテレビで見るのが一般的だ。さかのぼれば徳島は蜂須賀家政が築いた城下町である。新町川や助任川などが流れるデルタに徳島、寺島、福島、住吉島、常三島、出来島の6つの島があり、城はそのひとつ、徳島の城山（猪山）にあった。新町川の南には商人や職人が住む新町が置かれた。城の大手には、武家地の徳島と商人町のある寺島を結ぶ徳島橋が架かり、明治に入ると最初の里程元標が置かれた。橋を渡って西へ進むと通町(とおりまち)に至る。伊予・土佐・讃岐の各街道につながる町人地で、徳島橋に続く交通の要衝だった。

図1　徳島市街地の6つの島　（出所）筆者作成




### 藍商と船場の銀行街

この通町に、大阪の第三十四国立銀行（のち三十四銀行）が、明治12年（1879）7月、同行初の支店となる名東（みょうどう）支店を開店した。当時の徳島は高知県に属し、名東は徳島市街が属する郡の名前である。頭取は、藍と縁の深い木綿問屋の岡橋治助だった。同行は、翌年に分離独立した徳島県下の美馬郡・三好郡（県西部）を除く国庫金出納を受託する。店舗はのちに新町川南岸の西新町へ移った。昭和8年（1933）12月に鴻池、山口銀行と合併し三和銀行となった後も、昭和24年（1949）まで国庫金を受託した。

地元初の銀行は、第三十四国立銀行の進出に先立つ明治11年（1878）12月、旧藩主の蜂須賀家と旧藩士らが設立した第八十九国立銀行（同・八十九銀行）である。同行は県西部の国庫金の出納を受託していた。創業地は寺島町だがのちに西新町に移る。業況が振るわず明治42年（1909）に解散した。

徳島県の成立後、里程元標は徳島橋から西横町（い

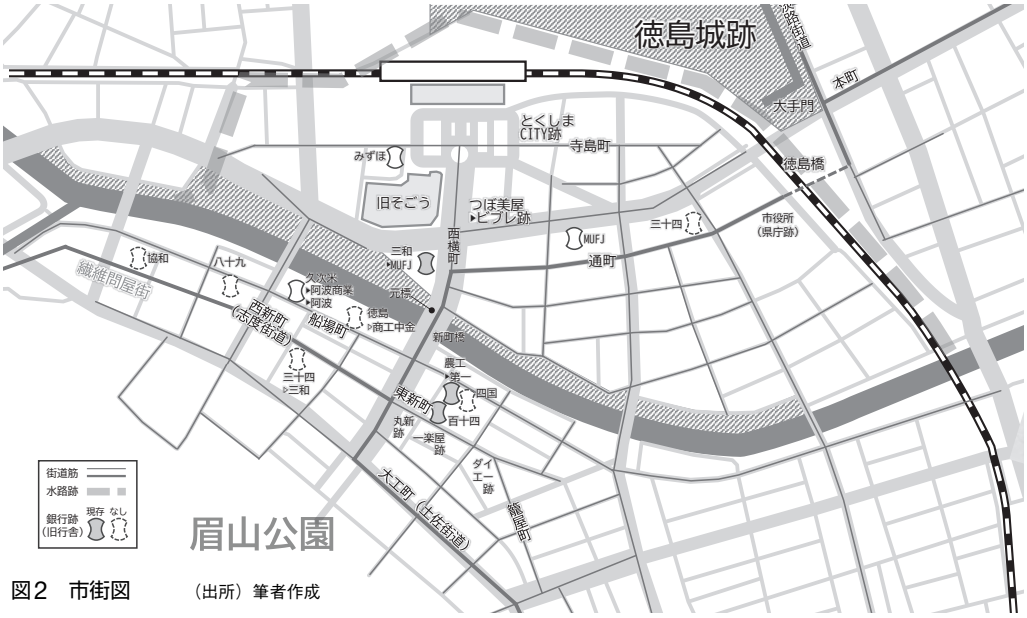



図2　市街図　　（出所）筆者作成

まの元町通り）の新町橋北詰へ移り、街道の起点も新町川のほとりとなった。街の中心が通町から、川をはさむ船場や西新町へ移ったのである。背景には阿波藍の隆盛があった。藩政期以来の特産物で、吉野川流域の藍作には大量の肥料を要した。北前船などが北海道から運んだ鰊粕は鳴門の撫養湊で陸揚げされ、藍玉は大坂や江戸をはじめ全国へ積み出された。

明治期に入ると、藍の需要は綿製品とともに伸びた。藍商人が蓄えた資本で興した銀行もある。明治12年（1879）11月、豪商・久次米兵次郎は西船場町に久次米銀行を開いた。資本金50万円は当時の私立銀行で三井銀行の200万円に次ぐ規模だった。全国に広がる久次米の藍の販路に合わせて東京や福島県にも支店を出し、淡路島や福島県郡山の国庫金を受託した。しかし、わが国最初の資本主義恐慌とされる明治23年（1890）の恐慌で行き詰まり、同行は翌年に休業する。資産と負債は関東部と関西部に分けられ、徳島本店などを継いだ関西部は明治25年（1892）1月に合名会社阿波銀行となった。整理会社のため解散し、明治29年（1896）6月、その株主が阿波商業銀行を設立した。現在の阿波銀行である。設立の経緯から堅実経営を行是とした。長期貸出による資金の固定化を避け、商業金融に注力する趣旨を行名に「商業」として込めた。

図3　旧阿波農工銀行　　（出所）筆者撮影



藍商人の銀行はもうひとつあり、明治15年（1882）3月、藍玉商の大串龍太郎らが徳島銀行を設立した。大串は、徳島鉄道や徳島電灯の設立にも関わった実業家である。同行は徳島県の出納を受託し、阿波商業銀行に次ぐ県内有力行となったが、金融恐慌期に破たん。昭和3年（1928）5月、阿波商業銀行に営業譲渡した。

綿糸は明治23年（1890）に国内生産が、30年（1897）には輸出が輸入を上回る。明治26年（1893）から36年（1903）にかけて、綿糸の国内消費と葉藍の収穫量は、ともに約1.7倍になった。しかし藍商の繁栄は明治末に陰る。徳島県の藍の作付面積は明治36年（1903）の15,099haをピークに、インド藍や合成藍の輸入に押されて急減し、大正元年（1912）には2,888haと、10年足らずで5分の1になった。

農工業の長期資金は半官半民の農工銀行が担った。徳島県では明治33年（1900）8月に阿波農工銀行が設立され、昭和12年（1937）3月に日本勧業銀行に合併された。東船場町には昭和3年（1928）建築の旧本店が現存する。戦後、第一勧業銀行、みずほ銀行の徳島支店として使われた。また、徳島は高知に本店を置く四国銀行の店舗も多い。大正15年（1926）6月に、四国銀行と同じく安田銀行系で徳島に本店があった関西銀行を合併したからだ。関西銀行の本店を徳島支店とし、ほかに県内21店舗を引き継いだ。四国銀行は昭和63年（1988）まで徳島市の指定金融機関でもあった。

## 鉄道の開通と東新町の百貨店

大蔵省『主税局統計年報書』によれば、藍の作付面積ピークの翌年、明治37年（1904）の最高地価は東新町だった。徳島駅の正面からのびる道で新町橋を渡った先の、西新町と道をはさんだ向かい側である。

中心が新町橋の川上の西船場から、川下の東船場や東新町へ移った背景には鉄道の開通もあった。明治後半には、寺島に置かれた徳島駅と新町を結ぶ西横町が駅前通りとして、城下の新たなメインストリートとなった。明治32年（1899）2月、徳島鉄道が徳島から吉野川上流の鴨島（かもじま）間を開業し、徳島駅ができた。明治40年（1907）に国有化され、のちの徳島線となる。徳島から鉄道は3方向へ延び、いずれも舟運や海運と結びついていた。最初は吉野川流域である。紀伊水道方面には阿波国共同汽船が大正2年（1913）、徳島・小松島間に鉄道を敷き、小松島で大阪や和歌山行きの汽船に連絡した。大正6年（1917）に国に買収され、のちの牟岐（むぎ）線・小松島線となった。

鳴門方面には阿波電気軌道が大正5年（1916）、吉野川北岸の古川―撫養間を開業した。吉野川に橋を架けられず、徳島市街とは船で結んだ。昭和8年（1933）に国有化され、のちの鳴門線（一部は高徳線）となる。

東新町には、昭和9年（1934）3月、木造3階建の新町百貨店が開店した。テナント26店の寄合形式だったが、翌年、店主らの出資で株式会社を設立し、店章の○新にちなみ丸新百貨店へ改称した。昭和13年（1938）には5階建の新館を建てた。これに先立ち、昭和10年（1935）11月には隣地に一楽屋百貨店が開店。明治19年（1886）創業の呉服店が前身で、鉄筋コンクリート造4階建だった。両店を核に商店街や映画館が集まり、東新町は戦後も徳島の買い物と娯楽の中心となった。

## 新町から駅前への重心移動

昭和20年（1945）7月4日の大空襲で市街の約6割が焼失。戦後は県知事施行の戦災復興土地区画整理事業が進み、駅前広場も整えられた。戦後最初の最高路線価も東新町で、昭和33年（1958）は「東新町宮川洋品店付近」だった。昭和46年（1971）には籠屋町にダイエー徳島店が開店。この頃が新町のピークで、日曜日の来街者は約4万人を数えた。

商業の重心を動かしたのは徳島駅前の再開発である。駅前地区と新町地区を2つの核として整える「二眼レフ構想」の下、徳島駅前西地区の再開発が動き出した。昭和52年（1977）3月に再開発協議会が発足し、昭和58年（1983）10月に再開発ビル「アミコ」が開業。核店舗として徳島そごうが入った。アミコの店舗面積は26,687m$^2$で、当時の丸新の7,898m$^2$の3倍を超えた。駅前にはそれ以前から、昭和39年（1964）3月に百貨店となったつぼ美屋があった。駅前広場の東側では、昭和47年（1972）9月に南海ショッピングプラザが開店。同店は徳島そごう出店を半年先に控えた昭和58年3月、ファッションビル「とくしまCITY」に改装した。

中心商業地は東新町と駅前の2核となったが、規模で勝る駅前に人の流れは次第に傾いた。小売販売額も、昭和57年（1982）は新町地区502億円、駅前を含む内町地区320億円だったが、昭和60年（1985）には内町492億円、新町423億円と逆転した。最高路線価地点も、平成4年（1992）には「元町1丁目プラザハレルヤビル前元町通り」、徳島そごうの正面に移った。

## 橋と郊外の吸引力に揺らぐ中心街

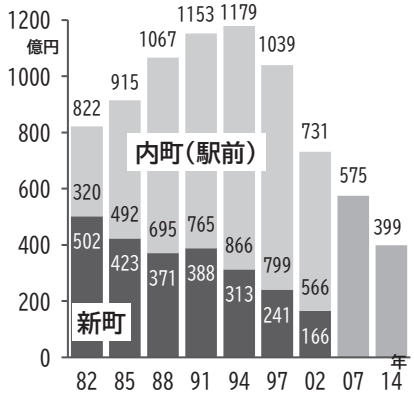
駅前に客足を奪われた東新町の衰退ぶりは明らか

図4　広域図　（出所）地理院地図vectorに筆者が加筆して作成



だった。西武百貨店を巻き込んだ再開発計画もあったが、バブル崩壊で頓挫した。万策尽きた丸新は平成7年（1995）3月、61年の歴史に幕を下ろした。売上高のピークは、徳島そごう開店前の昭和58年（1983）2月期の116億円だった。丸新閉店の翌年の平成8年（1996）、新町地区への日曜日の来街者も約7,300人まで減った。

図5　中心市街地の小売売上高




（出所）経済産業省「商業統計調査」から筆者作成

もうひとつの転機は、平成10年（1998）4月の明石海峡大橋の開通である。同橋を利用する四国・京阪神間の高速バスでは徳島発着が最も多く、開通初年度に142万人、その後約5年で年間200万人に迫る規模となった。関西との結びつきは陸続きになって一層強まり、神戸など対岸の大都市へ買い物客が流れた。郊外大型店の攻勢もあった。平成13年（2001）のフジグラン北島に始まり、マルナカ徳島店、ゆめタウン徳島、イオンモール徳島が平成29年（2017）までに相次いで開業した。東新町の空洞化はさらに進み、平成17年（2005）11月にダイエー徳島店が閉店。その後の日曜日の来街者は2,000人前後で推移し、ピークの5%程度にとどまる。

最高路線価地点は平成19年（2007）、徳島そごう前の元町通りから、一番町3丁目徳島駅前広場通りに移った。駅前広場バスターミナル側南面である。中心商業地の地盤沈下を映す一方、高速バスの拠点として駅の役割が高まったともいえる。橋と郊外の両方から客を奪われたのは駅前も同じだった。徳島そごうの売上高は平成5年（1993）2月期の444億円がピーク。平成20年（2008）2月期から13年連続の減収となり、令和2年（2020）2月期にはピーク時の3割に満たない124億円まで減った。同年8月に閉店し、徳島県は山形県に次いで全国で2番目に百貨店のない県となった。

## 水辺のポテンシャルに見る再生の芽

徳島市の中心市街地活性化基本計画（令和4〜8年度）は、まちなかの歩行者通行量を令和2年度の15,697人から20,807人へ増やす目標を掲げた。令和7年度は13,607人で、基準年度を13%下回った。再生に向けた取り組みは進むが、数字の上では成果はまだ見えない。

図6　新町川の水辺の景観



（出所）筆者撮影

一方、かつて舟運を支えた川を活かす取り組みは続く。新町川と助任川に囲まれた一周約6キロの中心部は「ひょうたん島」と呼ばれ、新町川を守る会が周遊船を運航している。眉山を借景に川面が広がる水辺の街で、川沿いには藍商と銀行の時代をしのばせる建物も残る。さる10月17、18日にはアニメの祭典「マチ★アソビ」が駅前から新町川両岸の街なかで開かれ、2日で8万6,000人が集まった。1日あたりでも最盛期の新町の来街者数を上回る。

訪れてみて感じたのは乗り継ぎ面の課題だ。神戸側の舞子では駅、商業施設、高速バス乗り場がつながるものの、外からは分かりにくく、乗り場は切符売り場のない高架上バス停にすぎない。淡路島・徳島方面の玄関口として、商業施設を併設した大規模ターミナルに整えれば、潜在力はいっそう生きよう。徳島駅前でも、バス会社別のチケット売り場と観光案内所を1か所にまとめたい。平坦な街なかで電動アシストのレンタサイクルを充実させれば、水辺を巡る人はなお増える。市役所前には、東京の日本橋にあたる徳島橋があった。復元すれば往時のにぎわいが伝わる観光資源になるだろう。

プロフィール

**大和総研主任研究員　鈴木 文彦**



仙台市出身、1993年七十七銀行入行。東北財務局上席専門調査員（2004-06年）出向等を経て2008年から大和総研。主著に「自治体の財政診断入門」（学芸出版社）、「公民連携パークマネジメント」（同）

# 変わるアフリカ
## ― 経済機会を投資につなぐ開発金融

アフリカ開発銀行日本代表理事　中井　智己



### 1 「過去のアフリカ像」と現在

「TIA（This Is Africa）」。2006年に公開された映画『ブラッド・ダイヤモンド』で、レオナルド・ディカプリオ演じるダイヤモンドの闇商人ダニー・アーチャーが口にする言葉である*1。直訳すれば「これがアフリカだ」。この言葉は、アフリカにおいて、予期せぬ出来事や理不尽な状況、外部からは理解しにくい矛盾に直面したとき、それをある種の諦念や皮肉を込めて受け止めるために用いられることがある。同時に、予測困難性や複雑性を抱えたアフリカを象徴する言葉としても理解できる。

映画の舞台は、1990年代のシエラレオネである。同国では1991年から2002年まで内戦が続き、反政府武装勢力である革命統一戦線（RUF）がダイヤモンド鉱山を支配した。そこで採掘されたダイヤモンドは密輸され、その収益が武器の調達などに利用された。いわゆる「紛争ダイヤモンド」問題である。内戦の過程では、少年兵の動員、住民に対する虐殺、強制移住など、深刻な人道上の被害が発生した。

この映画が描いたシエラレオネの姿は、国際社会、とりわけアフリカ大陸の外側にいる人々が抱く「アフリカ」のイメージと重なる部分が少なくない。紛争、貧困、飢餓、難民、感染症、腐敗、脆弱な国家。これらは確かにアフリカの一部を構成する重要な現実であり、現在においても解決されていない課題は多い。

しかし問題は、そのイメージが誤りであることよりも、それがアフリカの全体像として固定され、変化や多様性を見えにくくしていることである。

内戦終結から20年以上が経過した現在のシエラレオネは、なお貧困、インフラ不足、雇用不足などの問題を抱えているが、少なくとも1990年代のような内戦状態にはない。鉱業に加えて農業などへの投資が進み、外国企業の進出も見られる。電力供給、道路網、行政能力、若年層の雇用創出といった課題は依然として深刻であるが、それらは紛争後の国家が経済社会の基盤を整備していく過程で直面する（より一般的な）開発課題として捉えることができる。

こうした「過去のアフリカ像」と「現在のアフリカ」の隔たりは、他の国々を見ても確認できる。

その一例がルワンダである。1994年、ルワンダではジェノサイドが発生し、80万人を超える人々が犠牲になったとされる*2。しかし、その惨状から30年余りしか経過していない現在のルワンダは、アフリカ諸国の中でも比較的良好なビジネス環境を整備した国の一つとして知られている。行政手続きのデジタル化、ICT分野への投資、国際会議の誘致、金融センターとしての機能強化などを通じて、経済発展と国際的な存在感の向上を目指している。その急速な変化は、しばしば「アフリカの奇跡」と表現される*3。

*1）Edward Zwick and Marshall Herskovitz, Blood Diamond, screenplay, 2005; Edward Zwick（dir.）, Blood Diamond, Warner Bros. Pictures, 2006.
*2）United Nations International Criminal Tribunal for Rwanda（ICTR）, "The Genocide."
*3）もちろん、ルワンダの発展を単純に成功物語として語ることには慎重である必要がある。政治的自由や人権をめぐる問題など、同国が抱える課題もまた存在する。それでも、わずか数十年という時間の中で、紛争と大量虐殺の記憶を抱える国家が、経済・社会の再建を進め、国際的なビジネス拠点を目指すまでに変化した事実は注目に値する。

筆者が現在暮らしている、アフリカ開発銀行（以下AfDB）の本部があるコートジボワールも、その変化を考える上で重要な事例である。コートジボワールでは、2000年代以降、大統領選挙後の政治的対立が武力衝突へと発展し、深刻な政治危機に陥った（当時、AfDBは安全上の懸念などを背景に、本部を一時的にチュニジアのチュニスへ移転していた）。

しかし現在、そのコートジボワールの経済的中心であるアビジャンは、西アフリカを代表する大都市の一つへと発展している。アビジャンでは、高層ビルが建設され、高速道路や高架道路、橋梁などの大規模なインフラ整備が進められている。大型ショッピングモールも存在し、金融、通信、物流、小売、建設などさまざまな分野で企業活動が展開され、都市としての姿は、少なくとも日本で抱かれがちな「アフリカ」のイメージとは大きく異なる。実際、日本からアビジャンを訪れる友人や知人からは、「アフリカにこんな都市があるとは思わなかった」という反応を聞くことが少なくない。この驚きは、アビジャンの変化だけでなく、日本におけるアフリカ認識の一端も映し出している。

もちろん、アビジャンの発展だけを見て、コートジボワールやアフリカ全体の発展を論じることはできない。都市部の成長の一方で、農村部の貧困、雇用、教育、医療、インフラなど、多くの課題が残されているからである。しかし重要なのは、こうした課題が存在することと、アフリカで変化が起きていないことは同義ではないという点である。

では、アフリカは実際にどのように変化してきたのか。そして、これほど大きな経済・社会の変化が生じているにもかかわらず、なぜ貧困や雇用、インフラ、公共サービスをめぐる課題は依然として残されているのだろうか。

本稿では、こうした視点から、近年のアフリカにおける経済・社会の変化を確認する。次に、成長がなぜ貧困の改善へ十分に結びついていないのかを検討した上で、アフリカ開発銀行が取り組む公的資金と民間資本を組み合わせる近年の開発金融手法が、こうした課題に果たせる役割について考えたい。



コートジボワールのアビジャンにて　筆者撮影

## ② 数字で見るアフリカの変化

大陸全体で見れば*4、アフリカ経済の規模は拡大している。2025年には21か国が実質5%を超える成長を記録すると見込まれ、世界で最も成長の速い20か国のうち13か国をアフリカ諸国が占めるとされた*5。一人当たりGDPも、2000年の約630ドルから2025年には約1,700ドルへと、約2.4倍に増加している*6。少なくとも、アフリカは経済成長から取り残された大陸ではない。

また、アフリカの変化を考える上で、経済成長と並んで不可欠なのが人口動態である。国連の人口推計によれば、アフリカの人口は2050年には約25億人に達し、世界人口のおよそ4分の1を占めると見込まれている*7。単に人口が増えるだけでなく、今後、世界の人口増加の中心がアフリカとなり、その多くを若年層が占めると見込まれていることが、この人口動態の大きな特徴である。これから数十年にわたり、膨大な数の若者が労働市場へ参入することになり*8、世界にとってアフリカはますます無視できない存在となっていく。

経済規模だけでなく、人々の生活を支える基盤にも



＊4）「アフリカ」と一口に言っても、大陸と島国で54か国から成り、政治制度、経済構造、歴史、文化、人口動態、資源賦存は国ごとに大きく異なる。現在は、ある程度発展が進んだ北アフリカと切り分け、サハラ以南を指す「サブサハラ・アフリカ」という区分も広く使われている。この区分だけで域内の多様性を捉えることはできないが、今回は全体の方向性を把握するために大陸あるいはサブサハラ地域平均の指標を活用した。
＊5）African Development Bank, *African Economic Outlook 2025*. これらの数字は中東情勢が悪化する前の予測であり、今後、中長期的にその影響を受ける可能性はあるが、ここではアフリカの顕著な成長を示すものとして引用した。
＊6）World Bank, *World Development Indicators*.
＊7）United Nations Economic Commission for Africa（UNECA）, "As Africa's Population Crosses 1.5 Billion," 12 July 2024.
＊8）この若年層の増加は、巨大な労働力と消費市場が形成される可能性を意味する。企業にとっては、新たな市場であると同時に、人材の供給源ともなり得る。一方で、それだけの若者に教育や技能習得の機会を提供し、安定した雇用へと結びつけていく必要がある。人口増加は、それ自体が経済成長を保証するものではなく、教育や技能形成、雇用創出と結びついて初めて、経済成長の原動力となり得る。

変化が見られる。サブサハラ・アフリカ（北アフリカを除く、サハラ以南のアフリカ地域）のインターネット利用率は、2000年代初頭には極めて低い水準であったが、2025年には36％に達した。電力へのアクセス率も26％から55％へ改善している*9。

モバイルマネーの拡大も続いている。2025年には、世界のモバイルマネー取引額が初めて2兆ドルを超え、わずか4年間で1兆ドルから倍増し、登録口座数は23億、過去30日以内に利用されたアクティブ口座も5億9,300万に達する中で*10、登録口座の増加分の大部分をサブサハラ・アフリカが占めたとされる*11。

こうした動きは、アフリカのデジタル化が、単にインターネットや携帯電話の普及にとどまらず、人々がお金を受け取り、送り、決済する金融インフラそのものに及んでいることを示している。

これは、アフリカのデジタル化を考える上で興味深い現象である。多くの地域では、固定通信網や銀行支店網が十分に整備される前に、携帯電話を通じた通信や決済が急速に普及した。既存のインフラを段階的に整備していくのではなく、一部の段階を飛び越えて新しい技術を導入する、いわゆる「リープフロッグ」である。モバイルマネーは、銀行口座を持つことが難しかった人々でも、携帯電話を通じて送金や決済などの金融サービスを利用できるようになったという点で、その典型例と言える。

保健面でも改善がみられる。サブサハラ・アフリカの5歳未満児死亡率は、2000年の出生1,000人当たり約150人から2024年には71人まで低下している。平均寿命も2000年の約52歳から2024年には63歳と長期的に上昇してきた*12。

もちろん、電力やインターネットへのアクセスには依然として地域差があり、都市と農村の格差も存在する。それでも、なお大きな課題を抱えながら、近年アフリカで起きている変化は注目に値する。

こうした変化を踏まえると、アフリカは「援助の受け手」としてだけでなく、企業や投資家にとっての「投資先」としても認識されるようになっており、その変化は、海外直接投資（FDI）にも表れている。2024年のアフリカへのFDI流入額は970億ドルに達し、前年比75％増と過去最高を記録した*13。世界全体のFDIに占める割合も、前年の4％から6％へ上昇した。スタートアップへの投資も拡大している。2025年にアフリカのテック企業が調達した資金は、株式と負債を合わせて41億ドルに達し、前年比25％増となった。負債による調達は16億ドルと過去最高を記録したことは注目に値する*14。

ここまで見てきた数字からも、アフリカをもはや「貧困と援助」だけで捉えることが難しくなっていることがわかる。人口は増加し、都市化が進み、インターネットやモバイルマネーが普及し、経済規模も拡大している。そして、海外からの資本も流入している*15。

では、なぜこれほどの変化が起きているにもかかわらず、アフリカでは依然として多くの人々が貧困の中で暮らしているのだろうか。

次に問うべきなのは、「成長しているかどうか」ではなく、「その成長がどのように人々の生活に結びついているのか」という問題である。経済規模が拡大し、投資が増加しても、その恩恵が雇用や所得、公共サービスの改善として広く行き渡るとは限らない。ここに、現在のアフリカを考える上で重要な論点がある。

## 3 成長の光と影 ― 拡大する機会と残る課題

前章で見たように、アフリカでは経済規模が拡大し、人口増加が進み、デジタル化によって新しいサービスや市場が生まれている。海外からの投資も広がりつつある。こうした変化は、アフリカに新しい経済機

＊9） World Bank, *World Development Indicator*
＊10） GSMA, *State of the Industry Report on Mobile Money 2026*. なお、登録口座数は実際の利用者数とは異なり、GSMAは過去30日以内に利用された口座を「active 30-day accounts」として別途集計している。
＊11） サブサハラ・アフリカは、2023年時点ですでに世界のモバイルマネー登録口座の48%を占め、2023年で世界で新たに増加したアクティブ口座の70%以上がサブサハラであった（GSMA, State of the Industry Report on Mobile Money 2024.）。
＊12） World Bank, *World Development Indicators*
＊13） United Nations Trade and Development（UNCTAD）, *World Investment Report 2025 : International Investment in the Digital Economy*, 2025. なお、この増加にはエジプトの大型都市開発案件による影響が大きいが、これを除いてもFDIは前年比12%増の約620億ドルとなった。
＊14） Partech, *2025 Africa Tech Venture Capital Report, 2026*
＊15） もっとも、投資が増えていることを、そのまま大陸全体の繁栄と同一視することには留意が必要。FDIやスタートアップ投資は一部の国（ビッグ4と呼ばれるケニア、南アフリカ、エジプト、ナイジェリア）、都市、産業、企業に集中している。

会が生まれていることを示している。

しかし、「機会が増えること」と「その機会を誰もが利用できること」は同じではない。経済成長がすべての人の所得や雇用の増加につながるとは限らず、経済発展の恩恵も農村部まで等しく届くわけではない。デジタルサービスについても、通信環境、所得、教育などの条件によって、利用できる人とできない人が生まれる。

現在のアフリカを理解する上では、この二つの動きを同時に見る必要がある。経済的な機会そのものは確実に広がっている一方で、その機会を実際の所得、雇用、公共サービス、投資へとつなげていくには、なお多くの課題が残されている。アフリカの課題は単に「成長しているか、していないか」ではなく、成長によって生まれる機会を、社会全体の豊かさへどのように広げていくかにある。

これらの課題は、単一の原因によって生じるものではない。人々が新しいサービスや市場にアクセスするための所得や移動手段、政府が限られた資金を活用してインフラや公共サービスを整備する能力、そして企業がリスクを適切に引き受けて投資できる制度や市場環境など、複数の制約が重なっている。以下では、この三つの側面から考えてみたい。

第一の課題は、拡大する経済機会へのアクセスをいかに確保するかである。

例えば電力であれば、電力網が村や住宅の近くまで整備されても、各家庭が接続費用を支払えなければ、物理的に接続が可能になっただけで、実際の利用にはつながらない。金融サービスやデジタルサービスについても同様である。サービスが市場に存在することと、人々がその価格を負担し、実際に利用できることとは別の問題である。

とりわけ、所得水準がなお低い国が多いアフリカでは、affordability、すなわち「払えるか」が、経済機会へのアクセスを左右する重要な問題となる。サービスの価格や初期費用を引き下げるだけでなく、所得創出（income generation）や雇用の機会を広げることも必要である。所得が低いために電力や金融、通信などのサービスを利用できず、それらを利用できないことが、さらに新たな経済活動への参加を難しくする。この循環をどこかで断ち切ることが、アフリカの開発における課題の一つである。

もう一つ、アフリカで特に重要なのが、mobility、すなわち「そこへ行けるか」という問題である。

アフリカでは、広大な国土に加え、内陸国も多く、道路網や国境を越える交通インフラ、航空ネットワークの制約が、人やモノの移動を難しくしている。ここで問題となるのは、移動に必要な「価格」だけではなく「時間」でもある。仮に同じ距離を移動するのに1時間で済む地域と5時間を要する地域とでは、後者においては、直接支払う交通費だけでなく、移動に費やす時間そのものが経済的な負担となる。

実際にアフリカで生活していると、このmobilityの制約は数字以上に実感する。隣国への移動であっても、道路や航空ネットワークの制約によって、地理的な距離から想像する以上の時間と費用を要することがある*16。それは、人やモノの移動だけでなく、経済機会へのアクセスそのものを制約する。例えば、農産物を消費地や物流拠点まで競争力のある条件で運べなければ、その生産を十分な所得につなげることは難しい。学校、病院、職場、市場への移動についても同様である*17。こうした制約は、民間企業の投資を難しくするだけでなく、人々が新たな経済機会を得ることを妨げる要因にもなっている。

従って、アフリカの開発を考える際には、発電所や道路、病院、学校といったインフラやサービスを単に「つくる」だけでは十分ではなく、人々がそれらを負担可能な価格と時間で実際に利用し、そこから所得や雇用といった新たな経済機会につなげられる（アクセスできる）ところまで、一体として考える必要がある。

第二の課題は、急速に拡大するインフラや公共サービスへの需要に、限られた資金でいかに応えるかである。

アフリカでは、人口増加と都市化に伴い、道路、電力、水道、公共交通、学校、病院などへの需要が急速

＊16）例えば、筆者が居住するコートジボワールのアビジャンから隣国ガーナの首都アクラへ移動する場合、飛行時間は約1時間であるにもかかわらず、往復航空運賃が500ドルを超えることもある。陸路では、道路事情などから15時間程度を要する。距離の近さが必ずしも移動の容易さを意味しない。こうした事例はアフリカの各地域で見られる。

＊17）本稿では詳しく扱わないが、mobilityの改善は、アフリカ域内のバリューチェーン形成という観点からは非常に重要な概念だ。生産地と都市、市場、港湾、さらには近隣国を効率的につなぐことで、農産物や製品の市場へのアクセスが改善し、経済活動の恩恵をより広い地域へ波及させることにもつながる。

に拡大している。今後2050年までに人口がさらに10億人近く増えると見込まれる中、その生活と経済活動を支える社会基盤を同時に整備していく必要がある。一方、多くの国では財政余力に制約があり、必要とされる投資を公共予算だけで賄うことは難しい。

従って、追加的な資金を確保するだけでなく、限られた公的資金をいかに効果的に使うかが重要になる。適切な案件を形成し、調達を行い、事業を実施し、完成したインフラを運営・維持していく能力が求められる。実際、アフリカでは、公共支出をより効率的に使うことで成果を高められる余地が39%に上ると推計されており、これはアジアの29%、欧州の17%を大幅に上回る。背景には、弱いガバナンスに加え、不十分な案件選定や案件形成、モニタリング・評価の不足、それに伴う事業の遅延やコスト超過などが指摘されている*18。

このように、公共支出の効率性に改善余地があり、同時にインフラや公共サービスへの需要が急速に拡大するアフリカでは、限られた資金をいかに効率よく「成長を生み出す資産」へ変えていくかがより問われていると言える。そのためには公共部門自身の案件形成、事業実施、運営能力を高めるとともに、民間部門の資金、技術、事業運営能力を活用することはより大きな意味を持つ。つまり膨大な開発需要に応えていくためには、公共部門だけでなく、民間部門を含めた社会全体の資源をいかに有効に活用するかという視点が必要になる。

第三の課題は、拡大する市場を、企業が公正に競争し、資本を実際に投入できる事業機会へいかにつなげるかである。

民間部門の資金や能力が必要であっても、需要のある市場に民間資本が自然に流れ込むわけではない。例えば電力需要が明らかに存在していても、誰が電力料金を支払うのか、料金はどのようなルールで決まるのか、政府や国営企業との契約は長期間にわたって履行されるのか、為替変動による損失を誰が負担するのかが分からなければ、民間企業や金融機関は長期の投資判断を行いにくい。

ここで問われるのは、需要の大きさだけでなく、その需要を投資可能な市場へ変える制度とガバナンスである。アフリカの政治・制度的な背景は複雑であるが、企業の投資判断を左右するのは、政治体制そのものだけでなく、ルールが透明かつ公平に適用され、政策の継続性をある程度見通すことができ、契約が履行されるという制度運用の予見可能性である。

例えば、アフリカの豊富な天然資源は、制度とガバナンスが密接に絡む一例である。アフリカは世界の鉱物埋蔵量の約30%を有するとされ、エネルギー転換に必要な鉱物資源にも恵まれている。しかし、豊富な資源を所得、雇用、財政収入、インフラなどの開発成果につなげるには、それを支える制度が必要となる。ここにおいて、制度とガバナンスは、天然資源や人的資本など、ある形態の資本を別の形態へ転換する効率を左右する要因（conversion factors）と位置づけられる。これらが十分に機能しなければ、天然資源から得られる価値が汚職などによって失われ、いわゆる「資源の呪い（resource curse）」につながるなど、豊富な資源が本来期待される開発効果とは逆方向に作用することさえあり得る*19。

こうした制度とガバナンスを改善するのは容易ではないが、筆者は制度整備と投資の関係は一方向ではないと考えている。制度が整うことで投資が促される一方、具体的な需要と投資案件が生まれることで、それを成立させるための制度整備が促されることもある。例えば、国境を越える人やモノの流れが小さい段階では、通関手続を効率化するための制度改正やシステムへの投資インセンティブも限られる。しかし、周辺インフラの整備によって交通量や物流量が拡大すれば、効率的な国境手続への需要も高まり、政府側も制度やシステムの改善を進め、必要に応じて民間企業の技術やサービスを活用せざるを得なくなる。需要を起点として民間資本を呼び込みながら、それと並行して市場を支える制度を育てていくという発想である。

そのための民間投資を呼び込む上で重要なのは、リスクをゼロにすることではなく、適切に分担することである。リスクを適切に配分することで、民間資本が参加できる余地は大きく広がる。政府が負担すべきリスク、民間企業や金融機関が引き受けられるリスクを見極め、それでも市場だけでは負担しにくい部分を、

＊18）African Development Bank Group, *African Economic Outlook 2025*
＊19）African Development Bank Group, *African Economic Outlook 2025*

公的機関や開発金融機関が保証、長期資金、譲許的資金などによって補完する。こうしたリスク分担によって、制度やガバナンス上の制約から「需要はあるが投資できない市場」を、「投資可能な市場」へ変えていくことができる。

このように、人々にはアクセスの壁があり、政府には限られた資金を開発成果へ変える能力が求められ、企業はさまざまなリスクに直面する。つまり、資金の不足だけでなく、資金やサービス、投資機会を必要なところへ結びつける「仕組み」の不足が問題となる。こうしたギャップを埋めるには、それぞれの制約に応じて支払い方、資金の流れ、リスクの負担を組み替え、「利用できないサービス」「活かしきれない資金」「投資できない市場」を、実際の経済活動へと「変換」していく必要がある。

では、開発金融はこうした「変換」をどのように可能にするのか。次章では、アフリカ開発銀行が支援する具体的なプロジェクトを通じて、その仕組みを見ていく。

## 4 開発需要を「投資」に変える——資金の流れを設計する

前章で見たように、アフリカでは需要や経済機会があっても、それが必ずしも投資につながるわけではない。政府財政には限界があり、民間資本もリスクが高ければ動かない。

開発金融の役割は、こうした制約の中で、開発需要を「投資可能な案件（Bankable）」に変えることにある。公的資金や保証、譲許的資金などを活用してリスクを調整し、民間資本が参加できる条件をつくる。

以下では、この「変換」が実際にどのように行われるのか、筆者が勤務するAfDBの具体的な事例から見ていきたい。AfDBは、アフリカの経済・社会開発を支える地域開発金融機関であり、日本も域外国として加盟している*20。ここで取り上げる事例に共通するのは、AfDBが自ら資金を供給するだけではなく、信用力、保証、長期資金、リスク分担などを活用し、より大きな資金の流れをつくろうとしている点である。

### 電気料金を「金融資産」に変える

コートジボワールでAfDBが支援する「Programme Électricité Pour Tous（PEPT）」プロジェクトは、低所得世帯にとっての電力接続の負担を軽減しながら、そのために必要な資金を金融市場から呼び込む仕組みを作った事例である。

電力網が住宅の近くまで整備されても、低所得世帯にとって接続費用の一括払いは大きな負担となる。そこでPEPTでは、利用者が接続費用を長期にわたって分割して支払えるようにしている。平均約15万CFAフラン（約4万円）の接続費用に対し、利用者の当初負担を原則1,000CFA（約260円）フランまで抑え、残額を長期にわたって支払う仕組みである。

このために必要となる最初の接続費用に掛かる資金は、将来に利用者から分割して支払われる接続費用を「債権」としてまとめ、それを裏付けにソーシャルボンドを発行することで、金融市場から調達する。調達した資金を新たな電力接続に充てることで、将来の支払いを、現在必要な資金へと変えている*21。

AfDBが果たす役割は、単なる融資にとどまらない。ソーシャルボンドは7年、10年、15年の三つのトランシェに分けられ、地域市場だけでは供給が難しい10年・15年の長期トランシェにAfDBが参加して長期資金を提供する一方、7年トランシェでは地域の投資家からの資金動員を図る。また、譲許的資金を組み合わせることで、現地通貨で長期資金を調達する際の負担（スワップコスト）を抑え、低所得世帯が利用できる（affordabilityを損なわない）資金調達条件との両立を図る。

つまりPEPTは、利用者にとっては「一括では払えない接続費用」を「長期にわたって払える費用」に変え、金融側にとっては「将来支払われる接続費用」を「今、投資できる金融資産」に変えている。AfDBは、自らすべての資金を供給するのではなく、長期資金や譲許的資金を組み合わせることで、他の投資家も参加できる金融構造を支えている。



＊20） アフリカ開発銀行は1964年に設立された地域開発金融機関。日本はアフリカ開発基金に1973年、アフリカ開発銀行に1983年に加盟し、現在は第4位のシェアを有する株主である。
＊21） 第2フェーズでは、約42万4,000件の新規接続を支援するとともに、既存・将来分を合わせて60万件を超える接続費用債権を証券化する計画である。

## AfDBの信用力を「市場アクセス」に変える

開発金融による「変換」は、国内の資金を組み替えるだけではない。開発金融機関の信用力を梃子に、国際資本市場とアフリカ各国の政府をつなぎ、資金調達の選択肢そのものを広げることもできる。

その一例が、エジプトのサステナビリティ・サムライ債である。サムライ債とは、外国政府や企業などが日本市場で発行する円建て債券である。AfDBは通常の融資ではなく、部分信用保証（Partial Credit Guarantee）を用いることで、自らのAAAの信用力をエジプトの資金調達に活用する。

最大1,000億円のAfDBによる保証を活用し、エジプト政府は最大800億円、最長10年のサステナビリティ・サムライ債を通じて、日本市場から資金を調達することを計画している。保証は元本の最大100%に加え、利払いの最大70%、最大7年分をカバーする。調達資金は、再生可能エネルギー、交通、水・下水、医療、教育などのグリーン・社会関連の支出に充てられる。

エジプト政府にとっては、資金調達先や通貨を多様化し、より長期の資金へアクセスする機会となる。一方、日本の機関投資家にとっては、AfDBの信用補完を通じて、アフリカのソブリン債への投資機会が広がる。AfDBは資金の全額を自ら提供するのではなく、その信用力を梃子に、日本の資本とアフリカの開発需要を結びつける。

## 信用保証で肥料の「民間取引」を引き出す

「変換」の考え方は、インフラや政府の資金調達に限らず、民間企業の商取引にも応用できる。

アフリカの農業では、農家が肥料を必要としていても、肥料の生産、輸入、流通を担う企業の資金制約が、その普及を妨げる場合がある。AfDBが運営するAfrica Fertilizer Financing Mechanism（AFFM、アフリカ肥料金融メカニズム）は、肥料そのものへの補助だけではなく、信用保証によって民間企業とリスクを分担し、肥料のサプライチェーンに民間資金を呼び込んでいる。

例えばケニアでは、AFFMがApollo Agriculture社との事業において、部分的なTrade Credit Guarantee（取引信用保証）*22と技術支援を組み合わせ、民間企業が単独では引き受けにくい信用リスクの一部を分担している。公的資金で肥料を直接購入して農家に配るのではなく、信用リスクの一部をAfDB側が引き受けることで、肥料の仕入れや販売に必要な取引を大幅に増加させる仕組みだ。

2025年、AFFMは36万6,430人の小規模農家による4万1,164トンの肥料へのアクセスを促進した。また、1,230万ドルのTrade Credit Guaranteeを活用し、その2.33倍に相当する2,866万ドルの肥料販売につなげた*23。

資金を直接投入する代わりに、その一部を信用保証に使うことで、より大きな民間取引につなげる。ここでも、公的資金が民間資金を「代替」するのではなく、民間資金が動くための条件をつくっている。

## 再生可能エネルギーに「長期資本」を呼び込む

同じ考え方は、個別案件への資金供給だけでなく、新たな市場や資金の流れそのものをつくる場合にも応用できる。

アフリカでは、太陽光やミニグリッド*24などの分散型再生可能エネルギーへの需要が拡大する一方、こうした事業を担う企業には、成長に必要な長期のエクイティ資金が不足している。こうした課題に対応するため、AfDBは世界銀行グループなどとともに、Mission 300*25の旗艦イニシアティブとしてProject Zafiriを進めている。

Zafiriは、一つの発電所に融資するのではなく、分散型再生可能エネルギー企業そのものに長期のエクイティを供給する投資プラットフォームである。最終的に10億ドル規模を目指し、第1フェーズでは3億ドルを目標としている。特徴は、リスクの異なるsenior equityとjunior equity*26を組み合わせる点にある。より大きなリスクを負担する資金を組み込むことで、他の投資家が参加しやすい構造をつくる、いわゆるブレンデッド・ファ

＊22） 商品の仕入れや販売など企業間の信用取引において、買い手の支払いなどに関する信用リスクの一部を保証する仕組み。本件では、公的側がリスクの一部を引き受けることで、肥料のサプライチェーンにおける取引拡大を支援する。
＊23） African Development Bank Group, *Africa Fertilizer Financing Mechanism Annual Report 2025*.
＊24） 全国規模の電力網とは別に、特定の地域やコミュニティに電力を供給する小規模な電力網。太陽光発電や蓄電池などと組み合わせて利用される。
＊25） AfDBと世界銀行グループが共同で推進するイニシアティブで、2030年までにアフリカの3億人を新たに電力へ接続することを目標とする。
＊26） 損失を負担する順位などが異なるエクイティ資金。本件では、junior equityがより大きなリスクを負担することで、senior equityを含む他の投資家が参加しやすい構造をつくる。

イナンスの考え方である。個々の事業に公的資金を投入するのではなく、複数の企業へ長期資本が継続的に流れる投資基盤をつくることがZafiriの狙いである。

こうした資金の流れは、これまで十分に収益化されてこなかった価値を、新たな収入源に変えることでも生み出せる。その例が、AfDBが支援するP-REC Aggregation Facilityである。

この仕組みでは、再生可能エネルギーによる発電の環境価値を証書として取引するREC（Renewable Energy Certificate、再生可能エネルギー証書）*27を、アフリカの脆弱国や紛争影響地域の文脈に応用している。環境価値に、電力アクセスの改善など、こうした地域ならではの社会的価値を結びつけ、P-REC（Peace Renewable Energy Certificate）として企業などが購入できるようにする。P-REC Aggregation Facilityは、将来発行されるP-RECと引き換えに事業者へ前払いすることで、環境価値に社会的価値を重ねて新たな収入源に変え、企業などの民間資金を呼び込む仕組みである。AfDBは、譲許的資金を通じてこの仕組みの立ち上げを支え、民間資金が流れ込むための土台をつくっている。

ZafiriとP-RECはいずれも、個別案件への資金供給にとどまらず、民間資本が継続的に参加できる市場の基盤をつくろうとしている。

ここまで見てきた事例は、対象も金融手法も異なるが、共通しているのは、公的資金をそのまま投入する伝統的な手法ではなく、信用力、保証、譲許的資金、将来のキャッシュフローや環境価値などを組み合わせ、新たな資金の流れを生み出している革新性である。こうした仕組みを通じて、より幅広い人々が開発の恩恵にアクセスできるようにするとともに、限られた資金を「成長を生み出す資産」へ変え、開発需要を実際の投資や市場形成へとつなげている。公的資金を一度投入するだけで終わるのではなく、その資金を梃子に継続的な資金の流れを生み出すという点で、持続性の観点からも重要である。

このように、開発金融の役割は、「お金を出すこと」から、「お金が動く仕組みをつくること」へと広がっている。政治・制度・市場にさまざまなリスクを抱えながら、同時に膨大な開発需要を抱えるアフリカだからこそ、こうした「変換」の実現が不可欠だ。

## 5 結び――古い物語を超えて

本稿では、アフリカが過去20年ほどの間に、経済規模、人口、デジタル化、投資など、さまざまな面で大きく変化してきたことを見てきた。一方で、こうした変化が、そのまま人々の所得や雇用、インフラ、教育、医療の改善につながるわけではない。経済機会の拡大を、いかに社会全体の豊かさにつなげていくか。そこに現在のアフリカが直面する課題がある。

現在のアフリカを見る際に重要なのは、「成長しているか、いないか」だけではない。すでに存在する需要や経済的な価値を活かしながら、人々がその機会にアクセスするためのaffordabilityやmobilityを改善し、限られた資金をより効率的に開発成果につなげ、民間資本が参加できる市場や制度をつくっていく必要がある。

突き詰めれば、需要はシンプルであり新しいものではない。電気を使いたい、移動したい、農業の生産性を高めたい、事業を成長させたい。課題は、その需要に資金を流し、持続可能な事業として成立させる仕組みをつくることだ。開発金融の役割は、単に不足する資金を補うことではなく、こうした需要と資金を結びつけることにある。

日本にとっても、援助か投資かという二者択一ではなく、日本企業、金融機関、機関投資家が持つ技術、事業運営の知見、信用力、長期資金を、アフリカで実際に生まれている需要とどう結びつけるかという視点が求められる。成長機会とリスクの双方を見ながら、投資が成立する条件をつくっていく。そこには、日本がアフリカと関わる新たな可能性がある。

This Is New Africa。本稿が、その一言だけでは捉えきれない現在のアフリカに、少しでも関心を持っていただくきっかけとなれば幸いである。



＊27）再生可能エネルギーによる発電に伴う環境価値を証書化し、電力そのものとは切り離して取引できるようにしたもの。

PRI
Open Campus
～財務総研の研究・交流活動紹介～

61

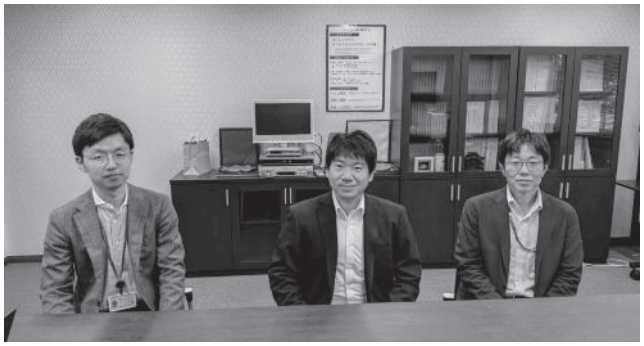
# 座談会「カンボジア中小企業金融支援」を考える
## ～支援の現場から見えた成果と今後の展望～

財務総合政策研究所 総務研究部 国際交流課 課長　里田　真規
国際交流専門官　中西　孝文
研究員　福原　耀介



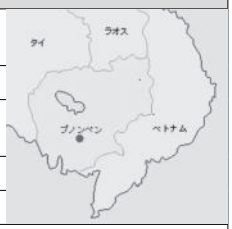
財務総合政策研究所（財務総研）は、日本政策金融公庫国民生活事業本部（日本公庫）*1協力の下、2023年より、カンボジアにおける中小企業金融の発展を目的として、カンボジア中小企業銀行（Small and Medium Enterprise Bank of Cambodia：SME Bank）に対し中小企業金融支援（技術協力）を実施しています。

今回のPRI Open Campusでは、本支援の実施に至った背景やこれまでの取組を振り返るとともに、実際に現地で支援に携わってきた財務総研・日本公庫の関係者による座談会を通じて、カンボジアの金融機関が抱える課題、支援の成果、そこから見えてきた今後の支援の在り方等について紹介します*2。



【執筆者（写真左から 福原、里田、中西）】

| カンボジア基本情報 | |
|---|---|
| 面　積 | 約18.1万km²<br>（日本の約半分） |
| 人　口 | 約1,790万人 |
| 首　都 | プノンペン<br>（人口235万人） |
| 一人当たりGDP | 約2,760米ドル |
| GDP成長率 | 5.3%（2025年） |
| 民族・言語 | 人口の90%がカンボジア人（クメール人）とされ、言語はクメール語 |
| 産業 | 農業（GDPの18%）、工業（同38%）、サービス業（同44%） |




※外務省やJCIFのHP等を基に作成。
※産業について、主な農産品はコメやキャッサバのほか、カシューナッツや胡椒が特産品。縫製業が最大の輸出産業。アンコールワットを中心とする観光業も重要。建設・不動産業も近年拡大中。

## 1．財務総研・日本公庫の中小企業金融支援とは

カンボジアの平均年齢は25.8歳（2023年）とASEAN諸国の中でも若く*3、今後も労働人口の増加が見込まれています。こうした中、カンボジア政府は、中小企業を持続的な経済成長と良質な雇用創出を支える重要な担い手*4として位置付けており、その発展を重要な政策課題の一つとしています。実際に、カンボジアでは全企業の約99.8%を中小企業が占め、全雇用者の約59.2%が中小企業で働くなど、経済・雇用の両面で重要な役割を担っています。

○カンボジアの企業数・従業員数

| 企業種別 | 企業数 | （構成比） | 従業員数（千人） | （構成比） |
|---|---|---|---|---|
| 中小企業 | 751,800 | 99.8% | 1,765 | 59.2% |
| 大企業 | 1,870 | 0.2% | 1,216 | 40.8% |
| 合計 | 753,670 | 100.0% | 2,981 | 100.0% |

（出所）NIS, Economic Census of Cambodia 2022。
中小企業の定義は従業員数100名以下の企業。

一方で、多くの中小企業は資金調達面で課題を抱えています。金融機関から融資を受ける際には不動産担保の提供を求められることが多く、また高金利が設定

＊1）日本公庫は、民間金融機関の取組を補完し、事業者を支援する政策金融機関。
国民生活事業本部では小規模事業者や創業企業への事業資金融資等を行っている。
＊2）本文の意見は全て発言者個人の意見であり、所属機関等の見解を表すものではない。
＊3）国連「World Population Prospects 2024」より。
カンボジアは、ASEAN諸国の中で、ラオス（24.3歳）、フィリピン（25.3歳）に次いで、平均年齢が若い。日本は49歳。
＊4）The General Secretariat of Committee on Economic and Financial Policy（2021）「The Strategic Framework and Programs for Economic Recovery in the Context of Living with Covid-19 in a New Normal 2021-2023（Royal Government of Cambodia）」

されるケースも少なくありません。このため、有望な事業を有していても、十分な資金を調達できず、その成長が制約される状況が続いていました。

カンボジア政府はこうした課題に対処すべく、2020年2月にSME Bank[*5]を設立しました。SME Bankは、政府系金融機関として、カンボジア経済財政省（Ministry of Economy and Finance：MEF[*6]）の技術的・財務的な指導の下、中小企業向け金融の促進を担う機関として位置付けられています。

財務総研は、中小企業の金融アクセス改善が持続的な経済発展を支える重要な課題であるとの認識の下、2003年から20年以上にわたり、ODAの一環として、日本公庫と連携して、東南アジア4ヵ国（ベトナム、マレーシア、ラオス、ミャンマー）において中小企業金融支援を実施してきました。具体的には、各国の中小企業金融を担う政府系金融機関等に対し、日本公庫の有する定性・定量分析に重点を置いたキャッシュフローベース[*7]の融資審査ノウハウの提供や人材育成支援を行ってきました。その知見をカンボジアでも活用できないかという問題意識の下、SME Bank・MEFと対話を重ねたことが、本支援の出発点になりました。

その対話を通じて、中小企業金融を巡る課題の背景にある構造的問題も明らかになりました。特に多くの中小企業では財務諸表の整備や商業登記が十分ではなく、金融機関と事業者の間に情報の非対称性（保有する情報量の差）が存在していました。このため、金融機関は、事業者の実態や返済能力を十分に把握できず、高金利の設定や不動産担保によるリスク保全に依存した融資を行う傾向がみられました。その結果、中小企業への資金供給が十分かつ円滑に行われにくい状況が生じていました。

こうした状況を踏まえ、SME Bankの人材育成や融資審査能力の向上を目的とした技術協力を実施することとなり、2023年6月、財務総研・日本公庫・SME Bank・MEFの4者で協力覚書（第1期）を締結するに至りました。

○第1期協力覚書の概要

| | |
|---|---|
| 署名機関 | 日本側：財務総研、日本公庫<br>カンボジア側：MEF、SME Bank |
| 期　間 | 2023年6月から2025年6月 |
| 目　的 | ・SME Bankの人材育成<br>・融資審査業務の改善を通じた金融アクセスの向上 |
| 内　容 | ・セミナーを通じたノウハウの提供<br>・融資審査マニュアルの整備に係る助言等 |

財務総研と日本公庫は、2023年6月の協力覚書締結後、プノンペンでの第1回セミナーを皮切りに、2年間で全5回のセミナー（うち、1回は日本で開催）を実施するなど、SME Bank職員の能力向上や融資審査マニュアルの改定等を支援してきました。

こうした取組は、2025年5月30日の日・カンボジア首脳会談の機会に発出された「経済共創パッケージ[*8]」にも盛り込まれ、日・カンボジア間の経済協力の重要な柱の一つとして位置付けられています。

第1期支援の終了に当たり、SME Bank・MEFから第2期支援への期待が示されたことを受け、オンライン会合等を通じてカンボジア側と支援継続について協議を進めました。また、財務総研は2025年11月、第1期支援の妥当性や目標達成状況、効果等を総合的に検証した最終評価報告書を取りまとめました。

これらの協議・評価結果を踏まえ、2026年4月に第2期支援に関する協力覚書を締結し、同年5月にはプノンペンにおいて第1回セミナーを開催しました。

○第2期協力覚書の概要

| | |
|---|---|
| 署名機関 | 日本側：財務総研、日本公庫<br>カンボジア側：MEF、SME Bank |
| 期　間 | 2026年4月から2028年4月 |
| 目　的 | ・SME Bankの人材育成<br>・融資審査業務の改善を通じた金融アクセスの向上 |
| 内　容 | ・セミナーを通じたノウハウの提供<br>・信用分析及び信用リスク管理[*9]に関する取組への助言等 |

## 2．座談会「カンボジア中小企業金融支援」を考える

カンボジアにおける中小企業金融支援は、これまでどのような成果を上げ、どのような課題を残しているのか。また、現地で支援に携わった関係者は、何を見て、何を感じたのか。

＊5）本店及び全国に7支店、従業員数232名、融資先中小企業数2,850社、融資残高230百万米ドル、総資産397百万米ドル。
SME Bank「ANNUAL REPORT 2025」より。
＊6）カンボジアの財政・経済政策を所管する中央官庁。
＊7）企業の将来の資金繰りや返済能力に着目すること。
＊8）https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100854843.pdf
＊9）信用分析とは、企業に対して融資する際に、その企業の債務返済能力の有無を判断するために行う財務分析。
信用リスクとは、融資先の返済能力の低下などにより、融資した資金の回収が困難となるリスク。
信用リスク管理とは、融資先毎のリスクや融資全体のリスクを把握し、適切に管理することにより、信用リスクをコントロールすること。

本座談会では、2026年5月の第2期第1回セミナーに参加した財務総研・日本公庫の関係者が、第1期支援を振り返るとともに、現地での経験を通じて得られた知見や今後の展望について意見を交わしました。

以下では、(1) 現地で感じたカンボジアの印象と中小企業金融の特徴、(2) 第1期支援の振り返り、(3) 第2期支援への期待、(4) 今後の支援と日・カンボジア協力の4つのテーマに沿って、座談会の内容を紹介します。



【日本公庫座談会参加者】創業支援部海外支援グループ及びリスク管理部職員（写真左から、大野グループリーダー代理、戸城クレジットリスクマネージャー、石崎グループリーダー、金子上席グループリーダー代理、長沼上席グループリーダー代理）



## （1）現地で感じたカンボジアの印象と中小企業金融の特徴

**財務総研（里田）**：直近5月のセミナーで初めてカンボジアを訪問しました。経済面では隣国のタイやベトナムに後れを取っているというイメージを持っていましたが、実際に訪れてみると、プノンペン市内には高層ビルや大型商業施設が立ち並び、想像以上の発展ぶりに驚きました。

また、SME Bankの職員やMEFの幹部の方々と接する中で、「自分たちの国をより良くしたい」という強い思いを持った方が多いことが印象的でした。そうした方々と交流する中で、少しでもカンボジアの発展に貢献したい、本支援を成功させたいという気持ちを強く持つようになりました。

**日本公庫（長沼）**：私も今回初めてカンボジアを訪れましたが、国全体に活気を感じました。平均年齢が若く、今後の成長への期待が大きい国だと感じています。SME Bankの職員へのヒアリングでも、新しい技術や考え方を積極的に取り入れようとする姿勢が見られ、そうした柔軟性や前向きさが国の発展を支えていると感じました。

**財務総研（中西）**：中小企業金融に関して、日本とカンボジアの大きな違いは、その発展段階にあると思います。日本では長年にわたり制度や融資ノウハウが蓄積されてきましたが、SME Bankは設立からまだ日が浅く、まさに中小企業金融の仕組みを構築している段階にあります。そのため、審査能力の向上や人材育成が重要な課題であり、日本公庫が培ってきた知見や経験を共有する意義は大きいと感じています。

**財務総研（里田）**：実際に、SME Bankの職員やMEFの幹部の方々との意見交換を通じて、金融アクセスが依然として大きな課題であることを改めて認識しました。金融資産が一部の大手商業銀行に集中していることや、マイクロファイナンス機関*10の存在感が大きいことなど、日本とは異なる金融構造も特徴的でした。



**日本公庫（石崎）**：カンボジアでは、スマートフォンやキャッシュレス決済が急速に普及するなど、デジタル化が進んでいます。

一方で、事業者の財務諸表や帳簿はまだまだアナログで、情報開示の透明性には改善の余地があると伺っており、SME Bankからも同様の課題が共有されました。

**日本公庫（戸城）**：日本の中小企業金融では、資金繰り支援などセーフティネットとしての役割が重視される場面が少なくありません。しかし、カンボジアでは融資需要の多くが事業拡大に向けたものである点が印象的でした。実際に取引先企業からは、販路拡大に伴う原材料調達など、成長を実現するための資金需要について話を伺う機会が多く、成長ステージの違いを実感しました。

**日本公庫（長沼）**：私も、信用スコアリングモデル*11の構築に向けてSME Bankの融資担当者へヒアリングを行う中で、日本との違いを強く感じました。日本では財務諸表などの情報を起点に企業分析を行うことが一般的ですが、カンボジアでは帳簿や財務諸表が十分に整備されていない企業も少なくありません。そのため、

＊10） 主に零細事業者や低所得者向けに、少額融資を提供する金融機関。
＊11） 企業や個人の財務・属性情報等により、信用リスクを点数化（スコア化）する仕組み。

融資担当者は限られた情報をもとに企業の実態を把握し、審査を行っています。こうした違いに触れ、日本の手法をそのまま導入するのではなく、現地の実情を踏まえながら活用していくことの重要性を改めて感じました。

**財務総研（福原）**：支援を進める中で、SME Bank職員の皆さんの学習意欲の高さも強く印象に残っています。

**日本公庫（金子）**：私も同感です。受講者からは「学んだ内容を実務でどう活用するか」という観点から多くの質問が寄せられました。当初は担保徴求を前提とした融資判断など日本との違いも感じましたが、第1期支援の終盤には無担保融資への関心を示す声も聞かれるようになりました。

**財務総研（福原）**：セミナーで学んだ内容を組織内で共有しようとする動きも見られました。単に研修を受講して終わりではなく、業務改善や内部研修につなげようとする姿勢から、支援の成果が現場に浸透しつつあることを実感しました。そうした変化の一端を担うことができた点に、大きなやりがいを感じています。



【セミナー風景】

## （2）第1期支援の振り返り

**日本公庫（金子）**：分かりやすい成果の一つは、SME Bankの融資審査フォーマットと融資審査マニュアルの改定です。以前の融資審査フォーマットは財務数値中心でしたが、セミナーでは「数字の背景には企業の強みや経営者の考え方がある」という点を繰り返し強調してきました。その結果、改定後のフォーマットには、企業の強みなど定性的な情報を記載する項目が盛り込まれるようになりました。

また、SME Bankが、改定後フォーマットの活用のため、職員向けに融資審査の着眼点を整理した解説資料を自主的に作成するなど、学んだ内容を自ら実務に落とし込もうとする動きも見られ、審査能力の向上につながっていることをうれしく感じています。

**日本公庫（石崎）**：こうした成果につなげるために意識したのは、SME Bankのニーズを的確に把握し、それに応じた支援を行うことでした。日本とカンボジアには物理的距離や、文化、業務環境の違いもあるため、セミナー実施前のヒアリングや実施後のフィードバック、SME Bankの取引先企業への訪問等を通じて、認識のずれをできるだけ小さくするよう努めました。

また、ケーススタディでは、カンボジアで多くの中小企業が営み、SME Bankの主要な融資先の一つである食品製造・加工業を題材とし、実際に改定された融資審査フォーマットを活用するなど、実務に直結する内容となるよう工夫しました。

**財務総研（福原）**：財務総研・日本公庫ともに限られた体制の中で支援を行っていたため、私たちも試行錯誤の連続でした。SME Bankからのフィードバックを踏まえて支援内容をその都度見直しながら、限られたリソースを最大限活用することを意識していました。

**日本公庫（石崎）**：そうした中で、SME Bankの我々のカウンターパート（実務上の責任者）や金融分野に精通した現地通訳者の存在は非常に大きかったと感じています。両者の協力があったからこそ、専門的な内容についても円滑にコミュニケーションを取ることができました。

**日本公庫（大野）**：第1期支援では、SME Bankの人材育成や融資審査能力の向上に一定の成果が見られた一方で、引き続き取り組むべき課題も残っています。特に、早期の成果を期待するSME Bankと、人材育成や融資審査能力向上には一定の時間が必要と考える日本側との間では、成果が現れるまでの時間感覚に違いがあることも実感しました。

**財務総研（里田）**：第1期支援終了後には最終評価を実施しました。成果物である融資審査フォーマットや融資審査マニュアルの改定が実現したことに加え、アンケートやヒアリングでも支援の効果が確認できたことから、プロジェクト目標は概ね達成できたと評価しています。



一方で、融資審査能力の更なる向上や内部研修体制の充実、無担保融資の実施など、引き続き取り組むべき

課題も残されています。こうした第1期支援の成果と課題を踏まえ、第2期支援へとつなげることになりました。

### （3）第2期支援への期待

**日本公庫（石崎）**：第2期支援における大きな変更点の一つは、SME Bankのニーズを踏まえ、新たにリスク管理分野を支援メニューに加えたことです。日本公庫のリスク管理部門にも参加してもらい、信用リスク管理に関する内容を取り入れました。

また、第1期から一貫して重視しているのは、財務数値だけでなく、企業の事業内容や経営者の考え方といった非財務情報も含めて企業を総合的に理解するという考え方です。第2期では、この考え方を組織全体にさらに浸透させていきたいと考えています。

**財務総研（里田）**：第2期では、第1期で築いた土台の上に立ちながら、より高度な中小企業金融支援へと発展させていくことを目指しています。

また、セミナー運営面でも工夫を行っています。セミナーは引き続き日本語とクメール語の逐次通訳で実施していますが、専門用語の正確な理解を促すため、教材は英語を使用することとしました。

こうした取組もあり、直近の第1回セミナーには41名が参加し、アンケート調査では9割以上の参加者から満足*12との回答を得ることができました。内容の難易度は第1期より高くなりましたが、一定の手応えを感じています。

**財務総研（中西）**：私も、SME Bankの経営層や職員との意見交換を通じて、キャッシュフロー分析や投資効果の測定など、実務に直結する内容への関心の高さを感じました。

一方で、信用リスク管理など新たなテーマについては難しいという意見もありました。そのため今後は、より発展的な内容を取り上げるだけでなく、基礎的な内容を丁寧に補足しながら、参加者の理解度に応じた支援を行うことが重要だと考えています。

**日本公庫（大野）**：今回のセミナーを通じて、より実践的な内容へのニーズが高まっていることを実感しました。食品加工業などの重点業種に加え、スタートアップ企業や創業間もない事業者に対する融資審査の考え方について学びたいという声も寄せられています。

一方で、新たに採用された職員も多く、発展的な内容に加えて、基礎を学び直す機会も必要であると感じました。

また、セミナーでは赤字企業への融資について議論する機会がありました。SME Bankの職員からは「赤字企業には融資していない」との声がありましたが、日本では赤字という結果だけで融資判断するのではなく、その背景や将来の可能性も含めて検討します。こうした考え方を共有していくことも、今後の重要なテーマの一つだと考えています。

**財務総研（福原）**：こうしたニーズの背景には、カンボジア政府が食品製造・加工業や内需向け製造業、スタートアップ支援などを重点分野として位置付けていることがあります。そのため、SME Bankとしても、そうした分野を支える融資制度や審査手法の整備を進めていく必要があります。

第2期支援では、第1期で培った基礎をさらに定着させるとともに、こうした新たな課題にも対応しながら、SME Bankの能力向上を後押ししていきたいと考えています。



【セミナー集合写真】

### （4）今後の支援と日・カンボジア協力

**財務総研（中西）**：人材育成については、数回のセミナーを実施しただけで知識やノウハウが十分に定着するとは考えていません。そのため、本支援ではディセミネーション*13を特に重視しています。

＊12）アンケート調査は、セミナー全体の満足度や各講義の理解度等を確認するために実施。「大変満足」、「おおむね満足」、「普通」、「やや不満足」、「不満足」の5段階で評価。
＊13）研修等で得た知識やノウハウを他の職員にも共有し、組織全体に広げていくこと。

第1期支援では、SME Bankによる内部研修やOJTの実施も見られましたが、今後はそうした取組をより制度的・継続的なものにしていくことが重要だと考えています。日本側としても、その定着に向けて継続的にフォローし、必要な助言を行っていきたいと思います。

**日本公庫（戸城）**：今後はデータの蓄積やデジタル化も重要になってきます。ただし、データを集めたりシステムを導入したりすること自体が目的ではありません。

SME Bankでは融資審査データの蓄積を進めようとしていますが、まずはそこからどのような傾向が見えるのかを分析し、組織として学びを得ることが大切だと考えています。

また、第2期支援で取り組んでいる信用スコアリングモデルについても、「どのような企業を支援したいのか」という組織としての考え方が土台になるべきです。過去の融資データを分析しながら共通認識を醸成し、その上でモデルを構築していくことで、実務に根付いた仕組みになっていくのではないかと考えています。

**財務総研（里田）**：カンボジアの中小企業金融は、まさにこれから発展していく段階にあると思います。本来、中小企業金融は民間金融機関が中心となって担うものですが、発展途上国では政府系金融機関が果たす役割も大きいと考えています。

日本でも、公的金融機関が中小企業金融を支えてきた歴史があります。まずはSME Bankのような政府系金融機関が中小企業金融を牽引し、その知見やノウハウが民間金融機関にも浸透していくことで、カンボジア全体の金融アクセス向上につながるのではないでしょうか。

**日本公庫（石崎）**：中小企業金融の発展には、金融機関側と事業者側の双方の取組が欠かせません。金融機関には、企業の事業性や返済能力を適切に評価する審査能力の向上が求められます。一方で、事業者にも帳簿や財務諸表を整備し、適切な情報開示を行うことが求められます。

情報の非対称性を完全になくすことはできませんが、その差を少しずつ縮めていくことは可能です。金融機関への技術協力と、企業側の会計・情報開示環境の整備を両輪で進めることが重要だと考えています。

**財務総研（中西）**：今回の支援を通じて改めて感じたのは、日本で培われてきた中小企業金融のノウハウや考え方は、カンボジアでも十分参考になるということです。一方で、カンボジアの経済や産業の実情、金融機関を取り巻く環境等を十分に理解し、その状況に合わせて支援内容を調整していくことも欠かせません。

技術協力とは単に日本の制度や手法を伝えるものではなく、現地の関係者と対話を重ねながら、一緒により良い形を模索していくプロセスであることを改めて実感しました。

**日本公庫（金子）**：私は、今回の支援を通じて、日本の中小企業金融や日本公庫の取組に対するカンボジア側の関心の高さを改めて実感しました。一方で、日本の経験や手法をそのまま当てはめるのではなく、現地の実情に合わせて活用していくことも重要です。

支援を進める中では、私たちが知見を提供するだけでなく、カンボジア側の考え方や課題認識から学ぶことも多くありました。本支援は、お互いに学び合いながら、双方でより良い形を作っていくことが重要だと感じています。

**日本公庫（石崎）**：カンボジア側の期待は大きく、今後、中小企業金融の発展や金融環境の整備が進めば、カンボジア経済全体の成長にもつながっていくと思います。さらに、将来的には日本企業にとっても新たなビジネス機会やパートナーシップの拡大につながる可能性があります。

技術協力は、支援を受ける国だけでなく、日本を含む双方の将来的な発展に資する取組だとも言えるのではないでしょうか。

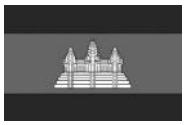
**財務総研（里田）**：本支援はまだ道半ばですが、カンボジアの中小企業金融の発展に向けた一歩になったのではないかと感じています。今後も現地の関係者との対話を重ねながら、カンボジアの中小企業金融の発展に貢献していきたいと思います。

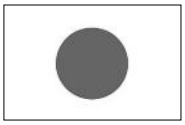


【座談会終了後】

## コラム

# 木村所長に聞く
# ～初めてのカンボジア訪問で見えた可能性：プノンペン出張（2026年5月）～





**― 第2期支援開始に当たり、カンボジア側と協力覚書（MOU）の交換をしていただきました。カンボジアは初訪問とお聞きしましたが、どのような印象をもたれましたか。**

訪問前は、ポル・ポト政権下の悲惨な歴史や、日本で報じられる一部のネガティブなニュースの印象が強く、発展度合いについて図りかねておりました。

しかし、実際に現地を訪れると、そのイメージは大きく変わりました。首都のプノンペンは、想像していた以上に発展していました。高層ビルや大型商業施設の建設が進み、イオンモールや日本の飲食チェーンなども数多くありました。街には若い人が多く、活気に満ちており、経済成長の勢いを強く感じました。QRコード決済などキャッシュレス決済が、街中に広く浸透し、現地通貨でも米ドルでも支払い通貨を選ぶことができ、その利便性やスムーズさに驚きました。おまけに、そのQRコード決済システムを支える技術が日本発のスタートアップによるものであることもうれしい発見でした。

一方で、地方との発展格差も見受けられました。その意味では、今後さらに成長していく余地も大きいと実感したのも正直なところです。

また、今回お会いした政府関係者や金融機関の方々からは、日本への期待や信頼を強く感じました。日本のODAで建設された「きずな橋」や「つばさ橋」が日の丸とともに紙幣の図柄に採用されるなど、日本とカンボジアの長年にわたる友好関係や信頼関係を感じる場面が随所に見られたのは嬉しかったです。理財局国庫課長として紙幣の企画立案をしていた経験に照らすと、自国の紙幣に他国の国旗を図柄として取り入れることはかなりの勇気のいることだと思います。

今回の訪問では、プノンペン経済特区に進出している日系企業や日系病院なども訪問しました。かなりの規模の工場が24時間体制で整然と稼働している様子や、この経済特区がタイ・プラス・ワン戦略の一環として進出している日系企業の重要な拠点となっていることが印象的でした。また、日系のしっかりとした病院があることが現地で活動する日系企業への安心にもつながっていました。日本のプレゼンスが一体となって発揮されている姿を自分の目で見ることができ、カンボジアへの理解が深まりました。




【木村秀美 所長】




【協力覚書交換】

※木村所長の肩書は取材当時（2026年7月）のもの。



【発展を続けるプノンペン市街地】




【カンボジアの500リエル紙幣】
※日本のODAで整備した橋が日の丸とともに描かれている。
(出典)カンボジア国立銀行HP

**― 実際にセミナーに参加されてみて、特に印象に残ったことはありますでしょうか。**

最も印象に残ったのは、SME Bankの方々の高い意欲です。セミナーでは質問が相次ぎ、日本の融資審査手法や信用リスク管理の考え方を実務にどう活用するかという観点から活発な議論が行われました。

この財務総研の中小企業金融支援は2003年から続く歴史ある取組です。私自身、2011～13年頃に財務総研の国際交流室長としてラオスの支援などに携わりましたが、その際に強く認識したのは、人材育成はセミナーを実施して終わりではなく、学んだ知識やノウハウを組織全体に広げる「ディセミネーション」が重要だということです。

今回のセミナーでも、SME Bankの方々が学んだ内容について内部研修などを通じて組織内で共有しようとする積極的な姿勢が見られました。セミナー受講だけで終わらせるのではなく、地方の支店も含めて組織全体の能力向上につなげようとしている点を頼もしく思いました。

また、日本公庫の側でも過去にこの支援に携わった方々のノウハウや知識が組織内で受け継がれ、現在のカンボジア支援にも活用されています。支援を受ける側だけでなく、支援する側にも経験や知見が蓄積されていることは、この支援の大きな財産だと思います。同時に、支援の効果等を総合的に検証し・評価し、更なる改善につなげていくことも重要だと考えます。

**― 最後に、日・カンボジア協力の意義や今後への期待をお聞かせください。**

カンボジアは過去に大きな歴史的困難を経験した国です。そのため、次世代を担う人材の育成や、知識・経験を社会や組織として蓄積していくことが、国の持続的な発展にとって特に重要だと改めて感じました。今回訪問した日系のサンライズジャパン病院では、ODAも活用し、高度な医療機器を整備するだけでなく、医師や医療従事者の育成に力を入れていました。設備などの「ハード」だけでなく、人材育成という「ソフト」の取組が重視されている点は、この中小企業金融支援にも通じるものがあります。

日本の経験やこれまでの支援実績を活かしつつ、カンボジア側のニーズや実情を丁寧に把握しながら、現場に根差した支援を進めることが重要です。支援の成果が組織の中に定着し、その先の中小企業の成長や地域経済の発展につながっていくことを期待しています。そして、日・カンボジア両国の協力関係が一層深まることを願っています。



財務総合政策研究所
POLICY RESEARCH INSTITUTE, Ministry Of Finance, JAPAN

過去の「PRI Open Campus」については、
財務総合政策研究所ホームページに掲載しています。
https://www.mof.go.jp/pri/research/special_report/index.html



# 土浦市

# 歴史と自然の息づくまち
## ～茨城県南の伝統文化都市～

土浦税務署 総務課長
長谷川　雅之



## はじめに

土浦税務署は、明治29年11月に設置され、明治42年11月に谷田部税務署と合併し、現在に至っています。茨城県の南西部に位置しており、庁舎近くには、城下町・宿場町・港町として栄えた面影を感じることができます。

当署がある土浦市のほか、石岡市、つくば市、かすみがうら市及びつくばみらい市の5市を管轄し、管轄面積857.9km$^2$、人口約56万人、世帯数約26万世帯（令和8年1月現在）となっています。

管内には、「霞ヶ浦」や「筑波山」があり、自然に恵まれている反面、最先端の科学技術と産業が集まる筑波研究学園都市を有し、つくばエクスプレス（TX）沿線では人口増加や企業立地が進み、未だ成長し続けているなど、豊かな自然環境、歴史文化、先端技術が共存する魅力ある地域です。

## ぶらり歴史めぐり

### [土浦まちかど蔵]

江戸時代、土浦は水戸に次ぐ常陸国第二の都市として繁栄していました。旧水戸街道沿いには江戸時代から明治時代に造られた見世蔵、袖蔵、元蔵、向蔵の4棟を改修し、歴史的な建造物が集積しており、今でも城下町として栄えた面影を見ることができます。

### [亀城（きじょう）公園]

土浦市の歴史のシンボルである土浦城址を整備した公園です。堀に囲まれた城の姿が水に浮かぶ亀に見えたことから、「亀城」の名で親しまれています。春には約50本の桜が咲き誇り、櫓や堀との美しい景観を楽しめる市内有数の花見スポットとして、多くの人々に親しまれています。



土浦まちかど蔵「大徳」（写真提供：土浦市観光協会）



亀城公園（写真提供：土浦市観光協会）

## 自然の恵みを満喫

### [霞ヶ浦]

茨城県南部に広がる、琵琶湖に次ぐ日本第二の湖です。雄大な湖面と豊かな自然環境に恵まれ、ワカサギ、シラウオやエビなどの水産資源を育むとともに、人々の暮らしや産業を支える貴重な水辺です。湖畔では四季折々の美しい風景を楽しむことができ、サイクリングやクルージングなどのレジャーのほか、日本有

数のブラックバスの釣り場としても人気があります。

明治から昭和40年代にかけて「帆引船（ほひきぶね）」が活躍し、大きな帆で風を受けて船を進め、網を曳いてワカサギ漁などを行っていました。現在は観光帆曳船として運航され、白い大帆が湖上に映える霞ヶ浦の代表的な風物詩となっています。



観光帆曳船（写真提供：土浦市観光協会）

### [筑波山]

東西に並んだほぼ同じ高さの2つの峰（女体山877m、男体山871m）からなる双耳峰で関東平野の中央にそびえ、どの方面からも仰ぐことができ、昔から「西の富士、東の筑波」と称され、朝夕に山肌の色を変えることから、別名「紫峰（しほう）」とも呼ばれる茨城県を代表する名峰です。

四季折々の自然や山頂からの眺望が魅力で、多くの登山客や観光客が訪れます。



筑波山（写真提供：つくば市）

### [つくば霞ヶ浦りんりんロード]

昭和62年に廃線となった旧筑波鉄道の廃線敷と霞ヶ浦を周回する湖岸道路を合わせた全長約180kmのサイクリングコースです。

土浦地区では、春は桜・あんず、夏はハス、秋はソバの花が咲き、利用者の目を楽しませてくれます。



つくば霞ヶ浦りんりんロード（写真提供：土浦市観光協会）

## 秋の夜空を彩る光の競演

土浦全国花火競技大会は、毎年11月第一土曜日に土浦市街地を流れる桜川の川岸で開催され、大正14年から続く日本三大花火大会の一つです。

全国の花火師が技術を競い合う競技大会として知られ、色鮮やかなスターマインや創造性あふれる花火が夜空を彩ります。多くの観覧者が訪れる、土浦市を象徴する一大イベントです。



土浦全国花火競技大会（写真提供：土浦市）

## レンコンの産地

土浦市は、霞ヶ浦周辺の豊かな水環境と肥沃な土壌を生かしたレンコン栽培が盛んな地域です。レンコンは市を代表する特産品であり、シャキシャキとした食感と品質の高さが評価されています。広大なレンコン田が広がる風景は地域の特色の一つとなっており、全

国へ出荷される茨城県産レンコンの主産地として地域農業を支えています。レンコンの消費拡大に向け、11月17日を「土浦市れんこんの日」とすることも話題となっています。



土浦市の特産品「レンコン」（写真提供：土浦市観光協会）



## 人気アニメの聖地

人気アニメ・漫画『機動警察パトレイバー』の作中設定で、ライバル機「グリフォン」を開発した『シャフト・エンタープライズ・ジャパン土浦研究所』が土浦市に置かれているため、土浦市ではこの縁を生かした展示やデザインマンホールの設置などにより、ファンが訪れる“聖地”として注目を集めています。




デザインマンホール（土浦市×機動警察パトレイバー）
（写真提供：土浦市）

## その他管内の見どころ

### ［常陸國總社宮例大祭（石岡のおまつり）］（石岡市）

300年以上の歴史を誇り、豪華絢爛な山車や勇壮な幌獅子（ほろじし）が、軽快な石岡囃子の音色とともに市街地を練り歩きます。毎年9月に開催し、県内外から多くの見物客が訪れ、秋の石岡を熱気で包みます。



石岡のおまつり（写真提供：石岡市観光協会）

### ［宇宙航空研究開発機構（JAXA）筑波宇宙センター］（つくば市）

昭和47年に設立されて以来、宇宙開発の最先端分野の研究・開発・試験が行われており、日本で最大規模の宇宙開発の拠点として、多彩な活動を行っています。展示館では実物大の人工衛星やロケット関連展示を見学でき、本物の宇宙開発を身近に触れることができる注目の施設です。



宇宙航空研究開発機構（JAXA）筑波宇宙センター
（写真提供：つくば市）

## おわりに

土浦署管内は、豊かな自然にも恵まれ、水運の要衝として古くから発展してきた歴史ある地域です。

これからの行楽シーズンに向けて、自然に触れながらリフレッシュしてみてはいかがでしょうか？是非一度、当署管内の魅力ある地にお立ち寄りください。



# 栃木市

# 歴史が芽吹く蔵の街とちぎ

栃木税務署 総務課長
**相良　敏雄**

## はじめに

栃木税務署は明治29年11月に設置され、その後明治33年に栃木市本町に移転し、令和2年6月に栃木市河合町に栃木地方合同庁舎が竣工され移転し現在に至っています。管轄区域は、栃木市、小山市、下野市、下都賀郡（壬生町、野木町）の3市2町で、管内面積は約669km$^2$、管内人口は約44万人となっています。

税務署が所在する栃木市は栃木県の南部に位置し、江戸時代には市内を流れる巴波川（うずまがわ）を利用した江戸との舟運と、朝廷から日光東照宮に派遣された使者が通行した例幣使街道の宿場町として栄えた商都で「蔵の街」の別名を持っています。また、栃木市の由来は栃木市中心部にある神明宮の社殿に「千木(ちぎ)」と「鰹木（かつおぎ)」があり、遠くから見ると合わせて10本に見えたため、「十千木（とおちぎ)」と呼ばれ、それが「とちぎ」になったと言われています。



神明宮

## 蔵の街とちぎ

江戸時代から明治時代にかけて商人たちが商品や財産を守るために、巴波川の両岸に白壁を建てていきました。

現在も巴波川の岸辺には、黒塗りの見世蔵や板塀、白壁の土蔵が残っており、黒漆喰や白漆喰で仕上げられた重厚な蔵は当時の繁栄を物語っており、歴史的な町並みは「都市景観100選」に選ばれ一部地域は重要伝統的建造物群保存地区にも指定されています。また、3月から5月にかけて巴波川に、約1,151（いいこい）匹もの鯉のぼりが掲げられ、蔵の街並みを悠々と泳ぐ姿が楽しめます。

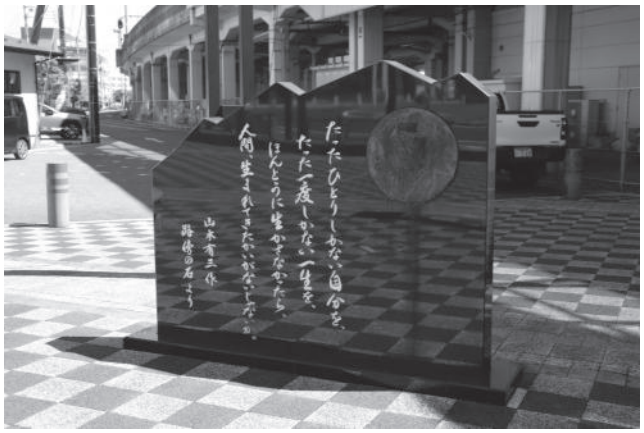


うずまの鯉のぼり

## 山本有三

「路傍の石」などで知られる、文豪山本有三（1887年～1974年）は栃木市の出身です。路傍の石には、当時の栃木の風景や人々の暮らしが色濃く反映されていると言われています。また、栃木駅北口広場にある「路傍の石」の文学碑には「たった一度」の一節『たった一人しかない自分を　たった一度しかない一生を

本当に生かさなかったら　人間生まれてきたかいがないじゃないか』が刻まれており、栃木署の職員はこの一節を胸に刻み出勤しています。




路傍の石　文学碑

## とちぎ秋まつり

2年に1度11月に開催される「とちぎ秋まつり」は、期間中延べ20万人以上の人出で賑わう栃木市最大のお祭りです。その始まりは明治7年に当時栃木町（現在の栃木市）にあった県庁構内で行われた神武祭典のときに、静御前の山車が参加したのが始まりです。その後町内会ごとに大工や人形師によって制作された人形山車は、神武天皇や桃太郎、劉備玄徳などの三国志の英雄が見事な彫刻と金糸、銀糸の刺繍で豪華に飾られ、蔵の街を練り歩きます。

祭りの一番の見どころは「ぶっつけ」といい、複数の山車が向かい合って、お囃子を競い合う場面で、提灯を振りかざし、掛け声をかけながら、太鼓や笛、鉦（かね）の音が街中に響き渡り、祭りの熱気は最高潮に達します。

## 太平山

栃木市の南西部に位置する県立自然公園の太平山は、標高343mの小高い山で、緑豊かな松と杉の大木に囲まれており、春には桜やつつじ、夏に紫陽花、秋には萩と四季を通じて花を楽しむことができます。山頂近くの謙信平は、兵馬の訓練で太平山に登った上杉謙信が、関東平野を見渡し、あまりの広さに目を見張ったという故事から名付けられています。謙信平からの眺めは、はるか南方の秩父連山をはじめ、渡良瀬川との間に点在する丘や林などが海に浮かぶ小島のように映ることから「陸の松島」とも言われています。

古くより太平山の頂上から栃木市を見守っているのが太平山神社です。天長4年（827年）、慈覚大師により創建されたといわれ、武門をはじめ多くの人から信仰を集めています。神社拝殿の境内社には、安産、豊作などたくさんの神様が祀られています。中でも「交通安全神社」は、他の神社にはほとんどないため全国から交通安全祈願の申し込みがあります。

また、太平山神社の表参道にある「あじさい坂」は栃木市を代表する花の名所で、約1,000段の石段が続き、その両側には西洋あじさいや額あじさい、山あじさいなど約2,500株が植えられています。

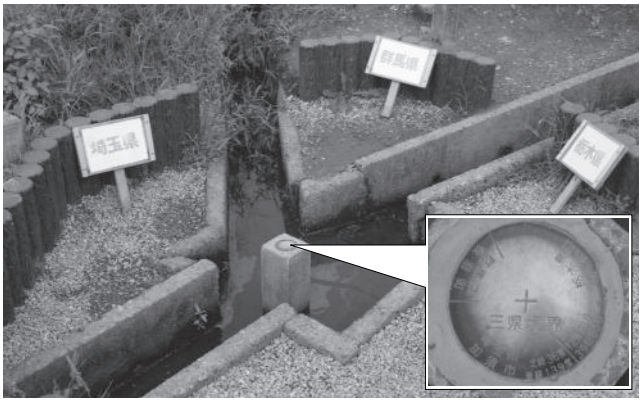



あじさい坂（写真提供：栃木市観光協会）

## 渡良瀬遊水地

渡良瀬遊水地は、栃木、群馬、茨城、埼玉の4県にまたがる面積33km$^2$の大遊水地で、平成24年7月には国際的に重要な湿地の基準に該当したとしてラムサール条約湿地に登録されました。毎年3月には、害虫駆除や植物の成長の促進、樹林化の防止などを目的としてヨシ焼きが行われます。ヨシ原の各所に一斉に火が放たれると、1,500haの原野が真っ赤な炎に包まれます。周囲の堤防には、多くの見物人とカメラマンが訪れ、春の風物詩として楽しまれています。

また、渡良瀬遊水地付近には、三県境があり、栃木県、群馬県、埼玉県の3県が一点で接する場所で、全国に40か所以上ある中で、唯一歩いて3歩で回れる三県境があります。



三県境

## おわりに

栃木市は、「歴史」「文化」「自然」「グルメ」がそろっており、訪れるたびに新しい発見に出会える街です。観光でお越しの際には散策しながら、季節ごとの魅力をお楽しみください。



## 佐渡市

# 世界遺産の輝きとトキの舞う島　佐渡

佐渡税務署 総務課長
**小出　勇一**



## はじめに

佐渡税務署は、新潟県佐渡市に所在し、佐渡島全域を管轄する税務署です。現在の庁舎は、平成7年6月に新設された海岸線から約100メートルに位置する合同庁舎であり、現在15名の職員が海風を感じながら従事しています。

日本海に浮かぶ佐渡島は、新潟県の西方約45キロメートルに位置する日本最大の離島です。面積は約855平方キロメートルあり、豊かな自然、長い歴史、独自の文化が調和した魅力あふれる島として知られています。


佐渡相川合同庁舎

## 佐渡の歴史

### [佐渡の成り立ち]

現在の佐渡島は一つの島に見えますが、もともとは北側の「大佐渡」と南側の「小佐渡」という二つの島でした。長い年月をかけて両島の間に土砂が堆積し、現在の国中平野が形成されたことで一つにつながったといわれています。

島の中央に広い平野があり、その両側を山地が囲む特徴的な地形は、豊かな自然と農業を育んできました。また、日本海航路の要衝として古くから本州との交流が盛んで、人や物、文化が行き交う場所でもありました。

### [流刑の地としての歴史]

佐渡島は都から遠く、日本海に隔てられた地理的条件から、政治的な理由などで多くの人々が配流されました。

代表的な人物として、承久の乱後に流された「順徳上皇」、鎌倉時代の「日蓮聖人」、そして室町時代に能を大成した「世阿弥」が挙げられます。こうした人々は、和歌や思想、芸能など当時の高度な文化を島にもたらしました。流刑は厳しい処分でしたが、その一方で都の文化が佐渡へ伝わる契機にもなり、流人たちが残した文化は島民によって受け継がれ、後の能や民俗芸能の発展につながっていきました。

### [伝統芸能の宝庫]

佐渡が「伝統芸能の宝庫」と呼ばれる背景には、流刑の地として培われた歴史があります。世阿弥ゆかりの能は、江戸時代に佐渡奉行や金山関係者の保護を受けて広く普及し、現在も島内には30を超える能舞台が残されています。

地域住民によって能が受け継がれている地域は全国的にも珍しく、佐渡は「能の島」とも呼ばれています。


薪能

また、鬼太鼓（おんでこ）は佐渡を代表する郷土芸能で、鬼の面を付けた舞手が太鼓に合わせて勇壮に舞

い、五穀豊穣や無病息災を祈ります。地域ごとに舞い方や囃子が異なるのも特徴です。

さらに、佐渡を代表する民謡「佐渡おけさ」も広く知られています。その起源は熊本県の「ハイヤ節」が日本海航路を通じて伝わり、佐渡で独自に発展したものとされています。今では全国的に親しまれる民謡となっており、優雅な踊りとともに佐渡の文化を象徴する存在となっています。



鬼太鼓（おんでこ）

### ［宿根木の町並み］

小木地区にある宿根木は、江戸時代から明治時代にかけて北前船の寄港地として栄えた歴史的集落です。佐渡金山の繁栄に伴い海上交通が発達すると、宿根木には船主や船乗り、船大工たちが集まり、海運の拠点として大きな発展を遂げました。最盛期には百隻を超える北前船を保有したともいわれています。

宿根木は、山と海に挟まれた限られた土地に広がる独特の町並みが特徴で、船大工の技術を生かした家々が立ち並び、現在は国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。


宿根木の三角家

### ［佐渡島の金山］

佐渡の歴史を語る上で欠かせないのが佐渡金山です。1601年に大規模な金鉱脈が発見されると、徳川幕府の直轄地となり、日本最大級の金銀山として発展しました。

江戸時代を通じて幕府財政を支えただけでなく、日本の鉱山技術の発展にも大きく貢献しました。そして令和6年7月、「佐渡島の金山」はユネスコ世界文化遺産に登録されました。世界的にも価値の高い鉱山遺産として認められたことで、佐渡への注目はさらに高まっています。


佐渡金山　道遊の割戸

そして、相川地区にある北沢浮遊選鉱場跡は、山中に巨大なコンクリート遺構が残されており、その姿がまるで映画『天空の城ラピュタ』の世界のようだと話題になっています。夜間ライトアップも行われ、幻想的な景観を楽しむことができます。


北沢浮遊選鉱場跡

## トキと暮らす郷

### ［トキの保護繁殖活動］

かつて日本の空を広く飛び回っていたトキは、乱獲や生息環境の悪化により野生絶滅しました。

しかし、佐渡では官民一体となった保護活動が続けられ、中国から提供されたトキの人工繁殖に成功しました。現在では野生復帰も進み、田園地帯の上空を優雅に飛ぶトキの姿を見ることができます。佐渡はまさに「トキと暮らす郷」となっています。



### ［米どころ佐渡、生きものを育む農法］

トキを育む豊かな自然環境は、おいしいお米の生産にも生かされています。佐渡では、豊富な水資源と肥沃な土壌、昼夜の寒暖差に恵まれた環境のもと、高品質なコシヒカリが栽培されており、全国的にも高い評価を受けています。

また、トキが安心して暮らせる環境づくりのため、「生きものを育む農法」を推進し、農薬や化学肥料の使用を抑えた農業に取り組んでいます。その結果、水田にはドジョウやカエル、昆虫などの生きものが増え、生態系の保全にもつながっており、こうした農業と自然環境の保全を両立する取組は、佐渡の大きな特色となっています。

## 観光スポットとイベント

### ［大野亀のカンゾウ］

佐渡島北部にある大野亀は、高さ約167メートルの巨大な一枚岩です。

毎年5月下旬から6月上旬にかけて、斜面には約50万株ともいわれるトビシマカンゾウが咲き誇ります。青い日本海と黄色い花々のコントラストは圧巻です。



大野亀のトビシマカンゾウ群生

### ［佐渡国際トライアスロン大会］

毎年9月に開催される佐渡国際トライアスロン大会は、日本を代表するロングディスタンスの大会です。最長のAタイプは、スイム4km、バイク190km、ラン42.2kmで構成され、バイクコースは佐渡島をほぼ一周する設定となっており、選手たちは雄大な海岸線や山岳地帯を駆け抜けます。

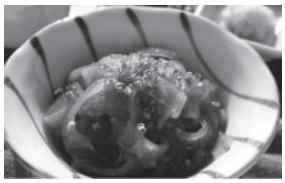
全国から多くのアスリートが参加し、島民による温かい声援を受けながらゴールを目指します。スポーツイベントであると同時に、島全体が一体となる地域最大級の行事です。




## グルメ

佐渡は豊かな自然に育まれた食材の宝庫です。日本海で獲れるブリ、マグロ、イカ、甘エビ、カニ、アジなどの新鮮な海産物を使った寿司や海鮮丼などが親しまれています。

郷土料理では、海藻のいご草から作る「いごねり」、ご当地グルメとしては、「ブリカツ丼」が大変人気です。





いごねり、ブリカツ丼

## おわりに

佐渡島には、まだまだ紹介しきれない人気スポットやグルメが盛りだくさんあります。また、良質な米と水を使った個性豊かな銘酒を堪能できる大変魅力的な地域ですので、是非、佐渡へ来いっちゃ！（来てください！）

※写真の提供：佐渡市役所観光文化スポーツ部観光振興課

# 編集後記

AIの進化のペースが速すぎて怖いのですが、ただ、AIに限らず、昔から先端テクノロジーが自分の日常を支え、もとい日常の細部に入り込み、社会の在り方まで決めていることを、日頃は意識もせず、具体的な事件に接して初めて実感する人が大半だったのではないかと思います。

特にインターネットとスマホの普及以降、良い意味で、個人が世代や地域に共通の「あるある」を追いかける必要がなくなり、周りに迎合せずに推しも生き方も選ぶことが可能になりました。裏を返せば、誰も「正しい道」は示してくれない中で、黙っていてもスマホの向こうからAIが無限の選択肢を提示してくれる時代です。

今月の米谷さんの巻頭言は、ロールモデルがいない時代の国家の政策決定にガバナンスをどう効かせるか、という問題提起です。次元は違えど、社会が固定の価値観や生き方を勝手に提示してくれない時代、個人の人生も自らガバナンスを効かせないと、自分とAIの判断の境界すら曖昧になりそうです。

私も人生にガバナンスが足りないタイプなので、このAI難局に何をしようか考え、ひとまず「パスワードは紙、決済は現金、情報は井戸端会議」のアナログ徹底回帰を始めました。

（財務省広報室長　西畠　万季人）


ファイナンス

11月号（通巻第732号）　令和8年11月18日発行

編集・発行　財務省
編集補助・印刷・販売　日経印刷株式会社
〒102-0072　東京都千代田区飯田橋2-15-5
03-6758-1011

ISBN978-4-86579-545-5

定価509円（本体463円＋税10%）

●ご購入は政府刊行物センター、大手書店等でお求めください。

●記事はホームページでもご覧いただけます。（一部ご覧いただけない内容があります）
財務省広報誌「ファイナンス」トップページ　https://www.mof.go.jp/public_relations/finance/ ⇨

●本誌へのご意見・ご要望は
〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1 「財務省広報室内ファイナンス編集部」あてにお送りください。
e-mail：finance@mof.go.jp

財務省ホームページ
https://www.mof.go.jp ⇨

財務省X公式アカウント
@MOF_Japan ⇨

アンケートに
ご協力ください。⇨


脱税は、犯罪。
VS
脱税者は、
見つかる。
査察官は、
見つける。
国税庁




申告せずに持ち込むと、**1,000万円**または
**貨物の価格の5倍の罰金**が科せられる可能性があります。




税関
Japan Customs

24時間 密輸ダイヤル **0120-461-961**

税関ホームページ
税関 検索

密輸情報提供サイトはこちらから

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

ISBN978-4-86579-545-5
C1033 ¥463E

9784865795455

定価509円（本体463円＋税10%）

19210330046 38



11月号
第62巻第8号・令和八年十一月十八日発行
ISSN0448-6072

模倣品の水際取締り強化!

そのニセモノ、
安全もニセモノかも

その「安い」には、健康被害や事故のリスクが隠れています。

海外の事業者から送付される模倣品（商標権又は意匠権を侵害する物品）は、
個人で使用するものであっても輸入できません。知的財産侵害物品の輸入は、
10年以下の拘禁刑若しくは1000万円以下の罰金に問われる場合があります。



取り締まるぜ!知的財産侵害物品の輸入
守れ!知財のオンリー「わんっ!」

買う人は、失う人。 No! コピー商品

FAKE ZERO PROJECT
China Customs Japan Customs Korea Customs

特設サイト

YouTube